

労働条件等実態調査報告書

(平成24年6月1日現在)

福島市商工観光部

はじめに

平素より、本市労働行政の推進に特段なるご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近の雇用情勢につきましては、震災復旧関連求人の増加などにより有効求人倍率は改善の傾向がみられるものの、短期や臨時的な雇用が多く、勤労者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

一方、少子高齢化に伴い労働力人口が減少傾向にある現在、行政機関や事業所等が連携して、勤労者一人ひとりが仕事上の責任を果たしながら、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できる社会作りが求められています。

このような状況のもと、労働条件等実態調査を通して企業の実態や労働環境を把握して諸課題に対応するための基礎資料として、本報告書を作成いたしました。

なお、本書については、各事業所の皆様におきましても、より一層の労働福祉の向上と勤労者の生活安定のためにご活用いただければ幸いに存じます。

結びに、本調査の実施にあたり、ご多忙中にもかかわらず、調査にご協力をいただきました事業所の皆様に、心から感謝申し上げますとともに、今後ともより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成24年11月

福島市長 瀬戸孝則

目 次

調査の説明	1
調査の概要	2
調査計における過去3年比較表	4
調査結果	
I 事業所の状況	
1 事業所構成	6
2 労働者構成	7
3 常用労働者の職種構成	9
4 労働者の年齢構成	10
5 派遣労働者の受け入れ状況	11
6 業務請負会社の利用状況	12
7 常用労働者における障がい者・外国人雇用状況	13
8 パートタイマーの状況	14
9 労働組合組織状況	16
II 労働時間	
1 所定労働時間	17
2 所定外労働時間	18
3 長時間労働者への医師面接指導制度	19
4 多様な労働時間への対応	20
III 休暇制度	
1 年次有給休暇	22
2 その他の休暇制度の導入状況	24
3 その他の休暇制度の有給の割合	26

IV	休業制度等	
1	育児休業制度	28
2	育児短時間勤務制度等	37
3	子の看護休暇制度	44
4	介護休暇制度	46
V	定年制	
1	定年制	49
VI	退職金制度	
1	常用労働者の退職金制度	52
2	非正規職員の退職金制度	55
VII	賃金制度	
1	6月分賃金	56
2	賞与の支払い	59
VIII	男女共同参画	
1	女性の昇進・参画	60
2	育児等による退職者の再雇用制度	65
3	職場環境	66
	別添資料 平成24年度 福島市労働条件等実態調査票	70

調査の説明

1. 調査の目的

本調査は、市内民間企業の労働条件のうち、労働者に対する労働条件の実態と今後の動向を調査し、労働行政の基礎資料とするものである。

2. 調査の対象

市内に所在する民間企業のうち、事業所全体で常用労働者を20人以上雇用している事業所を対象として調査を行った。

また、日本産業分類のうち、次の産業に分類される事業所はこの調査から除外した。

①農林水産業

②鉱業

③卸・小売業のうち、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ

3. 調査時点

平成24年6月1日

4. 調査実施時期

平成24年6月1日 から 平成24年8月31日 まで

5. 調査票

別添資料のとおり

6. 調査票の送付および回収

調査票は商業労政課より対象事業所に発送し、記入後返送を求め回収した。(自計式通信調査)

7. 集計の方法

①集計は外部委託(有限会社 都市建築造形舎)により行った。

②構成比、実施率等の比率については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めた。

よって、合計及び総計で合わない場合がある。

8. 調査票回収率

調査対象事業所	1,261事業所
有効回答数	711事業所(内、常用労働者20人以上:237事業所)
有効回答率	56.4% (18.8%)

調査の概要

I. 事業所の状況

回答のあった常用労働者 20 人以上の 237 事業所について、労働者規模別にみると最も多いのが 20～49 人の 54.4%であり、産業別では製造業の 26.6%が最も多く、次いで卸・小売業の 17.3%であった。

なお、労働者の男性と女性の割合は、55.8%と 44.2%となっている。

II. 労働時間

所定労働時間については、全ての産業及び全ての労働者規模で 1 日あたりの法定労働時間である 8 時間を超えているところはなかった。

なお、1 日の労働時間の平均は 7 時間 43 分で、最も長いのが運輸・通信の 7 時間 53 分、最も短いのが金融・保険の 7 時間 28 分で、25 分の格差がみられた。

また、年間総労働日数については、全体平均が 250.8 日であった。労働者規模別で最も多いのが 20～49 人の 252.7 日であり、産業別では最も多いのが運輸・通信の 264.1 日、最も少ないのが教育関係の 234.3 日で、その差は 29.8 日となっている。

III. 休暇制度

年次有給休暇取得の全体平均は、付与日数 17.0 日に対して取得日数は 6.4 日で、取得率は 37.6%となっている。これを産業別にみると、付与日数の最も多いのが金融・保険で 22.7 日、取得日数は製造業の 8.0 日で取得率も製造業の 47.6%が最も多くなっている。

計画的付与制度のある事業所の割合は 28.5%である。なお、労働者規模別で最も高い割合は 100 人以上の 39.2%、産業別では金融・保険の 66.7%が最も高く、次いで建設業の 31.6%となっている。

また、その他の休暇制度の導入状況は、リフレッシュ休暇の導入割合が 19.0%、ボランティア休暇が 8.4%、研修のための休暇が 5.1%という状況にあり、さらに、その有給の割合については、それぞれリフレッシュ休暇が 73.3%、ボランティア休暇が 70.0%、研修のための休暇が 66.7%となっている。

IV. 休業制度等

育児休業制度の規定を定めている事業所の割合は全体の 78.1%であり、労働者規模別では規模が大きいほど高く、産業別では金融・保険の割合が高くなっている。なお、規定内容については、期間は「子が満 1 歳未満」の 45.4%、賃金は「無給」の 84.3%がそれぞれ最も多い。

また、次世代育成支援法にもとづき「行動計画」を届けている事業所の割合は 30.4%であるが、義務が発生する 101 人以上の事業所では 61.8%となっている。

育児短時間勤務制度を定めている事業所は全体の 70.9%である。その内容としては「短時間勤務」の 79.8%、育児の対象としては「3 歳まで」の 56.5%がそれぞれ最も多くなっている。

子の看護休暇制度を定めている事業所は全体の 70.5%であり、100 人以上の規模と金融・保険の規定割合が高くなっている。

また、介護休業制度を定めている事業所は全体の 83.1%であり、この規定率は労働者規模 100 人以上の 100%、産業別では医療関係等の 93.8%が高くなっている。

V. 定年制

定年制を実施している事業所は全体の 96.6%であり、労働者規模別、産業別で運輸・通信、サービス業を除けば、いずれも 95%以上であり高い割合となっている。

また、定年制の実施形態としては「一律定年制」が 94.8%で最も多く、その定年年齢として最も多いのが「60 歳」で 83.4%である。

さらに、定年後の再雇用制度のある事業所は全体の 88.2%であり、その形態としては「再雇用制度のみ」が 75.6%、「勤務延長制度のみ」が 3.8%、「両制度の併用」が 20.1%となっている。

VI. 退職金制度

退職金制度のある事業所は全体の88.2%であり、その割合は労働者規模では100人以上が最も高く、産業別では運輸・通信、サービス業を除けば90%以上と高い割合にある。また、その形態としては「退職一時金制度のみ」が56.0%で最も多く、次いで「一方又は両者を労働者が選択」の20.6%となっている。

退職金の支払い準備形態としては、「社内準備」が40.7%で最も多く、次いで「中小企業退職金共済制度」の39.7%となっている。「社内準備」の割合は、労働者規模が100人以上で高く、産業別では金融・保険で高い。また、「中小企業退職金共済制度」は、労働者規模が小さいほど割合が高く、産業別では建設業が最も高い。

非正規職員の退職金制度のある事業所は全体の8.4%である。

VII. 賃金制度

平成23年6月分平均賃金は、男性33万円、女性が23万円であり、労働者規模でみると20～49人より50～99人の方がやや高めとなっているが、100人以上の合計賃金が最も高く、産業別では金融・保険、教育関係、電気・ガスで高くなっている。また、賞与の支払いがあった事業所の割合は全体の79.3%で、労働者規模が大きいほど割合は高く、産業別では教育関係、医療関係等の割合が高くなっている。

支給月数は、男女とも労働者規模が大きくなるほど、支給月数が増える傾向にある。

VIII. 男女共同参画

昇給等の男女間格差としては、「男女とも変わらない」が46.8%で最も多く、「男性の方がはやく昇給等する」は5.9%となっている。なお、「男女とも変わらない」とする事業所割合が高いのが教育関係、金融・保険、医療関係等で、「男性の方がはやく昇給等する」は製造業などとなっている。

昇給等での男女間格差が生じる時期としては、「入社から6～10年目まで」が28.6%で最も多い。

女性活用の問題点としては、「家庭責任を考慮する必要がある」が40.9%で最も多く、次いで「特になし」の33.3%、「時間外労働等をさせにくい」の23.2%となっている。

調査計における過去3年比較表

項 目		24年調査	前年比増減	23年調査	22年調査	
表 3	常用労働者の正規・非正規	非正規率	13.7 %	△ 1.5 ポイント	15.2 %	18.8 %
表 6	派遣労働者受入状況	受入率	16.0 %	1.9 ポイント	14.2 %	20.1 %
表 7	業務請負会社利用状況	利用率	19.4 %	△ 2.2 ポイント	21.6 %	17.9 %
表 8	障がい者雇用状況	受入率	40.9 %	2.9 ポイント	38.1 %	37.6 %
表 8	外国人雇用状況	受入率	11.0 %	8.0 ポイント	3.0 %	9.1 %
表 9	パートタイマー利用状況	利用率	58.6 %	△ 0.7 ポイント	59.3 %	55.1 %
表 9	正規職員と同じ仕事をするパート	存在率	46.8 %	2.7 ポイント	44.0 %	48.3 %
表 9	パートの正規への転換制度	制定率	51.8 %	12.2 ポイント	39.6 %	42.4 %
表10	労働組合組織状況	組織率	27.8 %	△ 1.3 ポイント	29.1 %	29.6 %
表11	所定労働時間	1日	7時間43分	2分	7時間45分	7時間43分
表11	年間総労働日数	年間	250.8日	△ 0.5日	251.4日	252.4日
表12	所定外労働時間	月間平均	11時間06分	1時間26分	9時間58分	8時間32分
表13	医師面接指導制度	導入率	38.8 %	△ 6.3 ポイント	45.1 %	46.35 %
表14	変形労働時間	実施率	65.0 %	6.0 ポイント	59.0 %	61.3 %
表14	みなし労働時間	実施率	11.8 %	△ 2.4 ポイント	14.2 %	14.6 %
表14	ワークシェアリング	実施率	6.3 %	△ 0.4 ポイント	6.7 %	6.9 %
表15	年次有給休暇付与	日数	17.0日	△ 0.1日	17.1日	17.3日
表15	年次有給休暇取得	取得率	37.6 %	△ 1.7 ポイント	39.3 %	39.5 %
表16	リフレッシュ休暇	規定率	19.0 %	△ 0.8 ポイント	19.8 %	21.9 %
表17		有給率	73.3 %	5.4 ポイント	67.9 %	78.3 %
表16	ボランティア休暇	規定率	8.4 %	△ 0.1 ポイント	8.6 %	8.0 %
表17		有給率	70.0 %	17.8 ポイント	52.2 %	81.8 %
表16	研修のための休暇	規定率	5.1 %	2.1 ポイント	3.0 %	4.7 %
表17		有給率	66.7 %	△ 8.3 ポイント	75.0 %	53.8 %
表18	育児休業制度	規定率	78.1 %	△ 16.0 ポイント	94.0 %	93.8 %
表20	(女性) 取得者割合	取得率	93.8 %	△ 1.7 ポイント	95.5 %	90.8 %
表20	(男性) 取得者割合	取得率	1.9 %	1.9 ポイント	0.0 %	0.9 %
表20	(女性) 取得日数	日数	215.4日	△ 18.2日	233.6日	215.6日
表20	(男性) 取得日数	日数	45.7日	45.7日	0.0日	115.7日
表18	次世代育成支援「行動計画」届出	届出率	30.4 %	△ 1.7 ポイント	32.1 %	19.7 %
表22	育児短時間勤務制度等	規定率	70.9 %	△ 7.5 ポイント	78.4 %	75.2 %
表25	子の看護休暇制度	規定率	70.5 %	△ 0.4 ポイント	70.9 %	66.8 %
表27	介護休暇制度	規定率	83.1 %	△ 4.6 ポイント	87.7 %	85.8 %
表29	取得者のあった事業所割合	取得率	4.1 %	△ 0.6 ポイント	4.7 %	2.6 %
表30	定年制	実施率	96.6 %	△ 0.8 ポイント	97.4 %	96.7 %
表32	定年後の再雇用制度	実施率	88.2 %	0.1 ポイント	88.1 %	90.9 %
表33	退職金制度	実施率	88.2 %	△ 0.2 ポイント	88.4 %	90.1 %
表36	非正規職員の退職金制度	実施率	8.4 %	1.0 ポイント	7.5 %	9.5 %
表37	平均賃金 総 額	6月分	295.1千円	16.0千円	279.0千円	270.5千円
表37	所定内賃金	6月分	256.5千円	8.4千円	248.1千円	244.6千円
表37	所定外賃金	6月分	38.6千円	7.6千円	31.0千円	25.9千円
表38	賞与 回数	年間	2.1回	0.1回	2.0回	2.0回
表38	月数	年間	2.2ヶ月	△ 0.1ヶ月	2.2ヶ月	2.5ヶ月
表39	昇給等での男女間の格差の有無	男有利率	5.9 %	△ 2.3 ポイント	8.2 %	8.0 %
表41	管理職の割合 (女性)	男女比	15.1 %	△ 1.2 ポイント	16.4 %	14.1 %
表43	教育研修実施状況 (男性)	実施率	60.3 %	4.0 ポイント	56.3 %	58.6 %
表43	(女性)	実施率	39.7 %	△ 4.0 ポイント	43.7 %	41.4 %
表44	育児等による退職者の再雇用制度	規定率	24.1 %	△ 0.6 ポイント	24.6 %	27.4 %
表45	セクシャル・ハラスメント相談窓口	設置率	47.3 %	△ 1.6 ポイント	48.9 %	47.4 %
表45	相談件数	件	7件	3件	4件	6件

※前年比増減では、小数点以下を四捨五入表示しているため、増減差に表示誤差が現れる場合があります。

調査結果

I. 事業所の状況

1. 事業所構成

労働者規模別で最も多いのが20～49人の54.4%
 産業別で最も多いのが製造業で26.6%

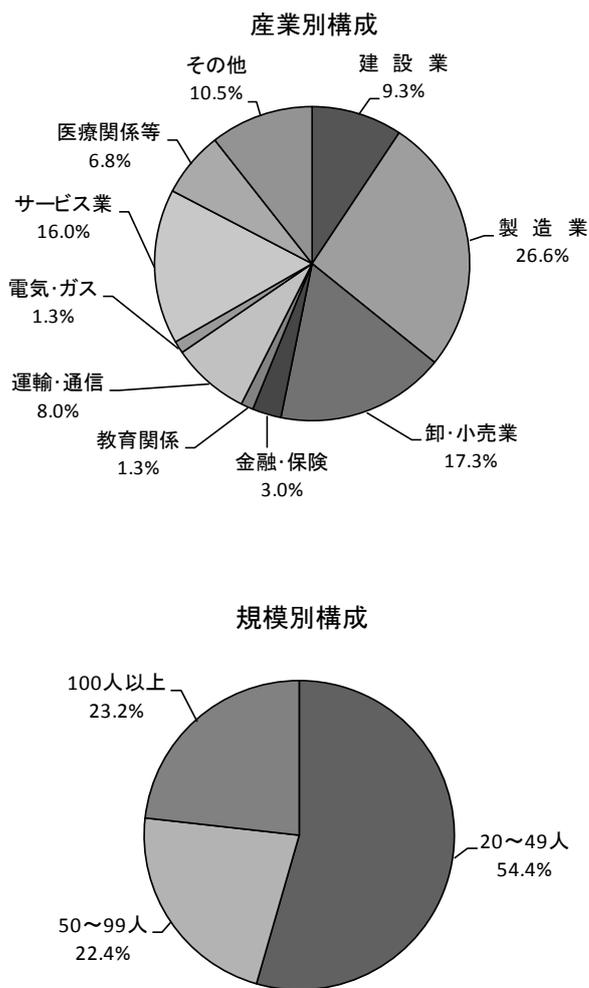
回答のあった事業所237社を労働規模別で見ると、20～49人規模が54.4%で最も多く、以下、100人以上規模が23.2%、50～99人規模が22.4%となっている。

また、産業別で見ると、製造業が26.6%と最も多く、以下、卸・小売業の17.3%、サービス業の16.0%、建設業の9.3%が続き、最も少ないのは教育関係と電気・ガスで1.3%である。

表1 事業所構成 上段：事業所数、下段：%

区分	事業所数	20～49人	50～99人	100人以上
調査計	237	129	53	55
	100.0	54.4	22.4	23.2
建設業	22	17	4	1
	9.3	77.3	18.2	4.5
製造業	63	29	12	22
	26.6	46.0	19.0	34.9
卸・小売業	41	25	8	8
	17.3	61.0	19.5	19.5
金融・保険	7	4	1	2
	3.0	57.1	14	28.6
教育関係	3	2	1	-
	1.3	66.7	33.3	-
運輸・通信	19	12	6	1
	8.0	63.2	31.6	5.3
電気・ガス	3	1	1	1
	1.3	33.3	33.3	33.3
サービス業	38	23	9	6
	16.0	60.5	23.7	15.8
医療関係等	16	2	3	11
	6.8	12.5	18.8	68.8
その他	25	14	8	3
	10.5	56.0	32.0	12.0
23年調査計	268	145	70	53
	100.0	54.1	26.1	19.8
22年調査計	274	145	67	62
	100.0	52.9	24.5	22.6

※事業所の労働者規模別区分は、常用労働者による区分である。
 ※これ以降の集計結果も同様に常用労働者数による規模別区分とする。



2. 労働者構成

1) 雇用形態

労働者総数の男女比率はそれぞれ 55.8%と 44.2%

雇用形態は「常用労働者」の割合が 77.3%、「パートタイマー」が 18.1%、非正規全体では 33.3%

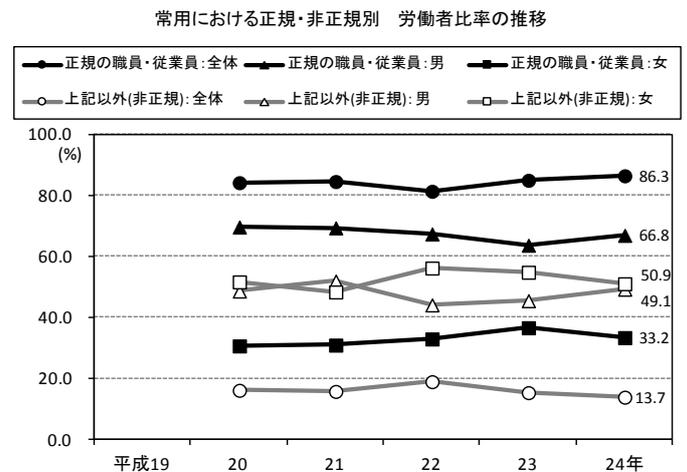
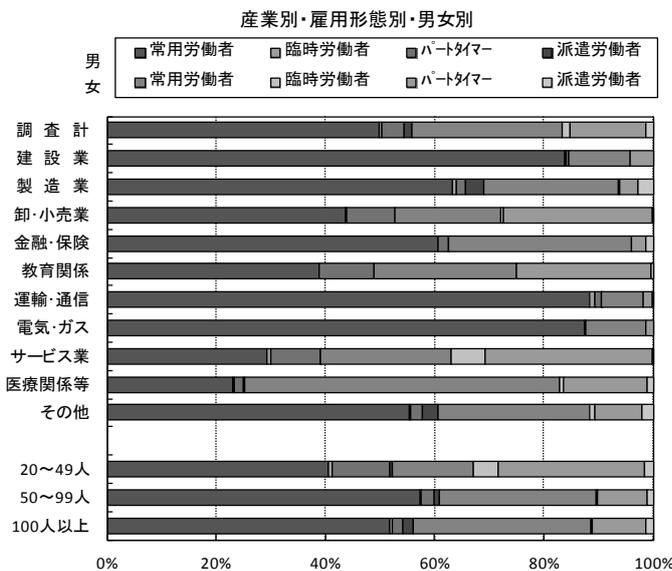
労働者の男女比率は、全体でそれぞれ 55.8%と 44.2%となっている。労働者規模別で見ると、50～99人の男性の比率が高くなっている。産業別にみると、男性の比率が高いのが運輸・通信、電気・ガス、建設業、女性の比率が高いのが医療関係等、サービス業、教育関係である。雇用形態別の労働者数は、「常用労働者」が最も多く、以下、「パートタイマー」、「派遣労働者」、「臨時労働者」の順となっている。また、男女比率をみると、「常用労働者」は男性が女性を大きく上回り、「パートタイマー」は女性の割合が圧倒的に高くなっている。

非正規労働者(常用の非正規+臨時+パートタイマー+派遣)全体が、労働者総数に占める割合は 33.3%となっている。

表2 労働者の雇用形態と男女比率

下段：%

区分	総数		常用労働者								臨時労働者		パートタイマー		派遣労働者		非正規労働者全体 (常用の非正規+臨時+パート+派遣)	
	合計	男性	女性	男性	女性	正規の職員・従業員	左記以外	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
						男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
調査計	29,972	16,739	13,233	14,915	8,257	13,359	6,644	1,556	1,613	167	390	1,239	4,190	418	396	3,380	6,589	
	100.0	55.8	44.2	64.4	35.6	66.8	33.2	49.1	50.9	30.0	70.0	22.8	77.2	51.4	48.6	33.9	66.1	
建設業	982	831	151	823	111	759	82	64	29	2	-	6	40	-	-	72	69	
	100.0	84.6	15.4	88.1	11.9	90.2	9.8	68.8	31.2	100.0	-	13.0	87.0	-	-	51.1	48.9	
製造業	10,776	7,436	3,340	6,809	2,668	6,253	2,242	556	426	90	13	186	367	351	292	1,183	1,098	
	100.0	69.0	31.0	71.8	28.2	73.6	26.4	56.6	43.4	87.4	12.6	33.6	66.4	54.6	45.4	51.9	48.1	
卸・小売業	4,844	2,554	2,290	2,116	943	1,877	634	239	309	12	25	426	1,317	0	5	677	1,656	
	100.0	52.7	47.3	69.2	30.8	74.8	25.2	43.6	56.4	32.4	67.6	24.4	75.6	0.0	100.0	29.0	71.0	
金融・保険	600	376	224	364	200	343	136	21	64	-	-	11	16	1	8	33	88	
	100.0	62.7	37.3	64.5	35.5	71.6	28.4	24.7	75.3	-	-	40.7	59.3	11.1	88.9	27.3	72.7	
教育関係	260	127	133	101	68	87	60	14	8	-	-	26	64	-	1	40	73	
	100.0	48.8	51.2	59.8	40.2	59.2	40.8	63.6	36.4	-	-	28.9	71.1	-	100.0	35.4	64.6	
運輸・通信	984	892	92	869	74	751	68	118	6	11	-	10	17	2	1	141	24	
	100.0	90.7	9.3	92.2	7.8	91.7	8.3	95.2	4.8	100.0	-	37.0	63.0	66.7	33.3	85.5	14.5	
電気・ガス	368	323	45	322	40	309	39	13	1	-	-	1	5	-	-	14	6	
	100.0	87.8	12.2	89.0	11.0	88.8	11.2	92.9	7.1	-	-	16.7	83.3	-	-	70.0	30.0	
サービス業	5,072	1,983	3,089	1,481	1,217	1,175	792	306	425	40	309	459	1,553	3	10	808	2,297	
	100.0	39.1	60.9	54.9	45.1	59.7	40.3	41.9	58.1	11.5	88.5	22.8	77.2	23.1	76.9	26.0	74.0	
医療関係等	4,150	1,043	3,107	960	2,399	861	2,224	99	175	5	24	73	643	5	41	182	883	
	100.0	25.1	74.9	28.6	71.4	27.9	72.1	36.1	63.9	17.2	82.8	10.2	89.8	10.9	89.1	17.1	82.9	
その他	1,936	1,174	762	1,070	537	944	367	126	170	7	19	41	168	56	38	230	395	
	100.0	60.6	39.4	66.6	33.4	72.0	28.0	42.6	57.4	26.9	73.1	19.6	80.4	59.6	40.4	36.8	63.2	
20～49人	7,495	3,919	3,576	3,036	1,117	2,717	884	319	233	57	332	784	2,008	42	119	1,202	2,692	
	100.0	52.3	47.7	73.1	26.9	79.5	24.5	57.8	42.2	14.7	85.3	28.1	71.9	26.1	73.9	30.9	69.1	
50～99人	4,434	2,702	1,732	2,537	1,274	2,172	965	365	309	9	11	107	401	49	46	530	767	
	100.0	60.9	39.1	66.6	33.4	69.2	30.8	54.2	45.8	45.0	55.0	21.1	78.9	51.6	48.4	40.9	59.1	
100人以上	18,043	10,118	7,925	9,342	5,866	8,470	4,795	872	1,071	101	47	348	1,781	327	231	1,648	3,130	
	100.0	56.1	43.9	61.4	38.6	63.9	36.1	44.9	55.1	68.2	31.8	16.3	83.7	58.6	41.4	34.5	65.5	
23年調査計	31,067	16,496	14,571	14,749	9,518	13,082	7,507	1,667	2,011	284	485	1,116	4,231	347	337	3,414	7,064	
	100.0	53.1	46.9	60.8	39.2	63.5	36.5	45.3	54.7	36.9	63.1	20.9	79.1	50.7	49.3	32.6	67.4	
22年調査計	34,085	18,761	15,324	17,201	10,225	15,032	7,331	2,269	2,894	223	519	1,045	4,179	292	401	3,829	7,993	
	100.0	55.0	45.0	62.7	37.3	67.2	32.8	43.9	56.1	30.1	69.9	20.0	80.0	42.1	57.9	32.4	67.6	



※平成 19 年は調査項目にないため把握できない。

※全体対比率は「正規」対「非正規」の割合を示し、男女別比率は「正規内訳」及び「非正規内訳」の割合を示している。

2) 常用雇用における正規及び非正規

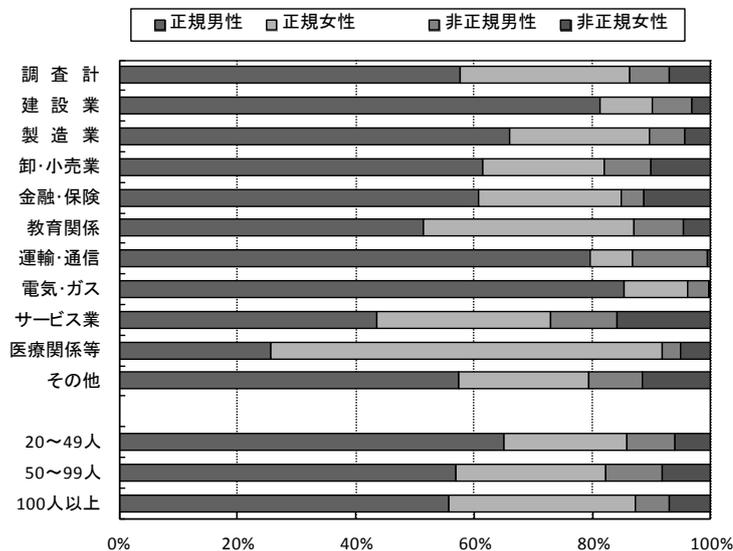
正規と非正規の比率はそれぞれ、正規：86.3%、非正規：13.7%
 産業別で最も非正規率が高いのは、サービス業で27.1%

常用雇用における正規または非正規の区分は、全体でそれぞれ86.3%と13.7%となっている。男女別にみると正規男性が89.6%、正規女性が80.5%で男性の方が正規比率が高い。非正規については、産業別にみると非正規率が最も高いのがサービス業の27.1%であり、男性の比率が高いのが運輸・通信、電気・ガス、女性の比率が高いのが金融・保険、医療関係等である。労働者規模では、100人以上が非正規率が低くなっている。

表3 常用労働者の正規・非正規比率

区分	常用労働者総数			正規常用労働者		非正規常用労働者	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	23,172	14,915	8,257	13,359	6,644	1,556	1,613
	100.0	64.4	35.6	66.8	33.2	49.1	50.9
建設業	934	823	111	759	82	64	29
	100.0	88.1	11.9	90.2	9.8	68.8	31.2
製造業	9,477	6,809	2,668	6,253	2,242	556	426
	100.0	71.8	28.2	73.6	26.4	56.6	43.4
卸・小売業	3,059	2,116	943	1,877	634	239	309
	100.0	69.2	30.8	74.8	25.2	43.6	56.4
金融・保険	564	364	200	343	136	21	64
	100.0	64.5	35.5	71.6	28.4	24.7	75.3
教育関係	169	101	68	87	60	14	8
	100.0	59.8	40.2	59.2	40.8	63.6	36.4
運輸・通信	943	869	74	751	68	118	6
	100.0	92.2	7.8	91.7	8.3	95.2	4.8
電気・ガス	362	322	40	309	39	13	1
	100.0	89.0	11.0	88.8	11.2	92.9	7.1
サービス業	2,698	1,481	1,217	1,175	792	306	425
	100.0	54.9	45.1	59.7	40.3	41.9	58.1
医療関係等	3,359	960	2,399	861	2,224	99	175
	100.0	28.6	71.4	27.9	72.1	36.1	63.9
その他	1,607	1,070	537	944	367	126	170
	100.0	66.6	33.4	72.0	28.0	42.6	57.4
20～49人	4,153	3,036	1,117	2,717	884	319	233
	100.0	73.1	26.9	75.5	24.5	57.8	42.2
50～99人	3,811	2,537	1,274	2,172	965	365	309
	100.0	66.6	33.4	69.2	30.8	54.2	45.8
100人以上	15,208	9,342	5,866	8,470	4,795	872	1,071
	100.0	61.4	38.6	63.9	36.1	44.9	55.1
23年調査計	24,267	14,749	9,518	13,082	7,507	1,667	2,011
	100.0	60.8	39.2	63.5	36.5	45.3	54.7
22年調査計	27,526	17,301	10,225	15,032	7,331	2,269	2,894
	100.0	62.9	37.1	67.2	32.8	43.9	56.1

常用労働者の正規・非正規



3. 常用労働者の職種構成

最も多いのが「技能・労務」の31.5%、次いで「専門・技術」の26.8%

常用労働者の職種別構成は、最も多いのが「技能・労務」の31.5%、以下、「専門・技術」の26.8%、「事務」の20.0%、「販売・サービス」の16.2%の順となっている。

男女別にみても、「専門・技術」で男女間の差が少なく、「技能・労務」では男性72.7%、女性27.3%で最も男女間の差が生じている。

表4 常用労働者の職種別内訳

下段：%

区分	総数		事務		販売・サービス		専門・技術		技能・労務		その他		
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	22,315	14,363	7,952	2,629	1,826	2,386	1,218	3,343	2,639	5,101	1,919	904	350
	100.0	64.4	35.6	59.0	41.0	66.2	33.8	55.9	44.1	72.7	27.3	72.1	27.9
建設業	936	825	111	48	63	59	2	348	14	348	28	22	4
	100.0	88.1	11.9	43.2	56.8	96.7	3.3	96.1	3.9	92.6	7.4	84.6	15
製造業	9,304	6,682	2,622	902	485	305	52	1,443	271	3,556	1,639	476	175
	100.0	71.8	28.2	65.0	35.0	85.4	14.6	84.2	15.8	68.5	31.5	73.1	26.9
卸・小売業	3,015	2,114	901	429	346	1,319	538	22	3	326	13	18	1
	100.0	70.1	29.9	55.4	44.6	71.0	29.0	88.0	12.0	96.2	3.8	94.7	5.3
金融・保険	372	250	122	207	104	43	18	-	-	-	-	-	-
	100.0	67.2	32.8	66.6	33.4	70.5	29.5	-	-	-	-	-	-
教育関係	169	101	68	9	19	6	-	66	38	3	-	17	11
	100.0	59.8	40.2	32.1	67.9	100.0	-	63.5	36.5	100.0	-	-	-
運輸・通信	910	839	71	60	47	96	2	153	22	492	-	38	-
	100.0	92.2	7.8	56.1	43.9	98.0	2.0	87.4	12.6	100.0	-	100.0	-
電気・ガス	362	322	40	188	36	13	2	121	2	-	-	-	-
	100.0	89.0	11.0	83.9	16.1	86.7	13.3	98.4	1.6	-	-	-	-
サービス業	2,512	1,349	1,163	333	370	428	369	315	240	211	123	62	61
	100.0	53.7	46.3	47.4	52.6	53.7	46.3	56.8	43.2	63.2	36.8	50.4	49.6
医療関係等	3,359	960	2,399	187	235	89	231	606	1,772	60	85	18	76
	100.0	28.6	71.4	44.3	55.7	27.8	72.2	25.5	74.5	41.4	58.6	19.1	80.9
その他	1,376	921	455	266	121	28	4	269	277	105	31	253	22
	100.0	66.9	33.1	68.7	31.3	87.5	12.5	49.3	50.7	77.2	22.8	92.0	8.0
20～49人	3,877	2,899	978	322	405	730	204	561	148	1,111	177	175	44
	100.0	74.8	25.2	44.3	55.7	78.2	21.8	79.1	20.9	86.3	13.7	79.9	20.1
50～99人	3,526	2,329	1,197	373	269	399	216	622	368	882	329	53	15
	100.0	66.1	33.9	58.1	41.9	64.9	35.1	62.8	37.2	72.8	27.2	77.9	22.1
100人以上	14,912	9,135	5,777	1,934	1,152	1,257	798	2,160	2,123	3,108	1,413	676	291
	100.0	61.3	38.7	62.7	37.3	61.2	38.8	50.4	49.6	68.7	31.3	69.9	30.1
23年調査計	25,102	15,095	10,007	2,604	2,101	2,602	1,253	4,003	4,348	5,147	1,891	739	414
	100.0	60.1	39.9	55.3	44.7	67.5	32.5	47.9	52.1	73.1	26.9	64.1	35.9
22年調査計	27,017	16,847	10,170	3,122	2,217	2,554	1,295	3,826	3,183	6,428	2,962	917	513
	100.0	62.4	37.6	58.5	41.5	66.4	33.6	54.6	45.4	68.5	31.5	64.1	35.9

※回答の中には、常用労働者以外の雇用形態を含む(事業所の回答記入優先)場合があるため、表2と合計が一致しない場合があります。

4. 労働者の年齢構成

「30～39歳」の23.1%が最も多く、次いで「40～49歳」が23.0%、「50～59歳」が22.8%

労働者の年齢別構成は、「30～39歳」が23.1%で最も多く、以下、「40～49歳」が23.0%、「50～59歳」が22.8%、「15～29歳」が19.8%、そして「60歳以上」が11.4%となっている。

また、雇用形態別労働者数の年齢構成をみると、「常用労働者」と「派遣労働者」は若い年代の方の割合が高く、「パートタイマー」と「臨時労働者」は年齢の高い方の割合が高くなっている。

表5-1 労働者の年齢別構成

中段：総数に対する% 下段：雇用形態別男女比%

区分	総数			常用労働者			臨時労働者			パートタイマー			派遣労働者		
	合計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
調査計	28,869	16,284	12,585	22,786	14,784	8,002	468	110	358	5,160	1,177	3,983	455	213	242
	100.0	100.0	100.0	78.9	90.8	63.6	1.6	0.7	2.8	17.9	7.2	31.6	1.6	1.3	1.9
	100.0	56.4	43.6	100.0	64.9	35.1	100.0	23.5	76.5	100.0	22.8	77.2	100.0	46.8	53.2
15～29歳	5,706	3,238	2,468	4,922	2,910	2,012	23	14	9	658	263	395	103	51	52
	19.8	19.9	19.6	86.3	89.9	81.5	0.4	0.4	0.4	11.5	8.1	16.0	1.8	1.6	2.1
	100.0	56.7	43.3	100.0	59.1	40.9	100.0	60.9	39.1	100.0	40.0	60.0	100.0	49.5	50.5
30～39歳	6,668	4,030	2,638	5,864	3,838	2,026	40	19	21	624	102	522	140	71	89
	23.1	24.7	21.0	87.9	95.2	76.8	0.6	0.5	0.8	9.4	2.5	19.8	2.1	1.8	2.6
	100.0	60.4	39.6	100.0	65.5	34.5	100.0	47.5	52.5	100.0	16.3	83.7	100.0	50.7	49.3
40～49歳	6,647	3,784	2,863	5,510	3,614	1,896	47	16	31	967	117	850	123	37	86
	23.0	23.2	22.7	82.9	95.5	66.2	0.7	0.4	1.1	14.5	3.1	29.7	1.9	1.0	3.0
	100.0	56.9	43.1	100.0	65.6	34.4	100.0	34.0	66.0	100.0	12.1	87.9	100.0	30.1	69.9
50～59歳	6,571	3,526	3,045	4,907	3,254	1,653	105	13	92	1,512	236	1,276	47	23	24
	22.8	21.7	24.2	74.7	92.3	54.3	1.6	0.4	3.0	23.0	6.7	41.9	0.7	0.7	0.8
	100.0	53.7	46.3	100.0	66.3	33.7	100.0	12.4	87.6	100.0	15.6	84.4	100.0	48.9	51.1
60歳以上	3,277	1,706	1,571	1,583	1,168	415	253	48	205	1,399	459	940	42	31	11
	11.4	10.5	12.5	48.3	68.5	26.4	7.7	2.8	13.0	42.7	26.9	59.8	1.3	1.8	0.7
	100.0	52.1	47.9	100.0	73.8	26.2	100.0	19.0	81.0	100.0	32.8	67.2	100.0	73.8	26.2
23年調査計	29,394	15,468	13,926	23,349	14,143	9,206	763	267	496	4,921	897	4,024	361	161	200
	100.0	100.0	100.0	79.4	91.4	66.1	2.6	1.7	3.6	16.7	5.8	28.9	1.2	1.0	1.4
	100.0	52.6	47.4	100.0	60.6	39.4	100.0	35.0	65.0	100.0	18.2	81.8	100.0	44.6	55.4
22年調査計	33,135	18,456	14,679	26,546	16,918	9,628	786	230	556	5,265	1,070	4,195	538	238	300
	100.0	100.0	100.0	80.1	91.7	65.6	2.4	1.2	3.8	15.9	5.8	28.6	1.6	1.3	2.0
	100.0	55.7	44.3	100.0	63.7	36.3	100.0	29.3	70.7	100.0	20.3	79.7	100.0	44.2	55.8

表5-2 労働者の年齢別構成（正規及び非正規の内訳）

中段：総数に対する% 下段：雇用形態別男女比%

区分	常用労働者			正規の職員・従業員（正規労働者）			左記以外（非正規労働者）			非正規労働者全体 （常用の非正規+臨時+パート+派遣）		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
調査計	22,786	14,784	8,002	19,710	13,254	6,456	3,076	1,530	1,546	9,159	3,030	6,129
	78.9	90.8	63.6	68.3	81.4	51.3	10.7	9.4	12.3	31.7	18.6	48.7
	100.0	64.9	35.1	100.0	67.2	32.8	100.0	49.7	50.3	100.0	33.1	66.9
15～29歳	4,922	2,910	2,012	4,436	2,702	1,734	486	208	278	1,270	536	734
	86.3	89.9	81.5	77.7	83.4	70.3	8.5	6.4	11.3	22.3	16.6	29.7
	100.0	59.1	40.9	100.0	60.9	39.1	100.0	42.8	57.2	100.0	42.2	57.8
30～39歳	5,864	3,838	2,026	5,341	3,613	1,728	523	225	298	1,327	417	910
	87.9	95.2	76.8	80.1	89.7	65.5	7.8	5.6	11.3	19.9	10.3	34.5
	100.0	65.5	34.5	100.0	67.6	32.4	100.0	43.0	57.0	100.0	31.4	68.6
40～49歳	5,510	3,614	1,896	4,954	3,444	1,510	556	170	386	1,693	340	1,353
	82.9	95.5	66.2	74.5	91.0	52.7	8.4	4.5	13.5	25.5	9.0	47.3
	100.0	65.6	34.4	100.0	69.5	30.5	100.0	30.6	69.4	100.0	20.1	79.9
50～59歳	4,907	3,254	1,653	4,278	2,971	1,307	629	283	346	2,293	555	1,738
	74.7	92.3	54.3	65.1	84.3	42.9	9.6	8.0	11.4	34.9	15.7	57.1
	100.0	66.3	33.7	100.0	69.4	30.6	100.0	45.0	55.0	100.0	24.2	75.8
60歳以上	1,583	1,168	415	701	524	177	882	644	238	2,576	1,182	1,394
	48.3	68.5	26.4	21.4	30.7	11.3	26.9	37.7	15.1	78.6	69.3	88.7
	100.0	73.8	26.2	100.0	74.8	25.2	100.0	73.0	27.0	100.0	45.9	54.1
23年調査計	23,349	14,143	9,206	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	79.4	91.4	66.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100.0	60.6	39.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22年調査計	26,546	16,918	9,628	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	80.1	91.7	65.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	100.0	63.7	36.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-

5. 派遣労働者の受け入れ状況

「受け入れている」割合は全体の16.0%

派遣労働者を受け入れている事業所の割合は16.0%となっている。また、その業務内容で最も比率が高いのは、「事務」で45.5%、次いで、「技能・労務」の27.3%である。

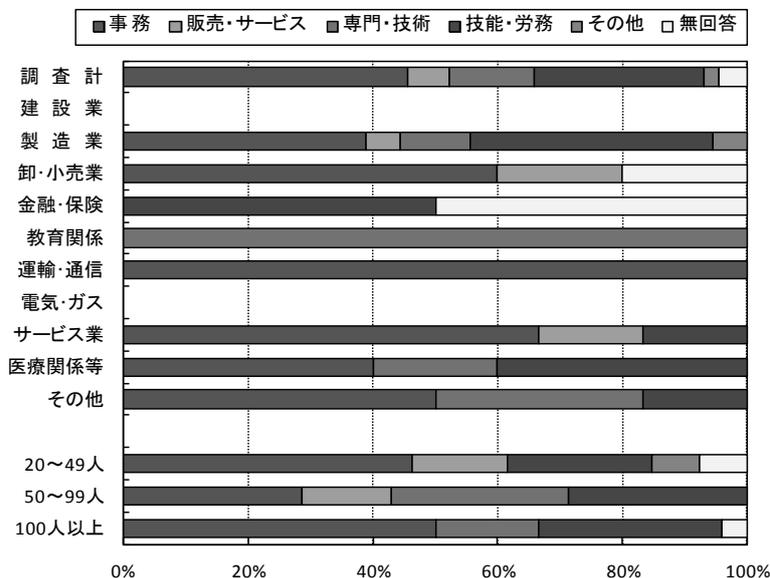
これを労働者規模にみると、規模が大きくなるほど「受け入れている」割合は高くなり、100人以上の事業所における受け入れ割合は36.4%である。

また、産業別では、「受け入れている」割合が最も高いのが教育関係で33.3%、次いで、医療関係等の31.3%、金融・保険の28.6%である。

表6 派遣労働者の受け入れとその業務内容 下段：%

区分	事業所総数	受け入れ事業所数	業務内容					無回答
			事務	販売・サービス	専門・技術	技能・労務	その他	
調査計	237	38 16.0	20 45.5	3 6.8	6 13.6	12 27.3	1 2.3	2 4.5
建設業	22	-	-	-	-	-	-	-
製造業	63	14 22.2	7 38.9	1 5.6	2 11.7	7 38.9	1 5.6	-
卸・小売業	41	5 12.2	3 60.0	1 20.0	-	-	-	1 20.0
金融・保険	7	2 28.6	-	-	-	1 50.0	-	1 50.0
教育関係	3	1 33.3	-	-	1 100.0	-	-	-
運輸・通信	19	1 5.3	1 100.0	-	-	-	-	-
電気・ガス	3	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	38	5 13.2	4 66.7	1 16.7	-	1 16.7	-	-
医療関係等	16	5 31.3	2 40.0	-	1 20.0	2 40.0	-	-
その他	25	5 20.0	3 50.0	-	2 33.3	1 16.7	-	-
20～49人	129	11 8.5	6 46.2	2 15.4	-	3 23.1	1 7.7	1 7.7
50～99人	53	7 13.2	2 28.6	1 14.3	2 28.6	2 28.6	-	-
100人以上	55	20 36.4	12 50.0	-	4 16.7	7 29.2	-	1 4.2
23年調査計	268	38 14.2	19 43.2	1 2.3	10 22.7	9 20.5	2 4.5	3 6.8
22年調査計	274	55 20.1	28 63.6	4 9.1	8 18.2	15 34.1	1 2.3	4 9.1

派遣労働者の業務内容



6. 業務請負会社の利用状況

「利用している」割合は全体の19.4%

業務請負会社を「利用している事業所」の割合は19.4%、「利用していない」が68.4%、「無回答」が12.2%となっている。また、その業務内容で最も比率が高いのは、「技能・労務」で51.0%、次いで、「専門・技術」の17.6%である。

これを労働者規模にみると、100人以上の事業所における「利用している」割合は30.9%であり、規模が小さくなると利用率も下がる傾向にある。

また、産業別では、「利用している」割合が最も高いのが医療関係等で50.0%、次いで教育関係が33.3%、他の産業ではいずれも3割以下の利用率となっている。

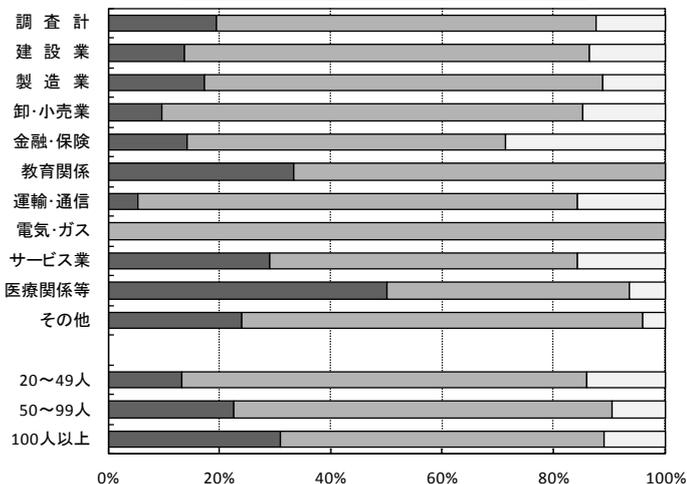
表7 業務請負会社の利用と業務内容

下段：%

区分	事業所総数	業務請負会社利用事業所数	業務内容						業務請負会社利用なし	業務請負会社利用無回答
			事務	販売・サービス	専門・技術	技能・労務	その他	無回答		
調査計	237	46	6	5	9	26	5	-	162	29
		19.4	11.8	9.8	17.6	51.0	9.8	-	68.4	12.2
建設業	22	3	1	-	1	2	-	-	16	3
		13.6	25.0	-	25.0	50.0	-	-	72.7	13.6
製造業	63	11	-	2	1	8	-	-	45	7
		17.5	-	18.2	9.1	72.7	-	-	71.4	11.1
卸・小売業	41	4	-	1	-	3	-	-	31	6
		9.8	-	25.0	-	75.0	-	-	75.6	14.6
金融・保険	7	1	-	-	-	1	-	-	4	2
		14.3	-	-	-	-	-	-	57.1	28.6
教育関係	3	1	-	-	-	1	-	-	2	-
		33.3	-	-	-	100.0	-	-	66.7	-
運輸・通信	19	1	-	-	1	-	-	-	15	3
		5.3	-	-	100.0	-	-	-	78.9	15.8
電気・ガス	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-
		-	-	-	-	-	-	-	100.0	-
サービス業	38	11	1	2	6	4	2	-	21	6
		28.9	6.7	13.3	40.0	26.7	13.3	-	55.3	15.8
医療関係等	16	8	3	-	-	3	2	-	7	1
		50.0	37.5	-	-	37.5	25.0	-	43.8	6.3
その他	25	6	1	-	-	4	1	-	18	1
		24.0	16.7	-	-	66.7	16.7	-	72.0	4.0
20～49人	129	17	1	2	4	12	1	-	94	18
		13.2	5.0	10.0	20.0	60.0	5.0	-	72.9	14.0
50～99人	53	12	2	-	4	6	2	-	36	5
		22.6	14.3	-	28.6	42.9	14.3	-	67.9	9.4
100人以上	55	17	3	3	1	8	2	-	32	6
		30.9	17.6	17.6	5.9	47.1	11.8	-	58.2	10.9
23年調査計	268	58	12	4	17	27	11	-	178	32
		21.6	16.9	5.6	23.9	38.0	15.5	-	66.4	11.9
22年調査計	274	49	11	2	8	23	12	-	189	36
		17.9	19.6	3.6	14.3	41.1	21.4	-	69.0	13.1

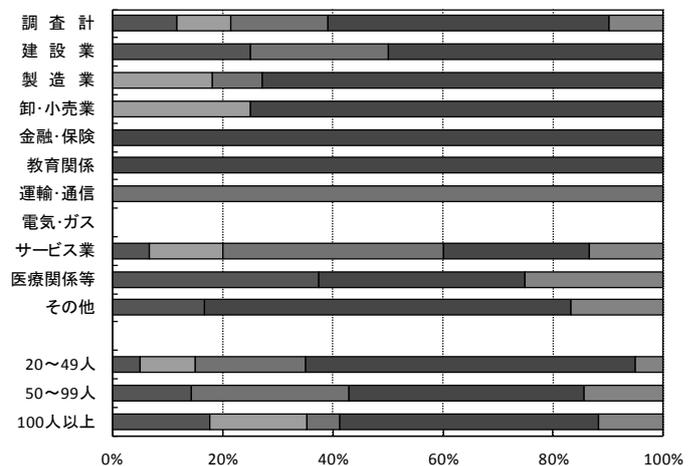
業務請負会社利用状況

■ 利用している □ 利用していない □ 無回答



業務請負会社の利用と業務内容

■ 事務 ■ 販売・サービス ■ 専門・技術 ■ 技能・労務 ■ その他 □ 無回答



7. 常用労働者における障がい者、外国人雇用状況

障がい者を雇用している事業所の割合は40.9%、外国人を雇用している事業所の割合は11.0%
 障がい者の雇用者総数は280人、外国人の雇用者総数は35人

障がい者を雇用している事業所の割合は40.9%であり、外国人を雇用している事業所の割合は11.0%となっている。また、障がい者の雇用者総数は280人で内男性が65.7%を占め、一方、外国人の雇用者総数は35人で内女性が77.1%を占めている。

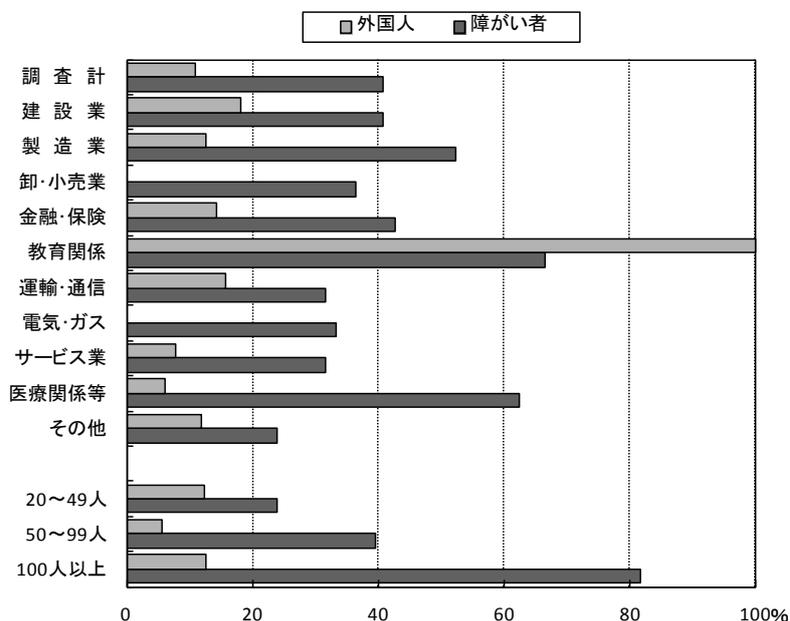
産業別では、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、障がい者を雇用している事業所の割合が高いのが医療関係等で62.5%、外国人の場合は建設業の18.2%である。また、雇用労働者数では障がい者の製造業が最も多い。

表8 障がい者・外国人雇用状況（雇用事業所数・常用労働者数）

下段：%

区分	事業所総数	雇用事業所数		総計			障がい者			外国人		
		障がい者	外国人	合計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
調査計	237	97	26	315	192	123	280	184	96	35	8	27
		40.9	11.0	100.0	61.0	39.0	88.9	65.7	34.3	11.1	22.9	77.1
建設業	22	9	4	5	5	-	5	5	-	-	-	-
		40.9	18.2	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-
製造業	63	33	8	192	109	83	167	104	63	25	5	20
		52.4	12.7	100.0	56.8	43.2	87.0	62.3	37.7	13.0	20.0	80.0
卸・小売業	41	15	-	38	31	7	38	31	7	-	-	-
		36.6	-	100.0	81.6	18.4	100.0	81.6	18.4	-	-	-
金融・保険	7	3	1	9	2	7	9	2	7	-	-	-
		42.9	14.3	100.0	22.2	77.8	100.0	22.2	77.8	-	-	-
教育関係	3	2	3	6	3	3	2	1	1	4	2	2
		66.7	100.0	100.0	50.0	50.0	33.3	50.0	50.0	66.7	50.0	50.0
運輸・通信	19	6	3	4	4	-	4	4	-	-	-	-
		31.6	15.8	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-
電気・ガス	3	1	-	2	2	-	2	2	-	-	-	-
		33.3	-	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-
サービス業	38	12	3	22	15	7	19	14	5	3	1	2
		31.6	7.9	100.0	68.2	31.8	86.4	73.7	26.3	13.6	33.3	66.7
医療関係等	16	10	1	27	16	11	26	16	10	1	-	1
		62.5	6.3	100.0	59.3	40.7	96.3	61.5	38.5	3.7	-	100.0
その他	25	6	3	10	5	5	8	5	3	2	-	2
		24.0	12.0	100.0	50.0	50.0	80.0	62.5	37.5	20.0	-	100.0
20～49人	129	31	16	31	27	4	27	25	2	4	2	2
		24.0	12.4	100.0	87.1	12.9	87.1	92.6	7.4	12.9	50.0	50.0
50～99人	53	21	3	43	25	18	40	24	16	3	1	2
		39.6	5.7	100.0	58.1	41.9	93.0	60.0	40.0	7.0	33.3	66.7
100人以上	55	45	7	241	140	101	213	135	78	28	5	23
		81.8	12.7	100.0	58.1	41.9	88.4	63.4	36.6	11.6	17.9	82.1
23年調査計	268	102	8	281	196	85	261	189	72	20	7	13
		38.1	3.0	100.0	69.8	30.2	92.9	72.4	27.6	7.7	35.0	65.0
22年調査計	274	103	25	419	234	185	339	218	121	80	16	64
		37.6	9.1	100.0	55.8	44.2	80.9	64.3	35.7	19.7	20.0	80.0

産業別の障がい者・外国人雇用状況



8. パートタイマーの状況

パートタイマーを利用している事業所の割合は58.6%
 内、正規と同じ仕事をしているのが46.8%、正規への転換制度があるのは51.8%

パートタイマーを利用している事業所の割合は58.6%であり、その内、正規職員と同じ仕事をしている割合は46.8%となっている。また、正規への転換制度等があるのは51.8%となっている。

産業別では、パートタイマーを利用している事業所の割合が高いのは、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと医療関係等で100%、次いで、サービス業の73.7%である。また、労働者規模別にみると、規模が大きくなるほどパートタイマーの増える傾向にある。

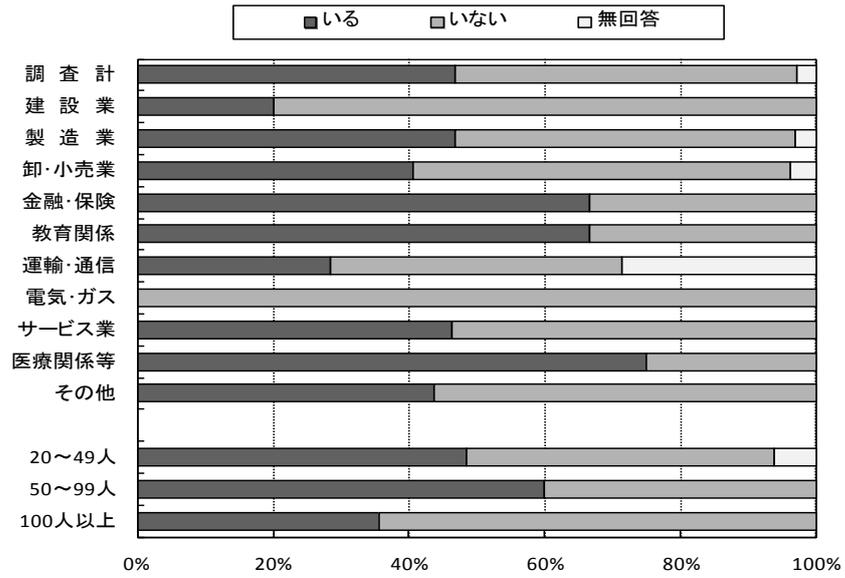
表9 パートタイマーの状況 下段：%

区 分	事業所 総 数	パートタイ マー利用 事業所数	正規職員と同じ仕事をしている パートタイマー			正規への転換制度等			
			いる	いない	無回答	ある	ない	検討中	無回答
調 査 計	237	139	65	70	4	72	62	22	5
		58.6	46.8	50.4	2.9	51.8	44.6	35.5	3.6
建 設 業	22	5	1	4	-	2	2	2	1
		22.7	20.0	80.0	-	40.0	40.0	100.0	20.0
製 造 業	63	32	15	16	1	12	19	6	1
		50.8	46.9	50.0	3.1	37.5	59.4	31.6	3.1
卸・小売業	41	27	11	15	1	16	11	5	-
		65.9	40.7	55.6	3.7	59.3	40.7	45.5	-
金融・保険	7	3	2	1	-	3	-	-	-
		42.9	66.7	33.3	-	100.0	-	-	-
教育関係	3	3	2	1	-	2	1	-	-
		100.0	66.7	33.3	-	66.7	33.3	-	-
運輸・通信	19	7	2	3	2	3	3	2	1
		36.8	28.6	42.9	28.6	42.9	42.9	66.7	14.3
電気・ガス	3	2	-	2	-	1	1	-	-
		66.7	-	100.0	-	50.0	50.0	-	-
サービス業	38	28	13	15	-	15	12	3	1
		73.7	46.4	53.6	-	53.6	42.9	25.0	3.6
医療関係等	16	16	12	4	-	9	7	3	-
		100.0	75.0	25.0	-	56.3	43.8	42.9	-
その他	25	16	7	9	-	9	6	1	1
		64.0	43.8	56.3	-	56.3	37.5	16.7	6.3
20～49人	129	64	31	29	4	30	31	13	3
		49.6	48.4	45.3	6.3	46.9	48.4	41.9	4.7
50～99人	53	30	18	12	-	16	13	4	1
		56.6	60.0	40.0	-	53.3	43.3	30.8	3.3
100人以上	55	45	16	29	-	26	18	5	1
		81.8	35.6	64.4	-	57.8	40.0	27.8	2.2
23年調査計	268	159	70	85	4	63	91	30	5
		59.3	44.0	53.5	2.5	39.6	57.2	33.0	3.1
22年調査計	274	151	73	78	-	64	87	28	-
		55.1	48.3	51.7	-	42.4	57.6	32.2	-

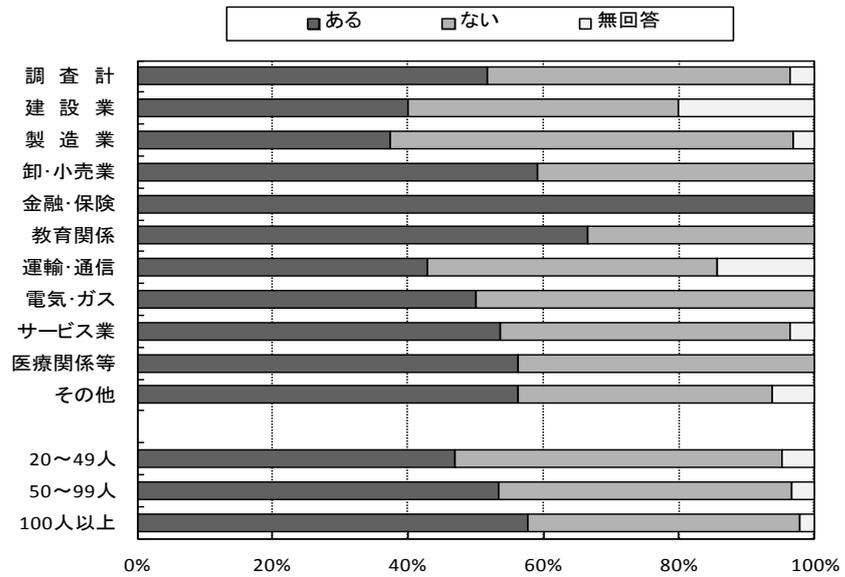
【正規職員への転換制度の主な代表例】

- ・ 本人の希望により検討
 (勤務年数が3年または5年以上と定めている場合や年齢制限がある。)
- ・ 勤務態度と能力により採用試験(職員登用試験等)を受けてもらう。
- ・ ステップアップ制度等の採用
- ・ 長時間労働などの正規同様の勤務時間(勤務体制)が可能な場合。
- ・ 勤務評価制度により採点して、優秀な者を正規登用。
- ・ 資格取得や国家試験合格等により、正規への登用を検討。

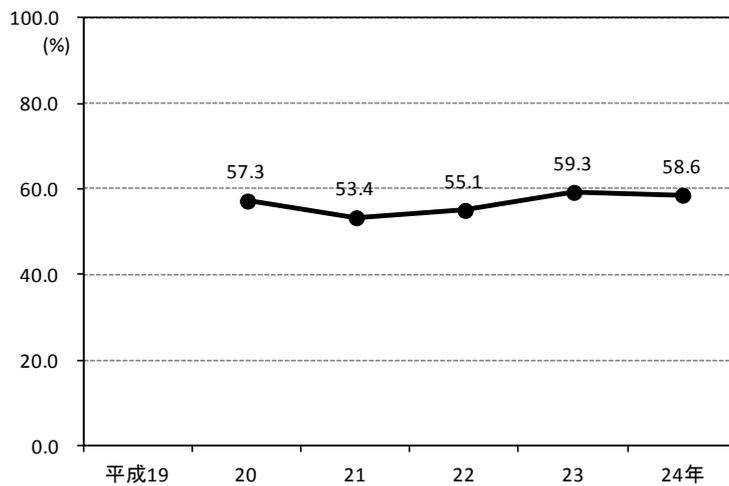
正社員と同じ仕事をしているパートタイマー



正社員への転換制度等



パートタイマー利用事業所割合の推移



9. 労働組合組織状況

組合の「ある」割合が27.8%、「ない」割合は70.5%

労働組合の「ある」事業所の割合は27.8%、「ない」割合は70.5%、「無回答」割合は1.7%という結果になっている。

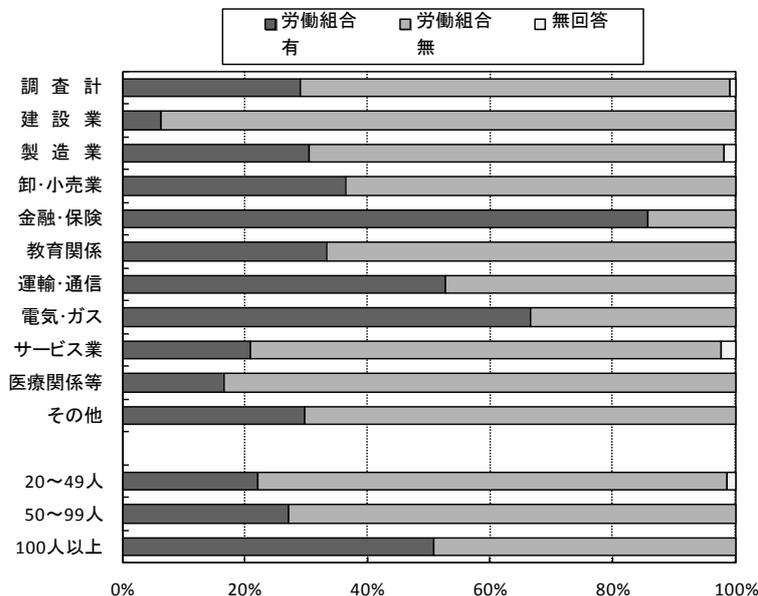
これを労働者規模別にみると、労働者規模が大きいほど組合のある割合が高くなる傾向を示し、労働者100人以上の事業所における組合のある割合は50.9%である。

また、産業別では、組合の「ある」割合の高いのが金融・保険の85.7%であり、反対に組合の「ない」割合が高いのは回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、建設業の95.5%、サービス業の81.6%、医療関係等の75.0%、製造業の66.7%となっている。

表10 労働組合組織状況 下段：%

区分	事業所 総数	労働組合 有	労働組合 無	無回答
調査計	237	66 27.8	167 70.5	4 1.7
建設業	22	1 4.5	21 95.5	-
製造業	63	20 31.7	42 66.7	1 1.6
卸・小売業	41	14 34.1	26 63.4	1 2.4
金融・保険	7	6 85.7	1 14.3	-
教育関係	3	1 33.3	2 66.7	-
運輸・通信	19	7 36.8	11 57.9	1 5.3
電気・ガス	3	2 66.7	1 33.3	-
サービス業	38	7 18.4	31 81.6	-
医療関係等	16	4 25.0	12 75.0	-
その他	25	4 16.0	20 80.0	1 4.0
20～49人	129	24 18.6	101 78.3	4 3.1
50～99人	53	14 26.4	39 73.6	-
100人以上	55	28 50.9	27 49.1	-
23年調査計	268	78 29.1	188 70.1	2 0.7
22年調査計	274	81 29.6	193 70.4	-

労働組合組織状況



II. 労働時間

1. 所定労働時間

1日の労働時間は1事業所平均7時間43分
年間総労働日数は1事業所平均250.8日

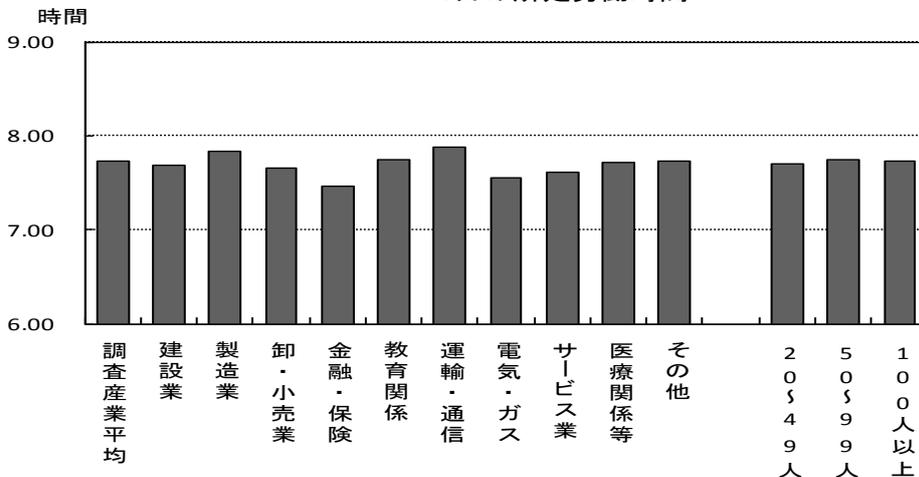
1日の所定労働時間は1事業所平均で「7時間43分」となっている。労働者規模による労働時間の差はあまりみられないが、産業別でみると、最も短いのは金融・保険の「7時間28分」、最も長いのが運輸・通信の「7時間53分」で、両者の差は25分となっている。

年間総労働日数は、1事業所平均で251.4日であり、これを労働者規模別でみると、最も少ない100人以上の248.3日と最も多い20～49人の252.7日との差は4.4日である。一方、産業別では、最も少ない教育関係の234.3日（電気・ガスは、不確かな回答を含むため除外）と最も多い運輸・通信の264.1日の差は29.8日となっている。

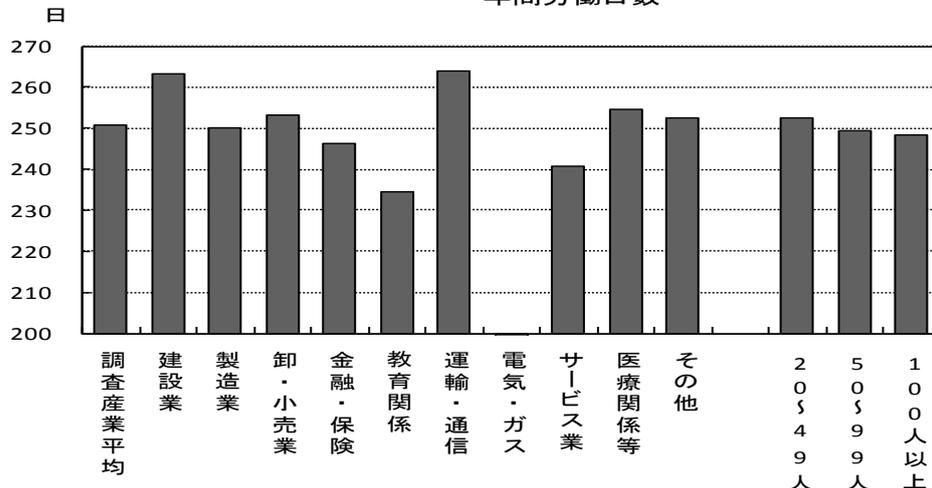
表11 所定労働時間

区分	1日の労働時間	年間総労働日数
調査計平均	7時間43分	250.8日
建設業	7時間42分	263.3日
製造業	7時間50分	250.1日
卸・小売業	7時間40分	253.3日
金融・保険	7時間28分	246.2日
教育関係	7時間45分	234.3日
運輸・通信	7時間53分	264.1日
電気・ガス	7時間33分	197.3日
サービス業	7時間37分	240.9日
医療関係等	7時間43分	254.4日
その他	7時間44分	252.6日
20～49人	7時間42分	252.7日
50～99人	7時間45分	249.2日
100人以上	7時間44分	248.3日
23年調査計	7時間43分	251.4日
22年調査計	7時間43分	252.4日

1日の所定労働時間



年間労働日数



2. 所定外労働時間

1 事業所平均で 11 時間 6 分 (月平均)

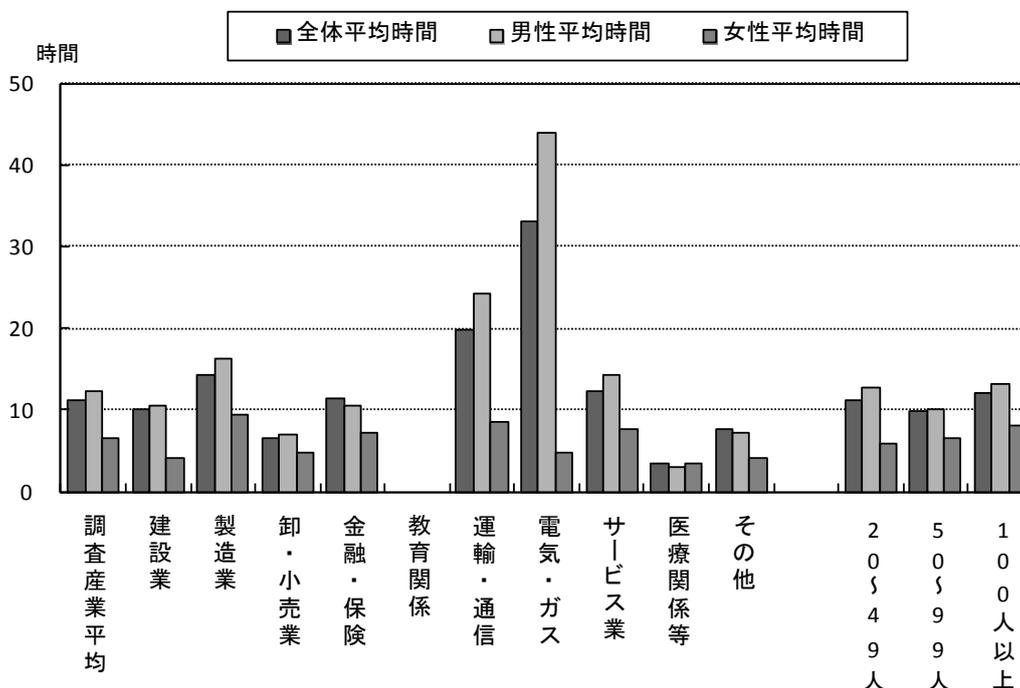
平成 23 年 6 月から平成 24 年 5 月までの月平均所定外労働時間は、1 事業所平均で「11 時間 6 分」であり、男性平均が「12 時間 13 分」女性平均が「6 時間 36 分」でこの男女差は「5 時間 37 分」となっている。

これを労働者規模別にみると、最も短いのが 50～99 人の「9 時間 51 分」、最も長いのが 100 人以上の「12 時間 4 分」で、両者の差は「56 分」である。また、産業別では、最も短いのは回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、医療関係等の「3 時間 25 分」、最も長いのが運輸・通信の「19 時間 44 分」で、両者の差は「16 時間 19 分」となっている。

表 12 所定外労働時間（平成 23 年 6 月から平成 24 年 5 月まで期間における月平均時間）

区 分	全体平均	男性平均	女性平均
調査計平均	11 時間 6 分	12 時間 13 分	6 時間 36 分
建設業	10 時間 2 分	10 時間 35 分	4 時間 4 分
製造業	14 時間 13 分	16 時間 22 分	9 時間 24 分
卸・小売業	6 時間 35 分	7 時間 4 分	4 時間 50 分
金融・保険	11 時間 19 分	10 時間 35 分	7 時間 17 分
教育関係	0 時間 0 分	0 時間 0 分	0 時間 0 分
運輸・通信	19 時間 44 分	24 時間 19 分	8 時間 34 分
電気・ガス	33 時間 0 分	43 時間 55 分	4 時間 43 分
サービス業	12 時間 22 分	14 時間 12 分	7 時間 42 分
医療関係等	3 時間 25 分	3 時間 2 分	3 時間 32 分
その他	7 時間 32 分	7 時間 10 分	4 時間 9 分
20～49人	11 時間 8 分	12 時間 38 分	5 時間 53 分
50～99人	9 時間 51 分	10 時間 2 分	6 時間 34 分
100人以上	12 時間 4 分	13 時間 12 分	8 時間 6 分
23年調査計	9 時間 58 分	11 時間 3 分	6 時間 1 分
22年調査計	8 時間 32 分	9 時間 14 分	5 時間 52 分

所定外労働時間



3. 長時間労働者への医師面接指導制度

制度の「ある」割合が38.8%、「ない」割合は58.6%

長時間労働者への医師面接指導制度が「ある」事業所の割合は38.8%、「ない」割合は58.6%、「無回答」が2.5%という結果になっている。

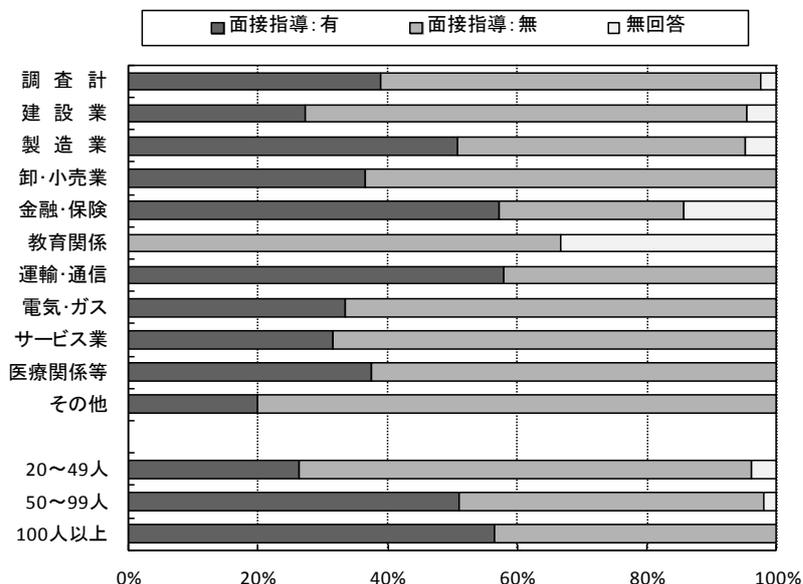
これを労働者規模別にみると、労働者規模が大きいほど制度の「ある」割合が高くなる傾向を示し、労働者100人以上の事業所における制度のある割合は56.4%である。

また、産業別では、制度の「ある」割合の高いのが運輸・通信の57.9%、金融・保険の57.1%であり、反対に制度の「ない」割合が高いのは回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、サービス業の68.4%、建設業の68.2%、卸・小売業の63.4%などとなっている。

表13 医師による面接指導制度 下段：%

区分	事業所総数	面接指導有	面接指導無	無回答
調査計	237	92	139	6
		38.8	58.6	2.5
建設業	22	6	15	1
		27.3	68.2	4.5
製造業	63	32	28	3
		50.8	44.4	4.8
卸・小売業	41	15	26	-
		36.6	63.4	-
金融・保険	7	4	2	1
		57.1	28.6	14.3
教育関係	3	-	2	1
		-	66.7	33.3
運輸・通信	19	11	8	-
		57.9	42.1	-
電気・ガス	3	1	2	-
		33.3	66.7	-
サービス業	38	12	26	-
		31.6	68.4	-
医療関係等	16	6	10	-
		37.5	62.5	-
その他	25	5	20	-
		20.0	80.0	-
20～49人	129	34	90	5
		26.4	69.8	3.9
50～99人	53	27	25	1
		50.9	47.2	1.9
100人以上	55	31	24	-
		56.4	43.6	-
23年調査計	268	121	141	6
		45.1	52.6	2.2
22年調査計	274	127	142	5
		46.4	51.8	1.8

医師による面接指導制度



4. 多様な労働時間への対応

変形労働時間制の採用	65.0%
みなし労働時間の採用	11.8%
ワークシェアリングの採用	6.3%

1) 変形労働時間

変形労働時間制を「採用している」事業所は154件で全体の65.0%、「採用していない」が81件で34.2%、「無回答」が2件で0.8%となっている。

これを労働者規模別にみると、「採用している」事業所の割合は、20～49人が59.7%、50～99人が69.8%、100人以上が72.7%で規模が大きくなるほど採用率は高くなっている。産業別では、「採用している」割合が最も高いのは回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、建設業の86.4%、それに卸・小売業の70.7%、医療関係等の62.5%が続いている。

2) みなし労働時間

みなし労働時間制を「採用している」事業所の割合は28件で全体の11.8%、「採用していない」が202件で85.2%、「無回答」が7件で3.0%となっている。

これを労働者規模別にみると、「採用している」事業所の割合は50～99人が20.8%で最も高く、産業別では、「採用している」割合が最も高いのは回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、運輸・通信の26.3%、建設業の13.6%、サービス業の13.2%である。

3) ワークシェアリング

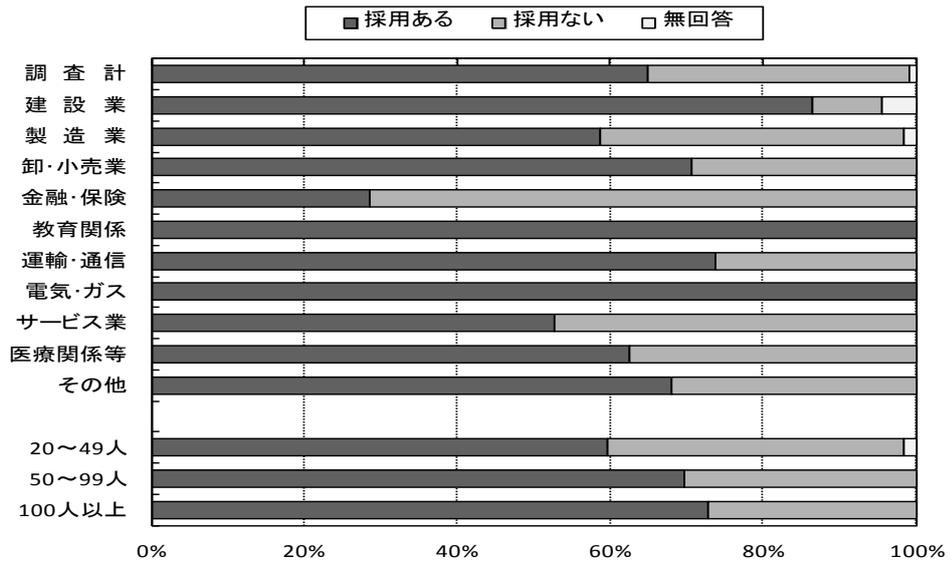
ワークシェアリングを採用している事業所は15件で、全体のわずか6.3%に過ぎない状況となっている。

表14 多様な労働時間制度への対応

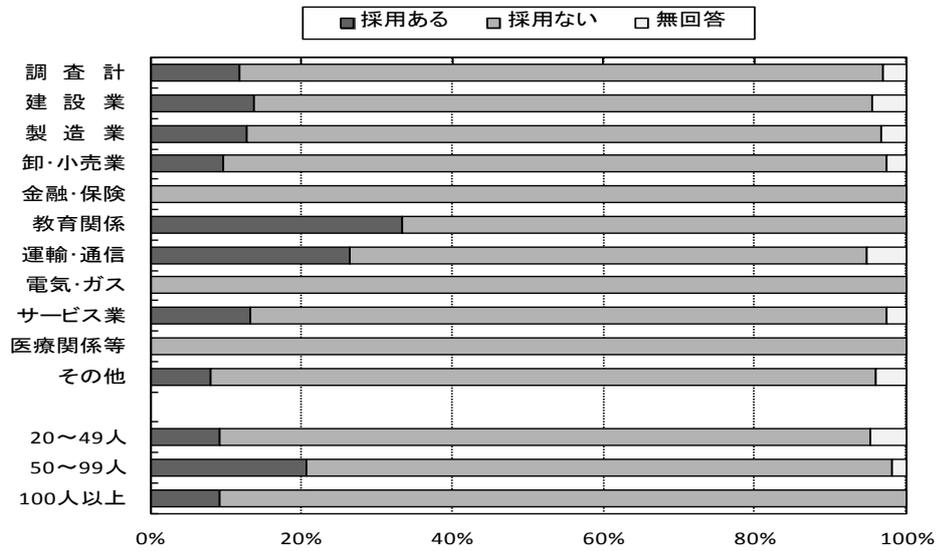
下段：%

区分	事業所 総数	変形労働時間制			みなし労働時間制			ワークシェアリング		
		採用ある	採用ない	無回答	採用ある	採用ない	無回答	採用ある	採用ない	無回答
調査計	237	154 65.0	81 34.2	2 0.8	28 11.8	202 85.2	7 3.0	15 6.3	219 92.4	3 1.3
建設業	22	19 86.4	2 9.1	1 4.5	3 13.6	18 81.8	1 4.5	1 4.5	20 90.9	1 4.5
製造業	63	37 58.7	25 39.7	1 1.6	8 12.7	53 84.1	2 3.2	6 9.5	56 88.9	1 1.6
卸・小売業	41	29 70.7	12 29.3	-	4 9.8	36 87.8	1 2.4	2 4.9	39 95.1	-
金融・保険	7	2 28.6	5 71.4	-	-	7 100.0	-	1 14.3	6 85.7	-
教育関係	3	3 100.0	-	-	1 33.3	2 66.7	-	1 33.3	2 66.7	-
運輸・通信	19	14 73.7	5 26.3	-	5 26.3	13 68.4	1 5.3	-	18 94.7	1 5.3
電気・ガス	3	3 100.0	-	-	-	3 100.0	-	-	3 100.0	-
サービス業	38	20 52.6	18 47.4	-	5 13.2	32 84.2	1 2.6	-	38 100.0	-
医療関係等	16	10 62.5	6 37.5	-	-	16 100.0	-	1 6.3	15 93.8	-
その他	25	17 68.0	8 32.0	-	2 8.0	22 88.0	1 4.0	3 12.0	22 88.0	-
20～49人	129	77 59.7	50 38.8	2 1.6	12 9.3	111 86.0	6 4.7	9 7.0	117 90.7	3 2.3
50～99人	53	37 69.8	16 30.2	-	11 20.8	41 77.4	1 1.9	4 7.5	49 92.5	-
100人以上	55	40 72.7	15 27.3	-	5 9.1	50 90.9	-	2 3.6	53 96.4	-
23年調査計	268	158 59.0	108 40.3	2 0.7	38 14.2	228 85.1	2 0.7	18 6.7	249 92.9	1 0.4
22年調査計	274	168 61.3	103 37.6	3 1.1	40 14.6	228 83.2	6 2.2	19 6.9	251 91.6	4 1.5

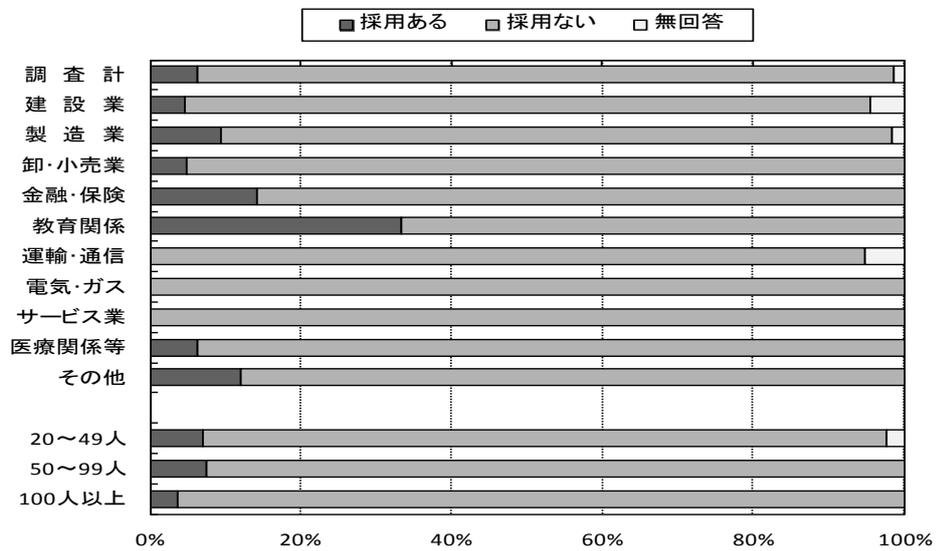
変形労働時間制



みなし労働時間制



ワークシェアリング



Ⅲ. 休暇制度

1. 年次有給休暇

年次有給休暇の状況	
付与日数	17.0日
取得日数	6.4日
取得率	37.6%

年次有給休暇の付与日数の平均は17.0日であり、繰越日数は13.6日、取得日数は6.4日で、取得率は37.6%となっている。

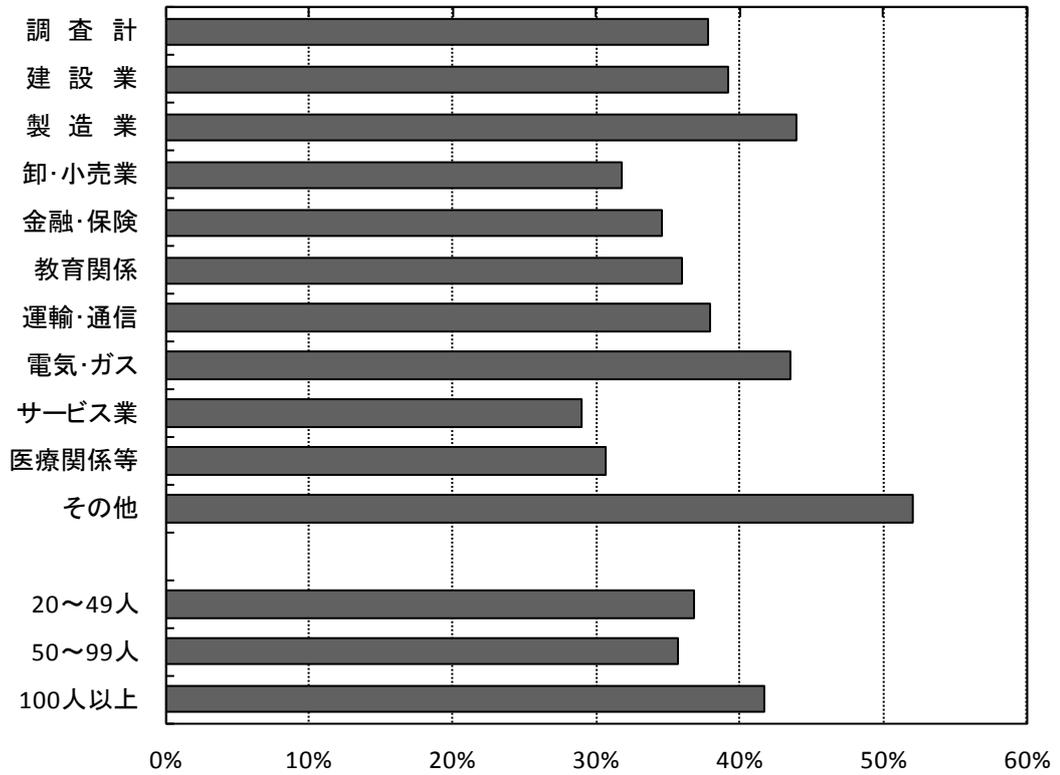
これを労働者規模別にみると、100人以上の取得日数7.3日で取得率41.7%が最も高く、50～99人の5.9日で35.8%が低くなっている。また、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、製造業の取得日数8.0日で取得率44.0%が最も多く、最も少ないのが運輸・通信の取得日数4.7日で取得率29.0%で、その差は取得日数で3.3日、取得率が15.0ポイントとなっている。

計画的付与制度については、「ある」とする事業所が59件で全体の28.5%となっている。これを労働者規模別でみると、100人以上では39.2%、次いで、20～49人の26.2%となっている。一方、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、「ある」とする割合の最も高いのは金融・保険の66.7%となっている。

表15 年次有給休暇の取得状況及び計画的付与制度の有無 下段：%

区 分	回答 事業所数	取 得 状 況				計 画 的 付 与 制 度		
		付与日数:A	繰越日数	取得日数:B	取得率B/A	ある	ない	無回答
調 査 計	207	17.0	13.6	6.4	37.6%	59 28.5	171 82.6	7 3.4
建 設 業	19	16.5	12.8	6.5	39.4%	6 31.6	15 78.9	1 5.3
製 造 業	57	18.2	13.2	8.0	44.0%	16 28.1	46 80.7	1 1.8
卸・小売業	37	17.6	15.2	5.6	31.8%	10 27.0	30 81.1	1 2.7
金融・保険	6	22.7	21.0	7.8	34.4%	4 66.7	3 50.0	- -
教育関係	3	16.7	16.0	6.0	35.9%	1 33.3	1 33.3	1 33.3
運輸・通信	14	13.0	11.5	4.9	37.7%	3 21.4	16 114.3	- -
電気・ガス	3	19.3	24.0	8.4	43.5%	2 66.7	1 33.3	- -
サービス業	33	16.2	13.5	4.7	29.0%	3 9.1	33 100.0	2 6.1
医療関係等	15	16.1	13.2	4.9	30.4%	3 20.0	12 80.0	1 6.7
その他	20	15.7	10.5	8.2	52.2%	11 55.0	14 70.0	- -
20～49人	107	17.0	13.7	6.2	36.5%	28 26.2	97 90.7	4 3.7
50～99人	49	16.5	12.3	5.9	35.8%	11 22.4	40 81.6	2 4.1
100人以上	51	17.5	14.7	7.3	41.7%	20 39.2	34 66.7	1 2.0
23年調査計	244	17.1	13.3	6.6	39.3%	66 27.0	197 80.7	5 2.0
22年調査計	241	17.3	13.0	6.8	39.5%	62 25.7	207 85.9	5 2.1

年次有給休暇の取得状況



2. その他の休暇制度の導入状況

導入割合はリフレッシュ休暇 19.0%、ボランティア休暇 8.4%、研修のための休暇 5.1%

1) リフレッシュ休暇

リフレッシュ休暇を導入している事業所の割合は19.0%であり、休暇の平均日数は6.5日となっている。これを労働者規模別で見ると、100人以上の導入割合は他の規模より高く34.5%であり、平均日数は7.4日で最も多くなっている。また、産業別にみると、導入割合は回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険の71.4%が高く、平均日数も金融・保険の7.4日が最も多くなっている。また、最も少ないのが運輸・通信の2.5日で、その差は4.9日となっている。

2) ボランティア休暇

ボランティア休暇を導入している事業所の割合は8.4%であり、休暇の平均日数は46.9日となっている。これを労働者規模別で見ると、100人以上の導入割合18.2%と平均日数84.0日がともに最も多い。また、産業別で見ると、導入割合は回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険の71.4%、平均日数は製造業の137.5日がそれぞれ最も多くなっている。

3) 研修のための休暇

研修のための休暇を導入している事業所の割合は5.1%であり、休暇の平均日数は5.4日となっている。これを労働者規模別で見ると、導入割合は20～49人の6.2%が最も高く、休暇の平均日数は100人以上の10.3日が最も多い。一方、産業別で見ると、導入割合は建設業の13.6%、平均日数は製造業の15.0日がそれぞれ最も多くなっている。

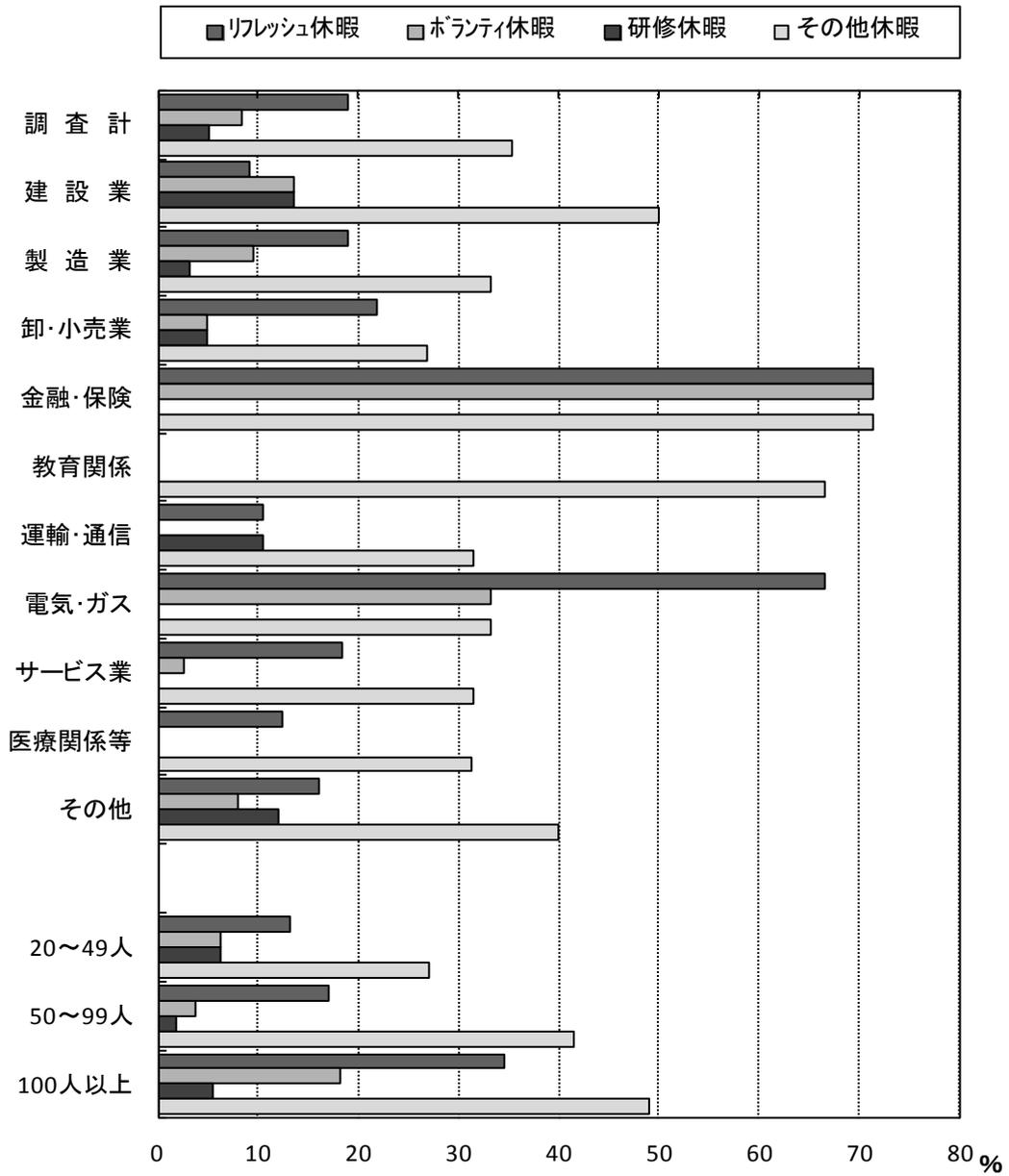
表16 その他の休暇制度の導入状況 斜体文字=集計事業所数：日数回答があった事業所数 下段：%

区分	事業所 総数	リフレッシュ 休暇		ボランティア 休暇		研修 休暇		その他 休暇	
		平均日数 集計 事業所数	平均日数 集計 事業所数	平均日数 集計 事業所数	平均日数 集計 事業所数	平均日数 集計 事業所数	平均日数 集計 事業所数		
調査計	237	45 19.0	6.5 45	20 8.4	46.9 20	12 5.1	5.4 12	84 35.4	8.7 84
建設業	22	2 9.1	3.5 2	3 13.6	2.3 3	3 13.6	3.7 3	11 50.0	5.4 11
製造業	63	12 19.0	7.0 12	6 9.5	137.5 6	2 3.2	15.0 2	21 33.3	7.2 21
卸・小売業	41	9 22.0	7.4 9	2 4.9	4.0 2	2 4.9	1.0 2	11 26.8	11.7 11
金融・保険	7	5 71.4	7.4 5	5 71.4	10.2 5	- -	- -	5 71.4	6.8 5
教育関係	3	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 66.7	61.0 2
運輸・通信	19	2 10.5	2.5 2	- -	- -	2 10.5	2.5 2	6 31.6	4.8 6
電気・ガス	3	2 66.7	7.5 2	1 33.3	12.0 7	- -	- -	1 33.3	2.0 7
サービス業	38	7 18.4	6.4 7	1 2.6	5.0 7	- -	- -	12 31.6	5.3 12
医療関係等	16	2 12.5	7.5 2	- -	- -	- -	- -	5 31.3	12.6 5
その他	25	4 16.0	4.8 4	2 8.0	14.5 2	3 12.0	4.0 3	10 40.0	5.8 10
20～49人	129	17 13.2	6.3 17	8 6.2	9.0 8	8 6.2	3.6 8	35 27.1	4.3 35
50～99人	53	9 17.0	5.1 9	2 3.8	12.5 2	1 1.9	3.0 7	22 41.5	14.9 22
100人以上	55	19 34.5	7.4 19	10 18.2	84.0 10	3 5.5	10.3 3	27 49.1	9.1 27
23年調査計	268	53 19.8	5.7 53	23 8.6	49.4 20	8 3.0	3.8 8	84 31.3	6.2 83
22年調査計	274	60 21.9	6.2 58	22 8.0	47.2 19	13 4.7	6.6 10	88 32.1	9.9 79

※製造業におけるボランティア休暇平均日数137.5日は、1年間(365日)を採用している事業者が2社あるため平均が多くなっています。

※各種休暇導入比率は、未回答(導入なし扱い)を含む事業所数に対する比率となっています。

その他の休暇制度の導入状況



3. その他の休暇制度の有給の割合

リフレッシュ休暇の有給割合	73.3%
ボランティア休暇の有給割合	70.0%
研修のための休暇の有給割合	66.7%

1) リフレッシュ休暇

リフレッシュ休暇制度における有給の割合は73.3%である。労働者規模別にみると、全ての規模において70%以上になっており、50～99人での有給の割合は77.8%と最も高くなっている。また、産業別にみると、サービス業、医療関係等での割合が高いのに対して、建設業が最も低い。

2) ボランティア休暇

ボランティア休暇制度における有給の割合は70.0%である。労働者規模別にみると、50～99人での有給の割合は100%で最も高くなっている。また、産業別にみると回答数の少ない電気・ガスを除くと、サービス業が100%となっている。

3) 研修のための休暇

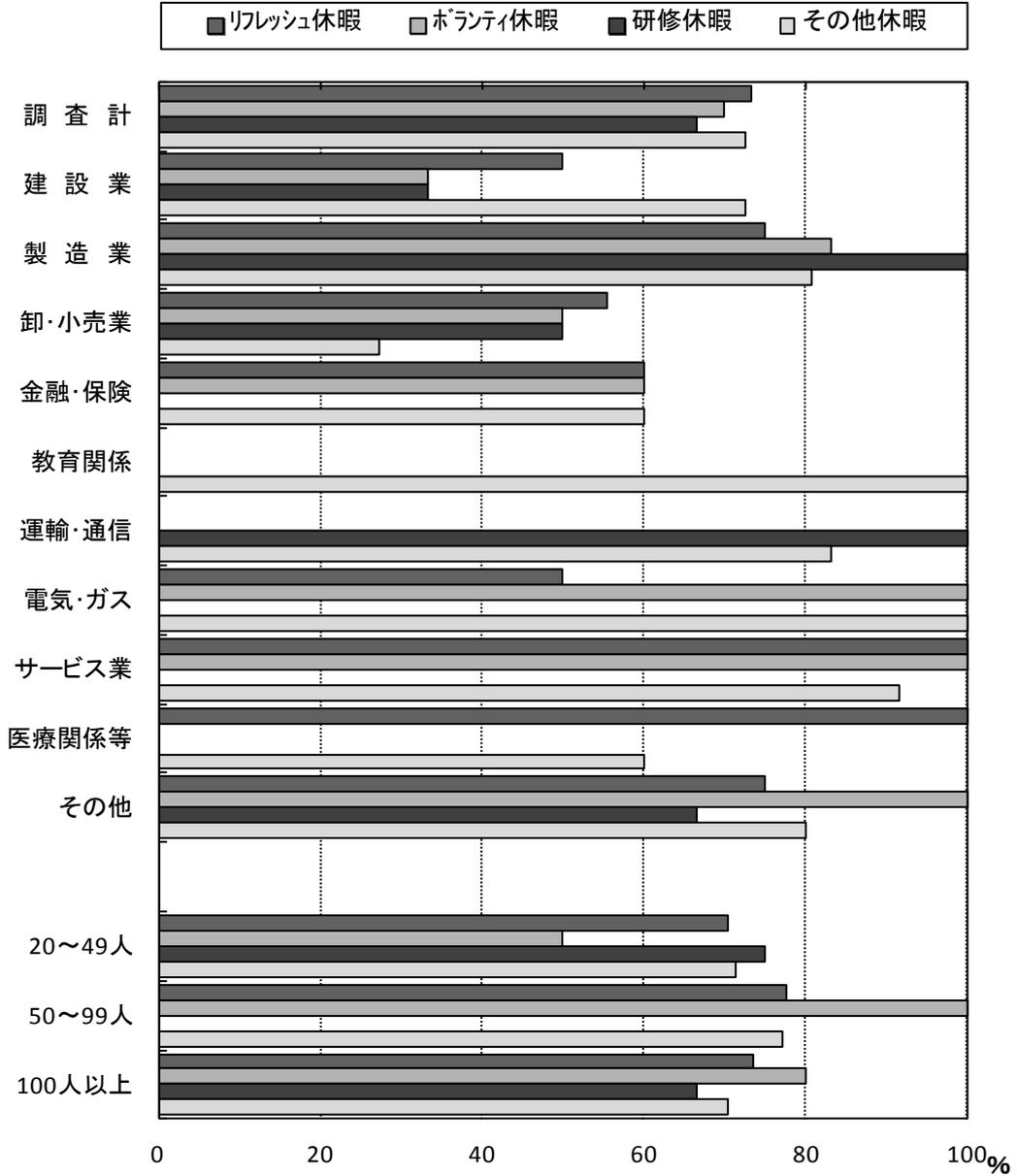
研修のための休暇制度における有給の割合は66.7%である。労働者規模別にみると、20～49人での有給の割合が75.0%で最も高くなっている。産業別では、製造業と運輸・通信が100%となっている。

表17 その他の休暇制度の有給の割合

下段：%

区 分	リフレッシュ 休暇		ボランテ ア休暇		研修 休暇		その他 休暇	
		有給		有給		有給		有給
調 査 計	45	33 73.3	20	14 70.0	12	8 66.7	84	61 72.6
建 設 業	2	1 50.0	3	1 33.3	3	1 33.3	11	8 72.7
製 造 業	12	9 75.0	6	5 83.3	2	2 100.0	21	17 81.0
卸・小売業	9	5 55.6	2	1 50.0	2	1 50.0	11	3 27.3
金融・保険	5	3 60.0	5	3 60.0	-	-	5	3 60.0
教育関係	-	-	-	-	-	-	2	2 100.0
運輸・通信	2	2 100.0	-	-	2	2 100.0	6	5 83.3
電気・ガス	2	1 50.0	1	1 100.0	-	-	1	1 100.0
サービス業	7	7 100.0	1	1 100.0	-	-	12	11 91.7
医療関係等	2	2 100.0	-	-	-	-	5	3 60.0
その他	4	3 75.0	2	2 100.0	3	2 66.7	10	8 80.0
20～49人	17	12 70.6	8	4 50.0	8	6 75.0	35	25 71.4
50～99人	9	7 77.8	2	2 100.0	1	-	22	17 77.3
100人以上	19	14 73.7	10	8 80.0	3	2 66.7	27	19 70.4
23年調査計	53	36 67.9	23	12 52.2	8	6 75.0	84	55 65.5
22年調査計	60	47 78.3	22	18 81.8	13	7 53.8	88	60 68.2

その他の休暇制度の有給の割合



IV. 休業制度等

1. 育児休業制度

1) 規定状況

育児休業制度の規定率は、常用労働者に対して	78.1%
正規の職員・従業員に対して	80.6%
非正規労働者に対して	36.7%
次世代育成支援「行動計画」の届出 30.4%であるが、義務が発生する 101 人以上の事業所では 61.8%	

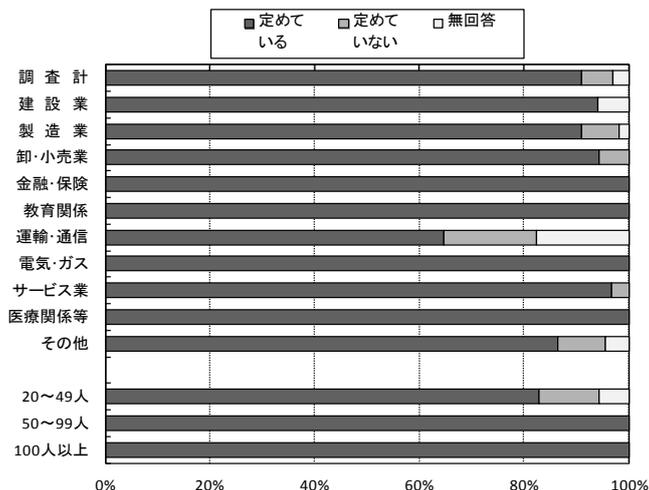
育児休業制度を定めている事業所の割合は、常用労働者に対して 78.1%、正規の職員・従業員に対して 80.6%、非正規労働者に対して 36.7%となっている。労働者規模別にみると、規模が大きくなるにつれ定めている割合は高くなる傾向にある。また、産業別にみると、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険、医療関係等の割合が相対的に高くなっている。次世代育成支援「行動計画」を届けている事業所の割合は 30.4%であり、労働者規模が大きいほど高く、産業別では医療関係等が高くなっている。また、義務が発生する 101 人以上の事業所では 61.8%とその割合は高くなっている。

表18 育児休業制度の規定状況と次世代育成支援「行動計画」の届出の有無 下段：%

区分	事業所総数	定めている			定めていない	無回答	次世代育成支援法：		
		常用労働者	正規の職員従業員	非正規労働者			届けている	届けていない	無回答
調査計	237	185 78.1	191 80.6	87 36.7	12 5.1	6 2.5	72 30.4	147 62.0	18 7.6
建設業	22	16 72.7	17 77.3	2 9.1	-	1 4.5	5 22.7	16 72.7	1 4.5
製造業	63	51 81.0	51 81.0	19 30.2	4 6.3	1 1.6	19 30.2	41 65.1	3 4.8
卸・小売業	41	33 80.5	32 78.0	16 39.0	2 4.9	-	18 43.9	20 48.8	3 7.3
金融・保険	7	6 85.7	6 85.7	3 42.9	-	-	3 42.9	3 42.9	1 14.3
教育関係	3	3 100.0	2 66.7	2 66.7	-	-	1 33.3	1 33.3	1 33.3
運輸・通信	19	11 57.9	11 57.9	4 21.1	3 15.8	3 15.8	-	14 73.7	5 26.3
電気・ガス	3	3 100.0	2 66.7	2 66.7	-	-	-	3 100.0	-
サービス業	38	30 78.9	34 89.5	17 44.7	1 2.6	-	14 36.8	23 60.5	1 2.6
医療関係等	16	13 81.3	16 100.0	10 62.5	-	-	9 56.3	6 37.5	1 6.3
その他	25	19 76.0	20 80.0	12 48.0	2 8.0	1 4.0	3 12.0	20 80.0	2 8.0
20～49人	129	87 67.4	91 70.5	34 26.4	12 9.3	6 4.7	23 17.8	94 72.9	12 9.3
50～99人	53	46 86.8	49 92.5	24 45.3	-	-	15 28.3	36 67.9	2 3.8
100人以上	55	52 94.5	51 92.7	29 52.7	-	-	34 61.8	17 30.9	4 7.3
※101人以上	55	-	-	-	-	-	34.0 61.8	17.0 30.9	4.0 7.3
23年調査計	268	252 94.0	-	-	13 4.9	3 1.1	86 32.1	161 60.1	21 7.8
22年調査計	274	257 93.8	-	-	14 5.1	3 1.1	54 19.7	208 75.9	12 4.4

※次世代育成支援法により、101人以上の事業所には「行動計画」を作成し届出る義務があります。

全事業所における育児休業制度の規定状況



2) 規定内容

育児休業制度の期間は「子が満1歳未満」の45.4%、賃金は「無給」84.3%が最多

育児休業制度の規定内容は、期間を「子が満1歳未満」としている事業所の割合が45.4%で最も高く、次いで「子が1歳6ヶ月に達するまで」の37.3%となっている。

賃金支給については、「無給」が84.3%と大部分を占めている。

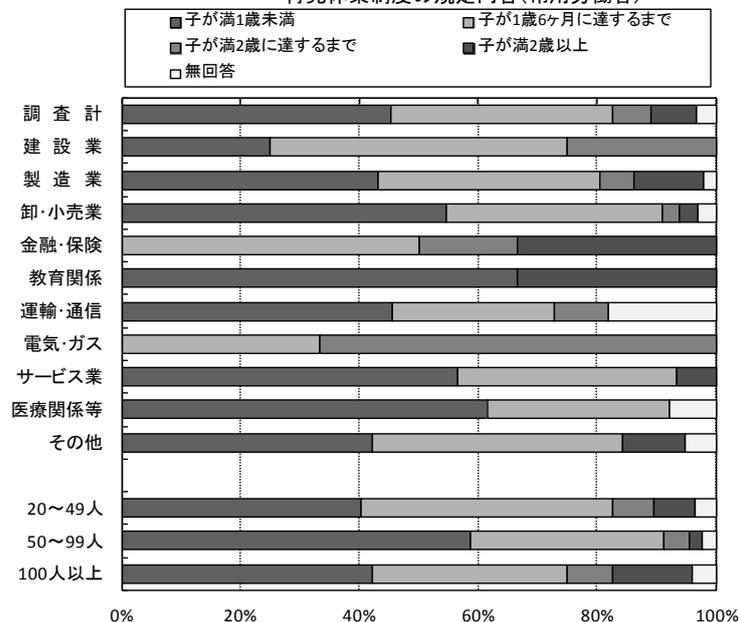
労働者規模別でみると、全体的傾向は規模が大きい事業所ほど取得できる期間が長くなる割合が高まる傾向にある。

表19-1 育児休業制度の規定内容（常用労働者）

下段：%

区分	育児休業制度を定めている事業所	期間					賃金			
		子が満1歳未満	子が1歳6ヶ月に達するまで	子が満2歳に達するまで	子が満2歳以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調査計	185	84 45.4	69 37.3	12 6.5	14 7.6	6 3.2	1 0.5	18 9.7	156 84.3	10 5.4
建設業	16	4 25.0	8 50.0	4 25.0	-	-	-	4 25.0	12 75.0	-
製造業	51	22 43.1	19 37.3	3 5.9	6 11.8	1 2.0	-	3 5.9	45 88.2	3 5.9
卸・小売業	33	18 54.5	12 36.4	1 3.0	1 3.0	1 3.0	1 3.0	3 9.1	28 84.8	1 3.0
金融・保険	6	-	3 50.0	1 16.7	2 33.3	-	-	1 16.7	5 83.3	-
教育関係	3	2 66.7	-	-	1 33.3	-	-	1 33.3	2 66.7	-
運輸・通信	11	5 45.5	3 27.3	1 9.1	-	2 18.2	-	1 9.1	8 72.7	2 18.2
電気・ガス	3	-	1 33.3	2 66.7	-	-	-	-	3 100.0	-
サービス業	30	17 56.7	11 36.7	-	2 6.7	-	-	3 10.0	25 83.3	2 6.7
医療関係等	13	8 61.5	4 30.8	-	-	1 7.7	-	1 7.7	11 84.6	1 7.7
その他	19	8 42.1	8 42.1	-	2 10.5	1 5.3	-	1 5.3	17 89.5	1 5.3
20～49人	87	35 40.2	37 42.5	6 6.9	6 6.9	3 3.4	1 1.1	9 10.3	71 81.6	6 6.9
50～99人	46	27 58.7	15 32.6	2 4.3	1 2.2	1 2.2	-	7 15.2	38 82.6	1 2.2
100人以上	52	22 42.3	17 32.7	4 7.7	7 13.5	2 3.8	-	2 3.8	47 90.4	3 5.8
23年調査計	252	130 51.6	82 32.5	14 5.6	24 9.5	2 0.8	5 2.0	15 6.0	230 91.3	2 0.8
22年調査計	252	143 56.7	79 31.3	12 4.8	18 7.1	5 2.0	2 0.8	15 6.0	234 92.9	6 2.4

育児休業制度の規定内容（常用労働者）



■ 正規の職員・従業員

育児休業制度の期間は「子が満1歳未満」の46.1%、賃金は「無給」83.8%が最多

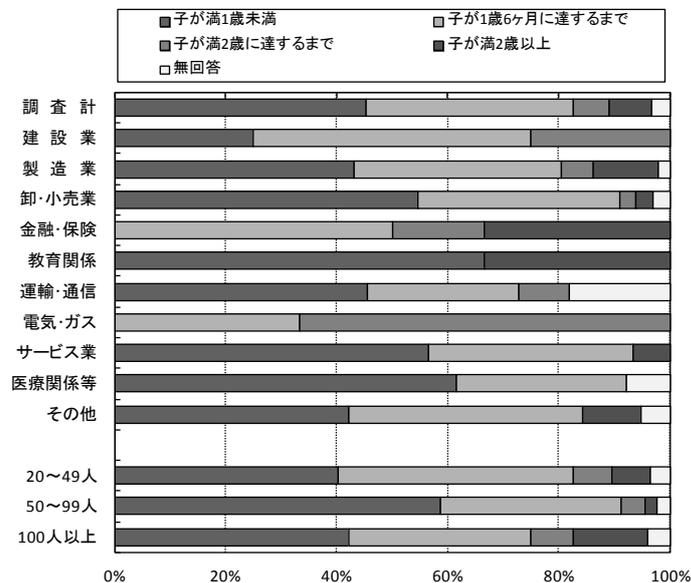
○正規の職員・従業員は、常用労働者と同様の傾向を示している。

表19-2 育児休業制度の規定内容（正規の職員・従業員）

下段：%

区分	育児休業制度を定めている事業所	期 間					賃 金			
		子が満1歳未満	子が1歳6ヶ月に達するまで	子が満2歳に達するまで	子が満2歳以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調査計	191	88 46.1	73 38.2	10 5.2	16 8.4	4 2.1	3 1.6	16 8.4	160 83.8	12 6.3
建設業	17	4 23.5	8 47.1	3 17.6	1 5.9	1 5.9	1 5.9	3 17.6	11 64.7	2 11.8
製造業	51	21 41.2	21 41.2	3 5.9	5 9.8	1 2.0	-	2 3.9	45 88.2	4 7.8
卸・小売業	32	17 53.1	11 34.4	1 3.1	2 6.3	1 3.1	1 3.1	4 12.5	25 78.1	2 6.3
金融・保険	6	1 16.7	3 50.0	-	2 33.3	-	1 16.7	-	5 83.3	-
教育関係	2	2 100.0	-	-	-	-	-	-	2 100.0	-
運輸・通信	11	5 45.5	4 36.4	1 9.1	-	1 9.1	-	1 9.1	10 90.9	-
電気・ガス	2	-	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	2 100.0	-
サービス業	34	18 52.9	11 32.4	1 2.9	4 11.8	-	-	4 11.8	27 79.4	3 8.8
医療関係等	16	10 62.5	6 37.5	-	-	-	-	1 6.3	15 93.8	-
その他	20	10 50.0	8 40.0	-	2 10.0	-	-	1 5.0	18 90.0	1 5.0
20～49人	91	39 42.9	38 41.8	4 4.4	6 6.6	4 4.4	3 3.3	7 7.7	73 80.2	8 8.8
50～99人	49	28 57.1	16 32.7	2 4.1	3 6.1	-	-	6 12.2	40 81.6	3 6.1
100人以上	51	21 41.2	19 37.3	4 7.8	7 13.7	-	-	3 5.9	47 92.2	1 2.0
23年調査計										
22年調査計										

育児休業制度の規定内容(正規の職員・従業員)



■ 非正規労働者

育児休業制度の期間は「子が満1歳未満」の46.0%、賃金は「無給」87.4%が最多

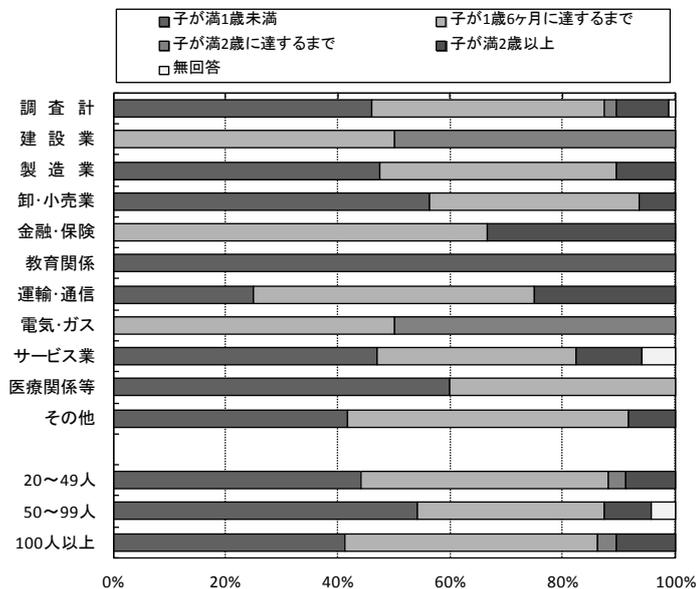
- 非正規労働者は、常用労働者と同様の傾向を示している。
- 賃金支給については、全額支給の事業所が無くなる。

表19-3 育児休業制度の規定内容（非正規労働者）

下段：%

区分	育児休業制度を定めている事業所	期間					賃金			
		子が満1歳未満	子が1歳6ヶ月に達するまで	子が満2歳に達するまで	子が満2歳以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調査計	87	40 46.0	36 41.4	2 2.3	8 9.2	1 1.1	-	6 6.9	76 87.4	5 5.7
建設業	2	-	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	2 100.0	-
製造業	19	9 47.4	8 42.1	-	2 10.5	-	-	1 5.3	16 84.2	2 10.5
卸・小売業	16	9 56.3	6 37.5	-	1 6.3	-	-	1 6.3	15 93.8	-
金融・保険	3	-	2 66.7	-	1 33.3	-	-	-	3 100.0	-
教育関係	2	2 100.0	-	-	-	-	-	-	2 100.0	-
運輸・通信	4	1 25.0	2 50.0	-	1 25.0	-	-	1 25.0	3 75.0	-
電気・ガス	2	-	1 50.0	1 50.0	-	-	-	-	2 100.0	-
サービス業	17	8 47.1	6 35.3	-	2 11.8	1 5.9	-	1 5.9	13 76.5	3 17.6
医療関係等	10	6 60.0	4 40.0	-	-	-	-	1 10.0	9 90.0	-
その他	12	5 41.7	6 50.0	-	1 8.3	-	-	1 8.3	11 91.7	-
20～49人	34	15 44.1	15 44.1	1 2.9	3 8.8	-	-	2 5.9	29 85.3	3 8.8
50～99人	24	13 54.2	8 33.3	-	2 8.3	1 4.2	-	2 8.3	21 87.5	1 4.2
100人以上	29	12 41.4	13 44.8	1 3.4	3 10.3	-	-	2 6.9	26 89.7	1 3.4
23年調査計										
22年調査計										

育児休業制度の規定内容（非正規労働者）



3) 取得者の状況

育児休業取得者の割合は女性 93.8%、男性 1.9%
 育児休業取得日数の平均は女性 215.4日、男性 45.7日

出産者(配偶者が出産した男性を含む。)に占める育児休業取得者の割合は、女性は93.8%、男性は1.9%であり、また、育児休業取得者の男女別構成は、女性が96.8%、男性が3.2%となっている。

労働者規模別に女性の育児休業取得者割合をみると、50～99人が100%で最も高く、次いで100人以上の93.6%となっている。

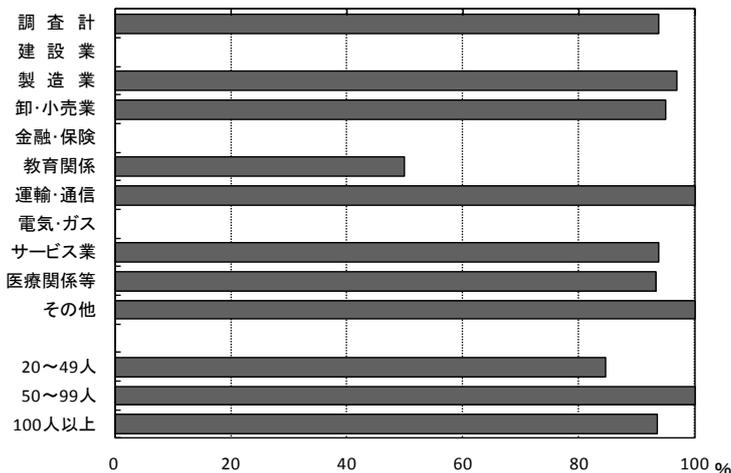
育児休業の平均取得日数は、女性が215.4日、男性が45.7日である。女性の平均取得日数を労働者規模別にみると、100人以上の235.2日が最長になっており、最短である20～49人の185.3日との差は49.9日となっている。

表20-1 育児休業取得者割合(常用労働者) 下段: %

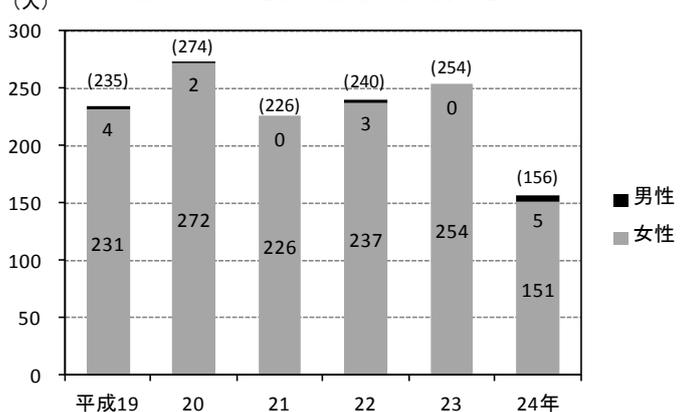
区分	育児休業取得者数			出産者に占める育児休業取得者の割合:A/C%	配偶者が出産した者に占める育児休業取得者の割合:B/D%	出産者数			育児休業平均取得日数	
	計	女性:A	男性:B			計	女性:C	男性(配偶者が出産):D	女性	男性
調査計	156	151	5	93.8	1.9	424	161	263	215.4	45.7
建設業	0	0	0	0.0	0.0	1	1	0	0	0
製造業	34	31	3	96.9	2.1	172	32	140	255.4	106.0
卸・小売業	20	19	1	95.0	2.0	70	20	50	149.8	30.0
金融・保険	0	0	0	0.0	0.0	8	0	8	0	0
教育関係	1	1	0	100.0	0.0	7	2	5	50.0	0
運輸・通信	5	5	0	100.0	0.0	12	5	7	282.0	0
電気・ガス	0	0	0	0.0	0.0	11	0	11	0	0
サービス業	16	15	1	93.8	12.5	24	16	8	192.5	1.0
医療関係等	71	71	0	100.0	0.0	87	76	11	234.3	0
その他	9	9	0	100.0	0.0	32	9	23	241.2	0
20～49人	11	11	0	100.0	0.0	38	13	25	185.3	0
50～99人	24	23	1	95.8	2.6	62	23	39	195.1	1.0
100人以上	121	117	4	96.7	2.0	324	125	199	235.2	68.0
23年調査計	254	254	0	100.0	-	580	266	314	233.6	0
22年調査計	240	237	3	98.8	0.9	596	261	335	215.6	115.7

※平均取得日数は、回答があった平均日数の合計を回答母数で割っています。

出産者に占める育児休業取得者の割合(常用労働者)



育児休業取得者数の推移(常用労働者)



■ 正規の職員・従業員

育児休業取得者の割合は女性 91.7%、男性 1.3%

育児休業取得日数の平均は女性 228.4日、男性 106.0日

○正規の職員・従業員は、常用労働者と同様の傾向を示している。

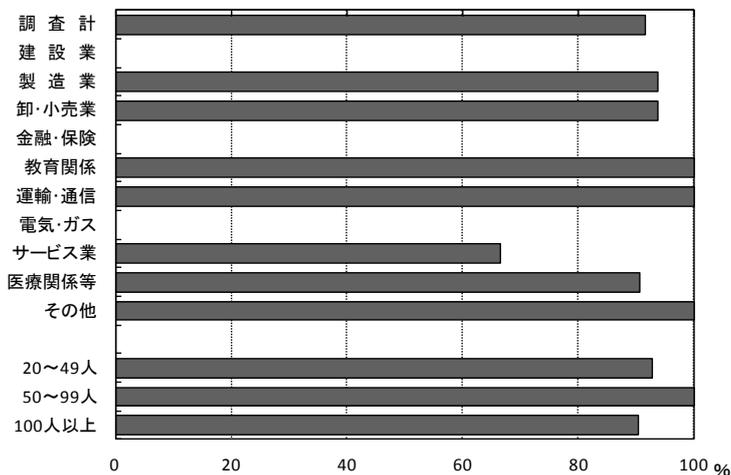
表20-2 育児休業取得者割合（正規の職員・従業員）

下段：%

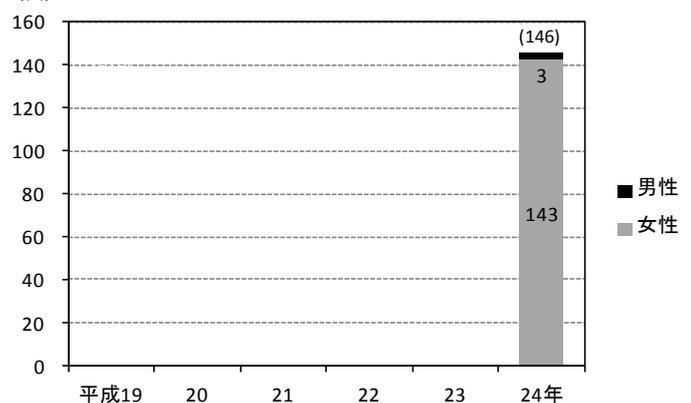
区分	育児休業取得者数			出産者に占める育児休業者の割合 :A/C%	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合 :B/D%	出産者数			育児休業平均取得日数	
	計	女性:A	男性:B			計	女性:C	男性(配偶者が出産):D	女性	男性
調査計	146	143	3	91.7	1.3	396	156	240	228.4	106.0
建設業	0	0	0	0.0	0.0	7	0	7	0	0
製造業	33	30	3	90.9	9.1	161	32	129	233.5	106.0
卸・小売業	15	15	0	100.0	-	54	16	38	142.0	0
金融・保険	0	0	0	0.0	0.0	8	0	8	0	0
教育関係	1	1	0	100.0	-	6	1	5	50.0	0
運輸・通信	4	4	0	100.0	-	8	4	4	347.5	0
電気・ガス	0	0	0	0.0	0.0	9	0	9	0	0
サービス業	4	4	0	100.0	-	12	6	6	285.4	0
医療関係等	79	79	0	100.0	-	99	87	12	243.1	0
その他	10	10	0	100.0	-	32	10	22	249.6	0
20~49人	13	13	0	100.0	-	38	14	24	216.3	0
50~99人	15	15	0	100.0	-	46	15	31	211.5	0
100人以上	118	115	3	97.5	2.5	312	127	185	237.9	106.0
23年調査計										
22年調査計										

※平均取得日数は、回答があった平均日数の合計を回答母数で割っています。

出産者に占める育児休業者の割合（正規の職員・従業員）



(人) 育児休業取得者数の推移(正規の職員・従業員)



■ 非正規労働者

育児休業取得者 の割合は女性 100%、男性 0%
 育児休業取得日数の平均は女性 138.7 日、男性 0 日

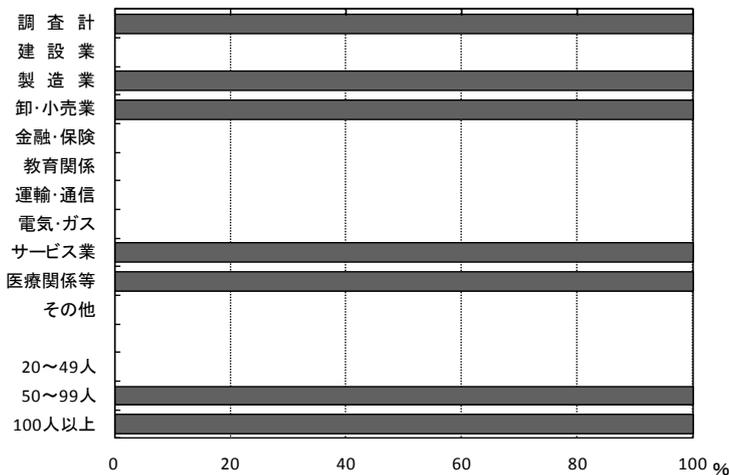
- 非正規労働者は、常用労働者と同様の傾向を示している。
- 女性の取得割合は100%となるものの、取得日数が少なくなっている。
- 男性の取得割合は0%となってしまう。

表20-3 育児休業取得者割合（非正規労働者）

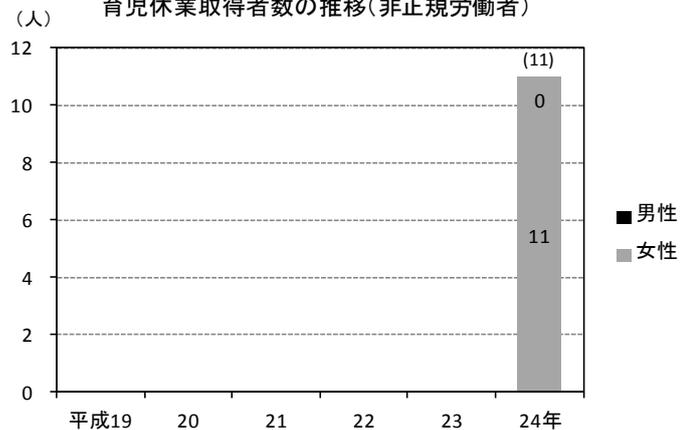
下段：%

区分	育児休業取得者数			出産者に占める育児休業者の割合：A/C%	配偶者が出産した者に占める育児休業者の割合：B/D%	出産者数			育児休業平均取得日数	
	計	女性：A	男性：B			計	女性：C	男性（配偶者が出産）：D	女性	男性
調査計	11	11	0	100.0	0.0	20	11	9	138.7	0
建設業	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
製造業	1	1	0	100.0	0.0	8	1	7	204.0	0
卸・小売業	6	6	0	100.0	0.0	7	6	1	120.0	-
金融・保険	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
教育関係	0	0	0	-	0.0	0	0	0	0	0
運輸・通信	0	0	0	-	0.0	0	0	0	0	0
電気・ガス	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0
サービス業	1	1	0	100.0	0.0	1	1	0	40.0	0
医療関係等	3	3	0	100.0	0.0	3	3	0	174.0	0
その他	0	0	0	-	0.0	1	0	1	0	0
20～49人	0	0	0	-	0.0	2	0	2	0	0
50～99人	3	3	0	100.0	0.0	4	3	1	36.7	0
100人以上	8	8	0	100.0	0.0	14	8	6	240.7	0
23年調査計										
22年調査計										

出産者に占める育児休業者の割合（非正規労働者）



育児休業取得者数の推移（非正規労働者）



4) 取得日数内訳

育児休業取得日数内訳は女性の場合9ヶ月～12ヶ月未満が多数、男性の場合は6ヶ月～9ヶ月未満が多め

育児休業取得日数内訳は、女性の場合9ヶ月～12ヶ月未満が56.3%を占めており、次いで、6ヶ月～9ヶ月未満の14.6%となっている。男性の場合は取得者が少ないものの、6ヶ月～9ヶ月未満の62.5%、次いで、3ヶ月未満の37.5%となっている。

労働者規模別にみると、女性の3ヶ月未満の取得割合は、20～49人で高くなっている。

表21-1 育児休業の取得日数内訳（常用労働者）

下段：女性・男性それぞれの取得者総数に対する割合 %

区分	3ヶ月未満		3～6ヶ月未満		6～9ヶ月未満		9～12ヶ月未満		12～24ヶ月未満		24ヶ月以上	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
調査計	12 7.9	3 37.5	17 11.3	-	22 14.6	5 62.5	85 56.3	-	13 8.6	-	2 1.3	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	-	2 66.7	3 9.7	-	7 22.6	1 33.3	19 61.3	-	1 3.2	-	1 3.2	-
卸・小売業	5 29.4	1 20.0	3 17.6	-	2 11.8	4 80.0	4 23.5	-	3 17.6	-	-	-
金融・保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育関係	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	-	-	1 25.0	-	-	-	2 50.0	-	1 25.0	-	-	-
電気・ガス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	2 14.3	-	2 14.3	-	2 14.3	-	7 50.0	-	-	-	1 7.1	-
医療関係等	2 2.7	-	8 10.7	-	11 14.7	-	50 66.7	-	4 5.3	-	-	-
その他	2 22.2	-	-	-	-	-	3 33.3	-	4 44.4	-	-	-
20～49人	3 23.1	-	2 15.4	-	3 23.1	-	3 23.1	-	2 15.4	-	-	-
50～99人	2 10.5	-	1 5.3	-	1 5.3	-	9 47.4	-	5 26.3	-	1 5.3	-
100人以上	7 5.9	3 37.5	14 11.8	-	18 15.1	5 62.5	73 61.3	-	6 5.0	-	1 0.8	-
23年調査計	24 9.3	-	20 7.7	-	32 12.4	-	160 61.8	-	19 7.3	-	4 1.5	-
22年調査計	21 9.9	3 75.0	35 16.5	-	37 17.5	-	112 52.8	1 25.0	6 2.8	-	1 0.5	-

※取得者数は回答記入人数を優先するため、表20-1の取得者と一致しない場合があります。

■ 正規の職員・従業員

育児休業取得日数内訳は女性の場合9ヶ月～12ヶ月未満が多数、男性の場合は6ヶ月～9ヶ月未満が多め

○正規の職員・従業員は、常用労働者と同様の傾向を示している。

■ 非正規労働者

育児休業取得日数内訳は女性の場合1年以内で分散し、男性の場合は取得者なし

○非正規労働者は、取得者数が少なく傾向が読み取れない。

表21-2 育児休業の取得日数内訳（正規の職員・従業員）

下段：女性・男性それぞれの取得者総数に対する割合 %

区分	3ヶ月未満		3～6ヶ月未満		6～9ヶ月未満		9～12ヶ月未満		12～24ヶ月未満		24ヶ月以上	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
調査計	12 8.4	2 40.0	9 6.3	-	18 12.6	3 60.0	89 62.2	-	13 9.1	-	2 1.4	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	2 6.7	2 66.7	2 6.7	-	7 23.3	1 33.3	17 56.7	-	1 3.3	-	1 3.3	-
卸・小売業	4 26.7	-	4 26.7	-	1 6.7	2 100.0	3 20.0	-	3 20.0	-	-	-
金融・保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育関係	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	-	-	-	-	-	-	2 66.7	-	1 33.3	-	-	-
電気・ガス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	2 33.3	-	-	-	1 16.7	-	2 33.3	-	1 16.7	-	-	-
医療関係等	1 1.3	-	3 3.8	-	9 11.4	-	63 79.7	-	3 3.8	-	-	-
その他	2 22.2	-	-	-	-	-	2 22.2	-	4 44.4	-	1 11.1	-
20～49人	4 28.6	-	2 14.3	-	3 21.4	-	2 14.3	-	3 21.4	-	-	-
50～99人	1 7.1	-	-	-	-	-	7 50.0	-	5 35.7	-	1 7.1	-
100人以上	7 6.1	2 40.0	7 6.1	-	15 13.0	3 60.0	80 69.6	-	5 4.3	-	1 0.9	-
23年調査計												
22年調査計												

※取得者数は回答記入人数を優先するため、表20-2の取得者と一致しない場合があります。

表21-3 育児休業の取得日数内訳（非正規労働者）

下段：女性・男性それぞれの取得者総数に対する割合 %

区分	3ヶ月未満		3～6ヶ月未満		6～9ヶ月未満		9～12ヶ月未満		12～24ヶ月未満		24ヶ月以上	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
調査計	2 16.7	-	3 25.0	-	3 25.0	-	3 25.0	-	1 8.3	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	-	-	-	-	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-	-
卸・小売業	1 16.7	-	3 50.0	-	1 16.7	-	1 16.7	-	-	-	-	-
金融・保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-	-	-
医療関係等	1 33.3	-	-	-	-	-	1 33.3	-	1 33.3	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～49人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50～99人	2 66.7	-	-	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-
100人以上	-	-	3 33.3	-	2 22.2	-	3 33.3	-	1 11.1	-	-	-
23年調査計												
22年調査計												

※取得者数は回答記入人数を優先するため、表20-3の取得者と一致しない場合があります。

2. 育児短時間勤務制度等

1) 規定状況

育児短時間勤務制度等の規定率は70.9%

育児短時間勤務制度等を「定めている」事業所は70.9%となっている。

「定めている」とする168事業所において、その制度内容としては「短時間勤務制度」が79.8%で最も多く、次いで「所定外労働の免除」が61.3%となっている。

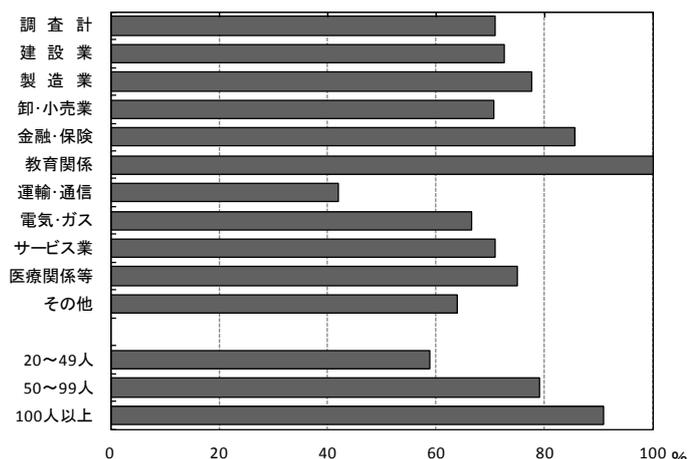
労働者規模別にみると、規定率は規模が大きくなるにつれて高くなり、100人以上の90.9%が最も高くなっている。一方、産業別の規定率は、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険が85.7%で最も高くなっている。また、制度の内容としては、規模別、産業別いずれの場合も、最も多いのが「短時間勤務制度」で、次いで「所定外労働の免除」または「始業終業時刻の繰上・繰下」の傾向となっている。

表22-1 育児短時間勤務制度等の規定状況（常用労働者）

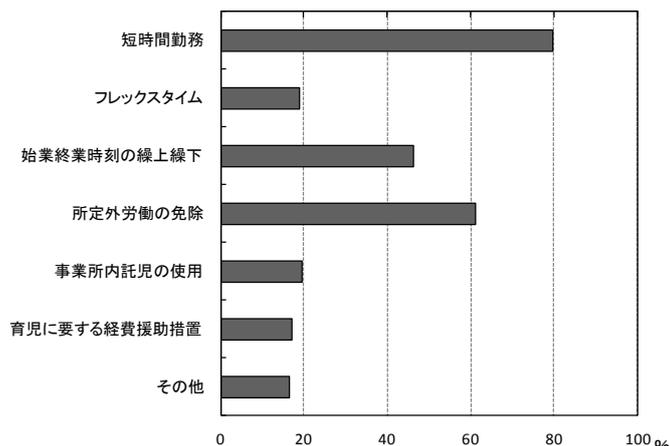
下段：%

区分	事業所総数	育児短時間勤務制度等を定めている								育児短時間勤務制度を定めていない	無回答
		短時間勤務	フレックスタイム	始業終業時刻の繰上繰下	所定外労働の免除	事業所内託児の使用	育児に要する経費援助措置	その他			
調査計	237	168	134	32	78	103	33	29	28	31	38
		70.9	79.8	19.0	46.4	61.3	19.6	17.3	16.7	13.1	16.0
建設業	22	16	14	5	9	11	3	6	3	2	4
		72.7	87.5	31.3	56.3	68.8	18.8	37.5	18.8	9.1	18.2
製造業	63	49	41	9	18	28	9	8	10	8	6
		77.8	83.7	18.4	36.7	57.1	18.4	16.3	20.4	12.7	9.5
卸・小売業	41	29	20	3	16	16	3	2	1	6	6
		70.7	69.0	10.3	55.2	55.2	10.3	6.9	3.4	14.6	14.6
金融・保険	7	6	3	-	2	1	-	-	1	-	1
		85.7	50.0	-	33.3	16.7	-	-	16.7	-	14.3
教育関係	3	3	2	-	1	1	-	-	-	-	-
		100.0	66.7	-	33.3	33.3	-	-	-	-	-
運輸・通信	19	8	6	3	5	4	3	3	2	2	9
		42.1	75.0	37.5	62.5	50.0	37.5	37.5	25.0	10.5	47.4
電気・ガス	3	2	2	1	1	2	1	1	1	1	-
		66.7	100.0	50.0	50.0	100.0	50.0	50.0	50.0	33.3	-
サービス業	38	27	23	4	11	18	3	2	2	6	5
		71.1	85.2	14.8	40.7	66.7	11.1	7.4	7.4	15.8	13.2
医療関係等	16	12	10	2	6	9	6	2	2	-	4
		75.0	83.3	16.7	50.0	75.0	50.0	16.7	16.7	-	25.0
その他	25	16	13	5	9	13	5	5	6	6	3
		64.0	81.3	31.3	56.3	81.3	31.3	31.3	37.5	24.0	12.0
20～49人	129	76	57	14	36	40	11	13	12	25	28
		58.9	75.0	18.4	47.4	52.6	14.5	17.1	15.8	19.4	21.7
50～99人	53	42	36	11	21	33	10	10	6	6	5
		79.2	85.7	26.2	50.0	78.6	23.8	23.8	14.3	11.3	9.4
100人以上	55	50	41	7	21	30	12	6	10	-	5
		90.9	82.0	14.0	42.0	60.0	24.0	12.0	20.0	-	9.1
23年調査計	268	210	135	18	72	76	7	6	8	51	7
		78.4	64.3	8.6	34.3	36.2	3.3	2.9	3.8	19.0	2.6
22年調査計	274	206	164	41	98	101	28	28	29	58	10
		75.2	79.6	19.9	47.6	49.0	13.6	13.6	14.1	21.2	3.6

育児短時間制度等を定めている事業所（常用労働者）



育児短時間勤務制度等の規定状況（常用労働者）



■ 正規の職員・従業員

育児短時間勤務制度等の規定率は 70.0%

- 正規の職員・従業員は、常用労働者と同様の傾向を示している。
- 産業別の規定率は、医療関係等が 87.5%で最も高い。

■ 非正規労働者

育児短時間勤務制度等の規定率は 38.9%

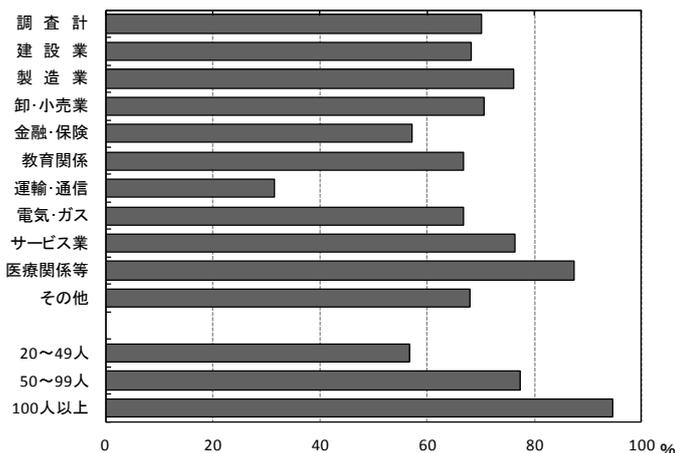
- 非正規労働者を対象とした育児短時間勤務制度を定めた比率は、38.9%と低くなる。
- 産業別の育児短時間勤務制度を定めた比率は、金融・保険が 60.0%で最も高い。
(回答数の少ない電気・ガスを除く)

表22-2 育児短時間勤務制度等の規定状況（正規の職員・従業員）

下段：%

区分	事業所総数 (正規の職員・従業員 のいる)	育児短時間 制度を 定めて いる	内容（複数回答）							育児短時間 制度を 定めて いない	無回答
			短時間 勤務	フレックスタイム	始業終業 時刻の 繰上繰下	所定外労働 の免除	事業所内 託児の 使用	育児に要 する経費 援助措置	その他		
調査計	237	166 70.0	129 77.7	33 19.9	74 44.6	102 61.4	33 19.9	31 18.7	26 15.7	33 13.9	38 16.0
建設業	22	15 68.2	12 80.0	4 26.7	8 53.3	10 66.7	4 26.7	7 46.7	3 20.0	3 13.6	4 18.2
製造業	63	48 76.2	38 79.2	9 18.8	17 35.4	25 52.1	6 12.5	6 12.5	7 14.6	6 9.5	9 14.3
卸・小売業	41	29 70.7	20 69.0	5 17.2	16 55.2	19 65.5	5 17.2	5 17.2	3 10.3	6 14.6	6 14.6
金融・保険	7	4 57.1	2 50.0	-	2 50.0	1 25.0	-	-	1 25.0	-	3 42.9
教育関係	3	2 66.7	1 50.0	-	-	1 50.0	-	-	-	-	1 33.3
運輸・通信	19	6 31.6	6 100.0	3 50.0	4 66.7	4 66.7	3 50.0	3 50.0	2 33.3	3 15.8	10 52.6
電気・ガス	3	2 66.7	2 100.0	1 50.0	1 50.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	1 33.3	-
サービス業	38	29 76.3	25 86.2	5 17.2	12 41.4	18 62.1	4 13.8	3 10.3	2 6.9	5 13.2	4 10.5
医療関係等	16	14 87.5	11 78.6	2 14.3	6 42.9	10 71.4	6 42.9	2 14.3	2 14.3	2 12.5	-
その他	25	17 68.0	12 70.6	4 23.5	8 47.1	12 70.6	4 23.5	4 23.5	5 29.4	7 28.0	1 4.0
20～49人	129	73 56.6	53 72.6	13 17.8	31 42.5	39 53.4	10 13.7	13 17.8	9 12.3	27 20.9	29 22.5
50～99人	53	41 77.4	35 85.4	12 29.3	21 51.2	33 80.5	11 26.8	11 26.8	7 17.1	6 11.3	6 11.3
100人以上	55	52 94.5	41 78.8	8 15.4	22 42.3	30 57.7	12 23.1	7 13.5	10 19.2	-	3 5.5
23年調査計											
22年調査計											

育児短時間制度等を定めている事業所（正規の職員・従業員）



育児短時間勤務制度等の規定状況（正規の職員・従業員）

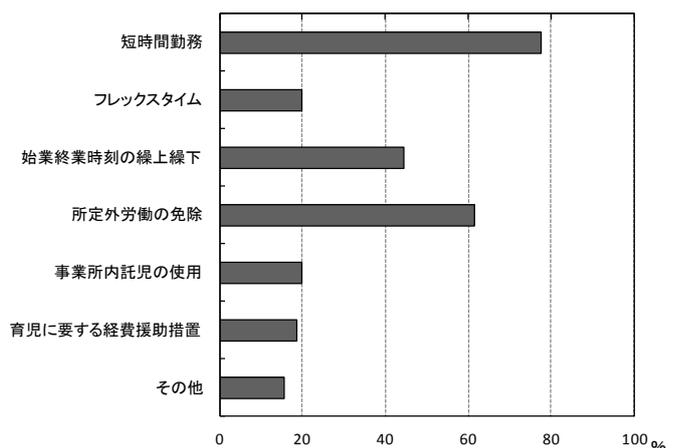
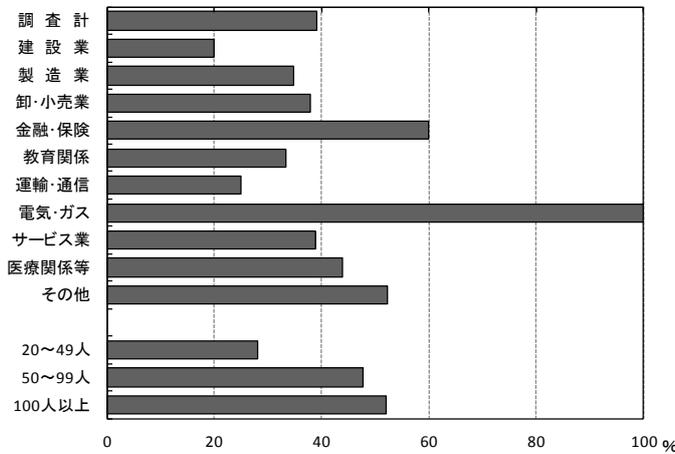


表22-3 育児短時間勤務制度等の規定状況（非正規労働者）

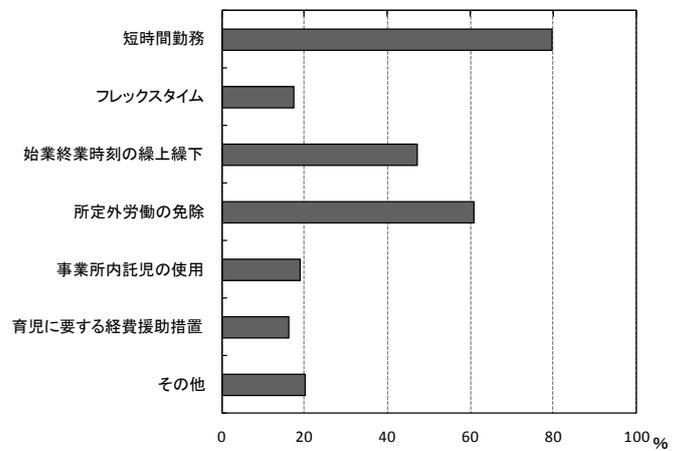
下段：%

区分	事業所総数 (非正規労働者のいる)	育児短時間制度を定めている	内容（複数回答）							育児短時間制度を定めていない	無回答
			短時間勤務	フレックスタイム	始業終業時刻の繰上繰下	所定外労働の免除	事業所内託児の使用	育児に要する経費援助措置	その他		
調査計	190	74 38.9	59 79.7	13 17.6	35 47.3	45 60.8	14 18.9	12 16.2	15 20.3	63 33.2	100 52.6
建設業	10	2 20.0	2 100.0	-	1 50.0	1 50.0	-	1 50.0	-	6 60.0	14 140.0
製造業	46	16 34.8	14 87.5	3 18.8	7 43.8	8 50.0	2 12.5	2 12.5	5 31.3	18 39.1	29 63.0
卸・小売業	37	14 37.8	9 64.3	2 14.3	7 50.0	8 57.1	2 14.3	1 7.1	1 7.1	8 21.6	19 51.4
金融・保険	5	3 60.0	2 66.7	-	1 33.3	-	-	-	-	1 20.0	3 60.0
教育関係	3	1 33.3	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-	-	2 66.7
運輸・通信	12	3 25.0	3 100.0	1 33.3	2 66.7	2 66.7	1 33.3	1 33.3	1 33.3	5 41.7	11 91.7
電気・ガス	2	2 100.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	-
サービス業	36	14 38.9	11 78.6	-	6 42.9	9 64.3	1 7.1	-	-	12 33.3	12 33.3
医療関係等	16	7 43.8	6 85.7	2 28.6	4 57.1	5 71.4	3 42.9	2 28.6	2 28.6	5 31.3	4 25.0
その他	23	12 52.2	9 75.0	4 33.3	6 50.0	9 75.0	4 33.3	4 33.3	5 41.7	7 30.4	6 26.1
20～49人	96	27 28.1	22 81.5	5 18.5	15 55.6	16 59.3	5 18.5	6 22.2	6 22.2	36 37.5	66 68.8
50～99人	42	20 47.6	15 75.0	6 30.0	10 50.0	14 70.0	5 25.0	4 20.0	4 20.0	14 33.3	19 45.2
100人以上	52	27 51.9	22 81.5	2 7.4	10 37.0	15 55.6	4 14.8	2 7.4	5 18.5	13 25.0	15 28.8
23年調査計											
22年調査計											

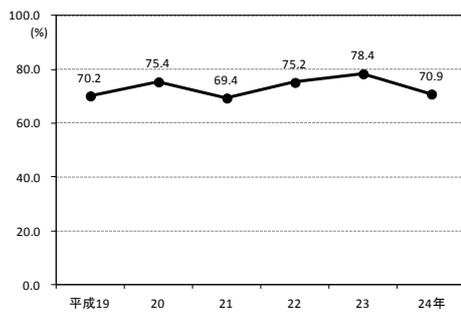
育児短時間制度等を定めている事業所（非正規労働者）



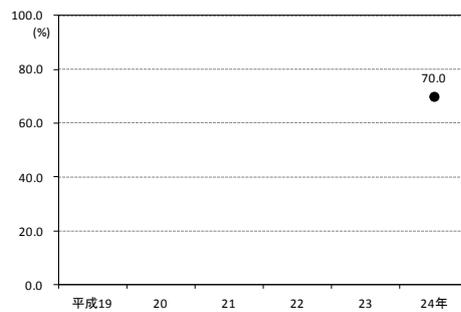
育児短時間勤務制度等の規定状況（非正規労働者）



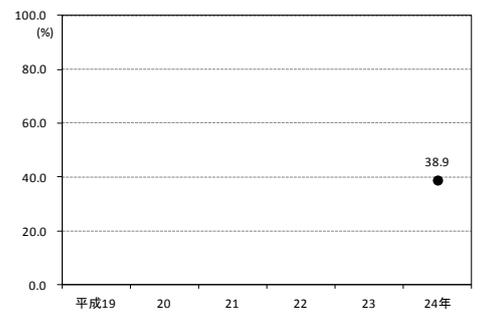
育児短時間制度の制定率の推移(常用労働者)



育児短時間制度の制定率の推移(正規の職員・従業員)



育児短時間制度の制定率の推移(非正規労働者)



2) 規定状況 (対象)

育児短時間勤務制度等の対象は「3歳まで」が56.5%で最多

育児短時間勤務制度等を定めている210事業所において、制度等の対象は「3歳まで」が56.5%を占めて最も多くなっている。

これを労働者規模別、産業別にみると、「3歳まで」は50～99人規模と、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと医療関係等、製造業に多く、「小学生まで」は20～49人規模と建設業の割合が高くなってくる。

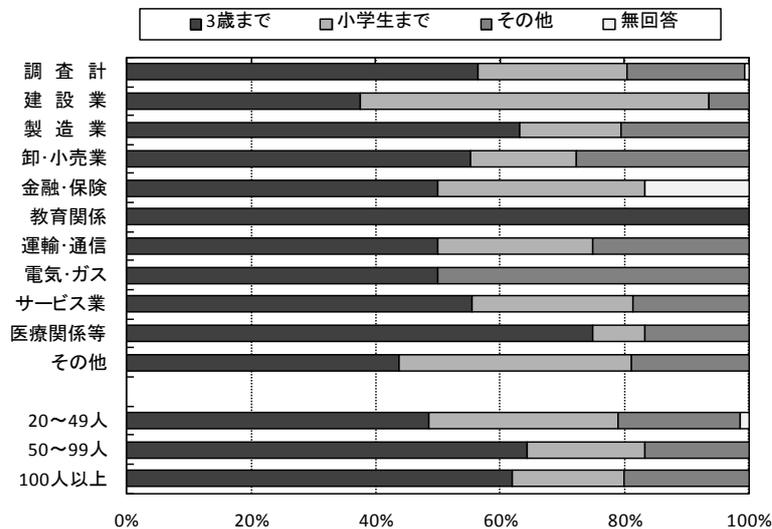
表23-1 育児短時間勤務制度等の規定状況 (常用労働者)

下段：%

区分	事業所総数	育児短時間制度を定めている事業所	対象			
			3歳まで	小学生まで	その他	無回答
調査計	237	168	95	40	32	1
		70.9	56.5	23.8	19.0	0.6
建設業	22	16	6	9	1	-
		72.7	37.5	56.3	6.3	-
製造業	63	49	31	8	10	-
		77.8	63.3	16.3	20.4	-
卸・小売業	41	29	16	5	8	-
		70.7	55.2	17.2	27.6	-
金融・保険	7	6	3	2	-	1
		85.7	50.0	33.3	-	16.7
教育関係	3	3	3	-	-	-
		100.0	100.0	-	-	-
運輸・通信	19	8	4	2	2	-
		42.1	50.0	25.0	25.0	-
電気・ガス	3	2	1	-	1	-
		66.7	50.0	-	50.0	-
サービス業	38	27	15	7	5	-
		71.1	55.6	25.9	18.5	-
医療関係等	16	12	9	1	2	-
		75.0	75.0	8.3	16.7	-
その他	25	16	7	6	3	-
		64.0	43.8	37.5	18.8	-
20～49人	129	76	37	23	15	1
		58.9	48.7	30.3	19.7	1.3
50～99人	53	42	27	8	7	-
		79.2	64.3	19.0	16.7	-
100人以上	55	50	31	9	10	-
		90.9	62.0	18.0	20.0	-
23年調査計	268	210	105	56	42	7
		78.4	50.0	26.7	20.0	3.3
22年調査計	274	206	99	50	54	3
		75.2	48.1	24.3	26.2	1.5

※制度規定比率は、未回答を含む事業所総数に対する比率となっています。

育児短時間勤務制度等の対象(常用労働者)



■ 正規の職員・従業員

育児短時間勤務制度等の対象は「3歳まで」が56.6%で最多

○正規の職員・従業員は、常用労働者と同様の傾向を示している。

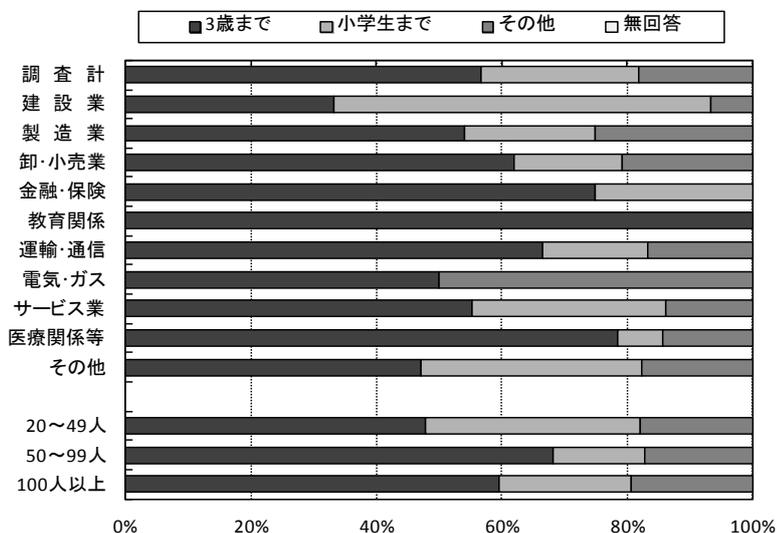
表23-2 育児短時間勤務制度等の規定状況（正規の職員・従業員）

下段：%

区分	事業所総数 (正規の職員・従業員 のいる)	育児短時間 勤務制度を 定めている 事業所	対 象			
			3歳まで	小学生 まで	その他	無回答
調査計	237	166	94	42	30	-
		70.0	56.6	25.3	18.7	-
建設業	22	15	5	9	1	-
		68.2	33.3	60.0	6.7	-
製造業	63	48	26	10	12	-
		76.2	54.2	20.8	25.0	-
卸・小売業	41	29	18	5	6	-
		70.7	62.1	17.2	20.7	-
金融・保険	7	4	3	1	-	-
		57.1	75.0	25.0	-	-
教育関係	3	2	2	-	-	-
		66.7	100.0	-	-	-
運輸・通信	19	6	4	1	1	-
		31.6	66.7	16.7	16.7	-
電気・ガス	3	2	1	-	1	-
		66.7	50.0	-	50.0	-
サービス業	38	29	16	9	4	-
		76.3	55.2	31.0	13.8	-
医療関係等	16	14	11	1	2	-
		87.5	78.6	7.1	14.3	-
その他	25	17	8	6	3	-
		68.0	47.1	35.3	17.6	-
20~49人	129	73	35	25	13	-
		56.6	47.9	34.2	17.8	-
50~99人	53	41	28	6	7	-
		77.4	68.3	14.6	17.1	-
100人以上	55	52	31	11	10	-
		94.5	59.6	21.2	19.2	-
23年調査計						
22年調査計						

※制度規定比率は、未回答を含む事業所総数に対する比率となっています。

育児短時間勤務制度等の対象（正規の職員・従業員）



■ 非正規労働者

育児短時間勤務制度等の対象は「3歳まで」が58.1%で最多

○非正規労働者の傾向に大きな違いは見受けられない。

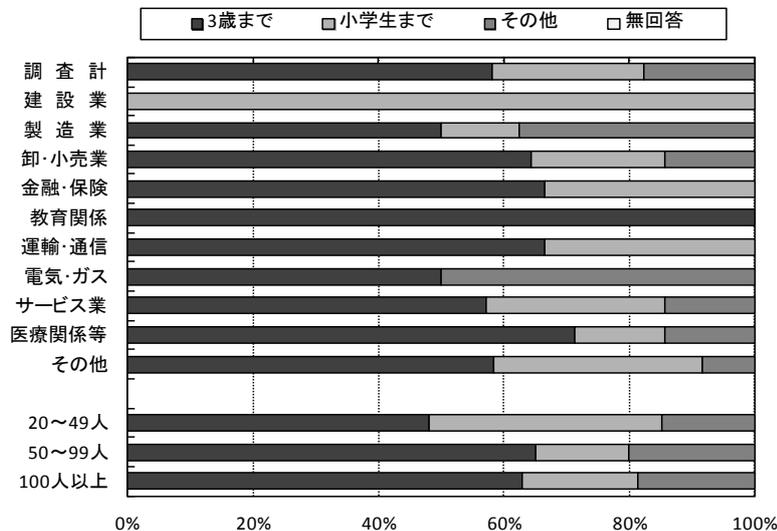
表23-3 育児短時間勤務制度等の規定状況（非正規労働者）

下段：%

区分	事業所総数 (非正規労働者のいる)	育児短時間制度を 定めている事業所	対 象			
			3歳まで	小学生まで	その他	無回答
調査計	190	74	43	18	13	-
		38.9	58.1	24.3	17.6	-
建設業	10	2	-	2	-	-
		20.0	-	100.0	-	-
製造業	46	16	8	2	6	-
		34.8	50.0	12.5	37.5	-
卸・小売業	37	14	9	3	2	-
		37.8	64.3	21.4	14.3	-
金融・保険	5	3	2	1	-	-
		60.0	66.7	33.3	-	-
教育関係	3	1	1	-	-	-
		33.3	100.0	-	-	-
運輸・通信	12	3	2	1	-	-
		25.0	66.7	33.3	-	-
電気・ガス	2	2	1	-	1	-
		100.0	50.0	-	50.0	-
サービス業	36	14	8	4	2	-
		38.9	57.1	28.6	14.3	-
医療関係等	16	7	5	1	1	-
		43.8	71.4	14.3	14.3	-
その他	23	12	7	4	1	-
		52.2	58.3	33.3	8.3	-
20～49人	96	27	13	10	4	-
		28.1	48.7	37.0	14.8	-
50～99人	42	20	13	3	4	-
		47.6	65.0	15.0	20.0	-
100人以上	52	27	17	5	5	-
		51.9	63.0	18.5	18.5	-
23年調査計						
22年調査計						

*制度規定比率は、未回答を含む事業所総数に対する比率となっています。

育児短時間勤務制度等の対象(非正規労働者)



3) 取得状況

制度内容で最も多いのは「事業所内託児の使用」

取得者で最も多いのは「短時間勤務」

育児短時間勤務制度等を定めている事業所における、規定制度内容別にみた割合は、「事業所内託児の使用」の21.2%、次いで、「短時間勤務」の18.7%となっている。なお、これを取得者数で見ると最も多いのが「短時間勤務」で男女合わせて84人、次いで「所定外労働の免除」の男女合わせて57人となっている。

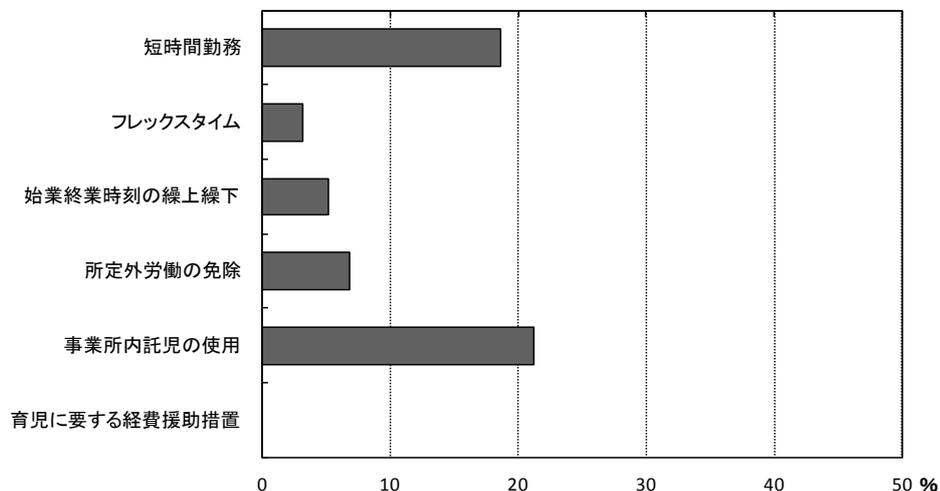
表24 育児短時間勤務制度等取得者の状況

男性・女性：人数 平均短縮：時間（分） 下段：%

区分	育児短時間勤務制度を定めている事業所	短時間勤務				フレックスタイム			始業終業時刻の繰上繰下			所定外労働の免除			事業所内託児の使用			育児に要する経費援助措置			その他			
		利用事業所	男性取得人数	女性取得人数	男性平均短縮	女性平均短縮	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性	利用事業所	男性	女性
調査計	168	25	26	58	90	87	1	24	4	4	-	5	7	25	32	7	5	31	-	-	-	-	-	-
		18.7					3.1			5.1			6.8			21.2								
建設業	16	1	-	1	90	80	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		7.1					-			11.1			-			-								
製造業	49	8	-	28	60	78	-	-	-	1	-	2	2	1	21	1	-	1	-	-	-	-	-	
		19.5					-			5.6			7.1			11.1								
卸・小売業	29	3	-	5	120	107	-	-	-	1	-	1	1	-	3	1	1	2	-	-	-	-	-	
		15.0					-			6.3			6.3			33.3								
金融・保険	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
教育関係	3	1	-	1	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		50.0					-			-			-			-								
運輸・通信	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電気・ガス	2	2	-	3	-	75	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	
		100.0					-			-			50.0			-								
サービス業	27	3	24	6	-	98	1	24	4	-	-	-	2	24	5	1	-	1	-	-	-	-	-	
		13.0					25.0			-			11.1			33.3								
医療関係等	12	5	-	13	-	111	-	-	-	1	-	1	1	-	1	4	4	27	-	-	-	-	-	
		50.0					-			16.7			11.1			66.7								
その他	16	2	2	1	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		15.4					-			-			-			-								
20～49人	76	4	24	8	90	75	1	24	4	2	-	3	2	25	6	-	-	-	-	-	-	-	-	
		7.0					7.1			5.6			5.0			-								
50～99人	42	7	2	6	60	79	-	-	-	1	-	1	2	-	2	1	1	2	-	-	-	-	-	
		19.4					-			4.8			6.1			10.0								
100人以上	50	14	-	44	120	95	-	-	-	1	-	1	3	-	24	6	4	29	-	-	-	-	-	
		34.1					-			4.8			10.0			50.0								
23年調査計	210	19	-	30	-	77	1	31	2	13	-	22	5	-	11	3	13	80	2	15	51	8	-	
		14.1					5.6			18.1			6.6			42.9			33.3			100.0		
22年調査計	206	18	2	47	105	70	3	321	60	8	-	14	5	-	7	2	-	9	2	7	2	-	-	
		11.0					7.3			8.2			5.0			7.1			7.1			-	-	

※利用事業所数比率は、表22-1における各制度の規定有り事業所数に対する比率となっています。

調査計における育児短時間勤務制度等の利用実績



3. 子の看護休暇制度

1) 規定状況

子の看護休暇制度の規定率は70.5%

子の看護休暇制度を定めている事業所は70.5%となっている。

これを労働者規模別で見ると、100人以上の場合の94.5%が最も高く、規模が小さくなるにつれ、定めている割合が低くなっている。

また、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険、医療関係等の割合が高くなっている。

子の看護休暇制度の制定率の推移

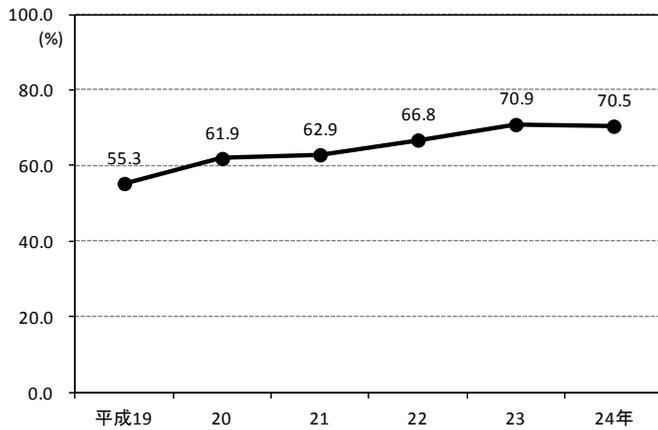
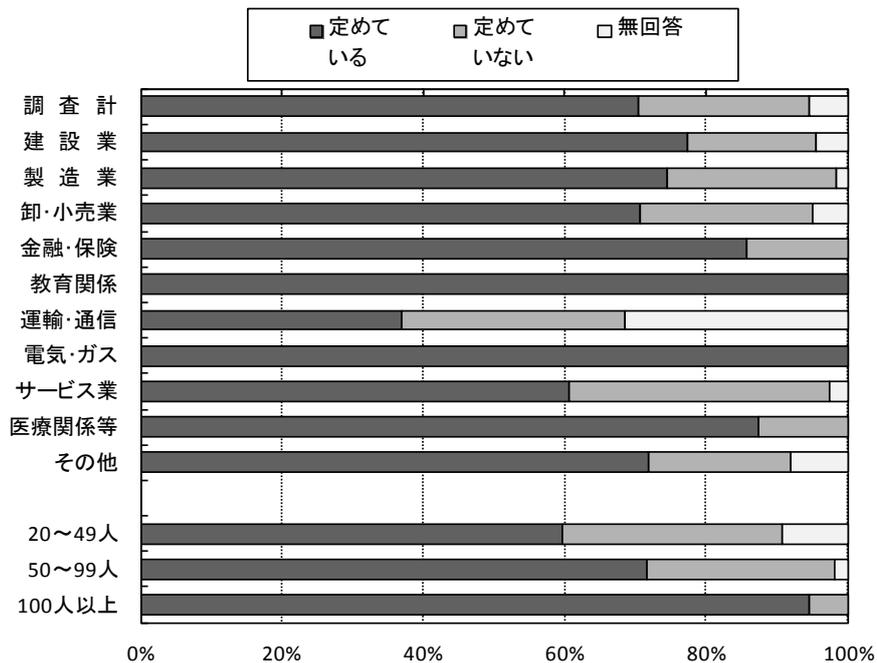


表25 子の看護休暇制度の規定状況

下段：%

区分	事業所総数	定めている	定めていない	無回答
調査計	237	167	57	13
		70.5	24.1	5.5
建設業	22	17	4	1
		77.3	18.2	4.5
製造業	63	47	15	1
		74.6	23.8	1.6
卸・小売業	41	29	10	2
		70.7	24.4	4.9
金融・保険	7	6	1	-
		85.7	14.3	-
教育関係	3	3	-	-
		100.0	-	-
運輸・通信	19	7	6	6
		36.8	31.6	31.6
電気・ガス	3	3	-	-
		100.0	-	-
サービス業	38	23	14	1
		60.5	36.8	2.6
医療関係等	16	14	2	-
		87.5	12.5	-
その他	25	18	5	2
		72.0	20.0	8.0
20～49人	129	77	40	12
		59.7	31.0	9.3
50～99人	53	38	14	1
		71.7	26.4	1.9
100人以上	55	52	3	-
		94.5	5.5	-
23年調査計	268	190	75	3
		70.9	28.0	1.1
22年調査計	274	183	87	4
		66.8	31.8	1.5

子の看護休暇制度の規定状況



2) 規定内容

子の看護休暇制度の期間は「5日間」(71.9%)、賃金は「無給」(69.5%)が多数

子の看護休暇制度を定めている167事業所における規定内容は、期間については「5日間」が71.9%、賃金については「無給」が69.5%でそれぞれ最も多くなっている。労働者規模別にみると、期間は「5日間未満」が50～99人、「5日間」は50～99人、「6日間以上」は100人以上の規模がそれぞれ最も多くなっている。また、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、期間の「5日間」が金融・保険、医療関係等で高く、賃金の「無給」は運輸・通信、製造業の割合が高くなっている。

表26 子の看護休暇制度の規定内容

下段：%

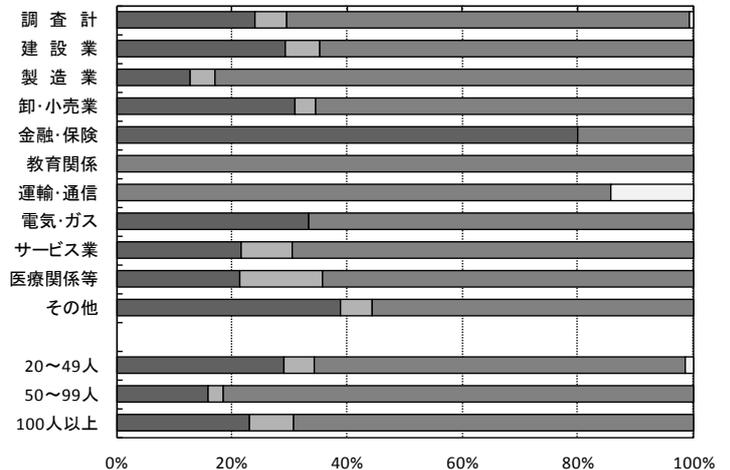
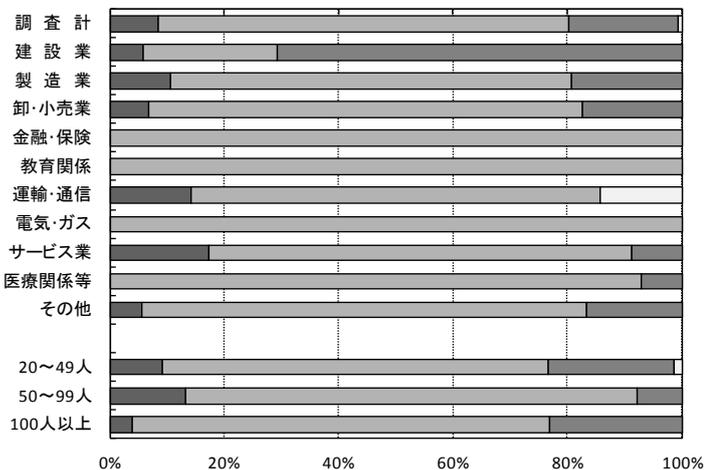
区分	子の看護休暇制度を定めている事業所	期間				賃金			
		5日未満	5日	6日以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調査計	167	14 8.4	120 71.9	32 19.2	1 0.6	40 24.0	9 5.4	116 69.5	1 0.6
建設業	17	1 5.9	4 23.5	12 70.6	-	5 29.4	1 5.9	11 64.7	-
製造業	47	5 10.6	33 70.2	9 19.1	-	6 12.8	2 4.3	39 83.0	-
卸・小売業	29	2 6.9	22 75.9	5 17.2	-	9 31.0	1 3.4	19 65.5	-
金融・保険	6	-	6 100.0	-	-	4 66.7	-	1 16.7	-
教育関係	3	-	3 100.0	-	-	-	-	3 100.0	-
運輸・通信	7	1 14.3	5 71.4	-	1 14.3	-	-	6 85.7	1 14.3
電気・ガス	3	-	3 100.0	-	-	1 33.3	-	2 66.7	-
サービス業	23	4 17.4	17 73.9	2 8.7	-	5 21.7	2 8.7	16 69.6	-
医療関係等	14	-	13 92.9	1 7.1	-	3 21.4	2 14.3	9 64.3	-
その他	18	1 5.6	14 77.8	3 16.7	-	7 38.9	1 5.6	10 55.6	-
20～49人	77	7 9.1	52 67.5	17 22.1	1 1.3	22 28.6	4 5.2	49 63.6	1 1.3
50～99人	38	5 13.2	30 78.9	3 7.9	-	6 15.8	1 2.6	31 81.6	-
100人以上	52	2 3.8	38 73.1	12 23.1	-	12 23.1	4 7.7	36 69.2	-
23年調査計	190	18 9.5	138 72.6	34 17.9	-	60 31.6	9 4.7	120 63.2	1 0.5
22年調査計	183	17 9.3	138 75.4	25 13.7	3 1.6	55 30.1	4 2.2	122 66.7	2 1.1

子の看護休暇制度の規定内容(期間)

子の看護休暇制度の規定内容(賃金)

■ 5日未満 □ 5日 ■ 6日以上 □ 無回答

■ 全額支給 □ 一部支給 ■ 無給 □ 無回答



4. 介護休暇制度

1) 規定状況

介護休業制度の規定率は83.1%

介護休業制度を定めている事業所は83.1%となっている。

これを労働者規模別にみると、100人以上が100%と最も高く、規模が小さくなるにつれ、割合は低くなっている。

また、産業別にみると回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、医療関係等の93.8%が最も高く、次いで製造業の87.3%、金融・保険の85.7%となっている。

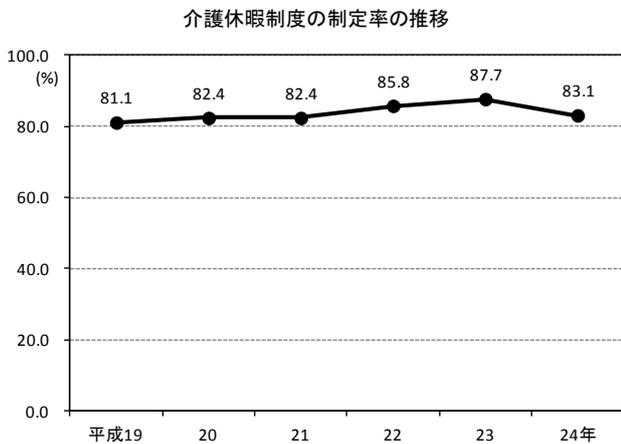
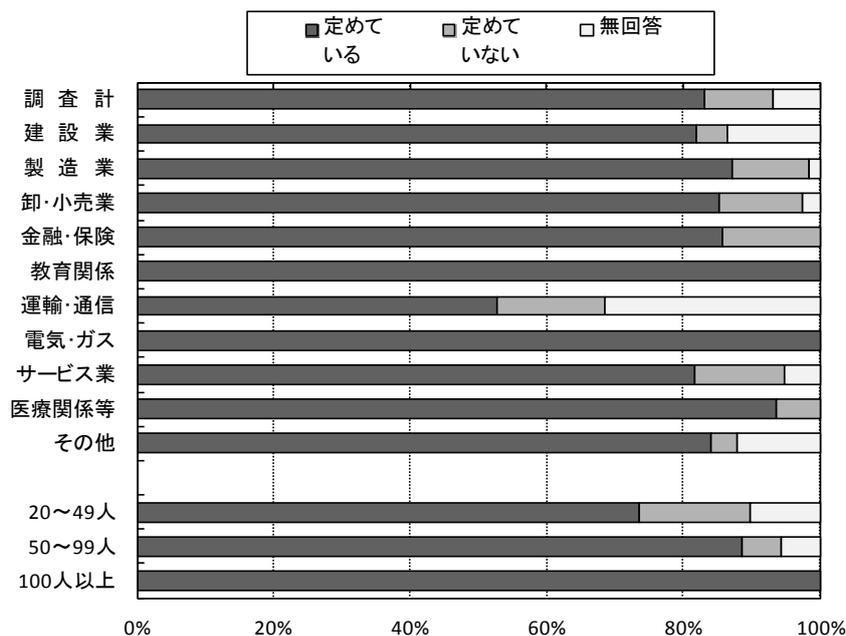


表27 介護休業制度の規定状況

下段：%

区分	事業所総数	定めている	定めていない	無回答
調査計	237	197	24	16
		83.1	10.1	6.8
建設業	22	18	1	3
		81.8	4.5	13.6
製造業	63	55	7	1
		87.3	11.1	1.6
卸・小売業	41	35	5	1
		85.4	12.2	2.4
金融・保険	7	6	1	-
		85.7	14.3	-
教育関係	3	3	-	-
		100.0	-	-
運輸・通信	19	10	3	6
		52.6	15.8	31.6
電気・ガス	3	3	-	-
		100.0	-	-
サービス業	38	31	5	2
		81.6	13.2	5.3
医療関係等	16	15	1	-
		93.8	6.3	-
その他	25	21	1	3
		84.0	4.0	12.0
20～49人	129	95	21	13
		73.6	16.3	10.1
50～99人	53	47	3	3
		88.7	5.7	5.7
100人以上	55	55	-	-
		100.0	-	-
23年調査計	268	235	26	7
		87.7	9.7	2.6
22年調査計	274	235	36	3
		85.8	13.1	1.1

介護休業制度の規定状況



2) 規定内容

介護休業制度の期間は93日(77.2%)、賃金は無給(88.3%)が最多

介護休業制度を定めている事業所では、介護休業期間を「93日」としている事業所が77.2%で最も多く、賃金については「無給」88.3%が最多となっている。

休業期間「93日」の割合は、労働者規模別では50～99人、産業別では、卸・小売業、製造業で高く、また、「6ヶ月以上」の割合は、労働者規模別では100人以上が高く、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険で高くなっている。一方、賃金の「無給」割合は、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険、製造業で高く、「一部支給」はサービス業、卸・小売業が高くなっている。

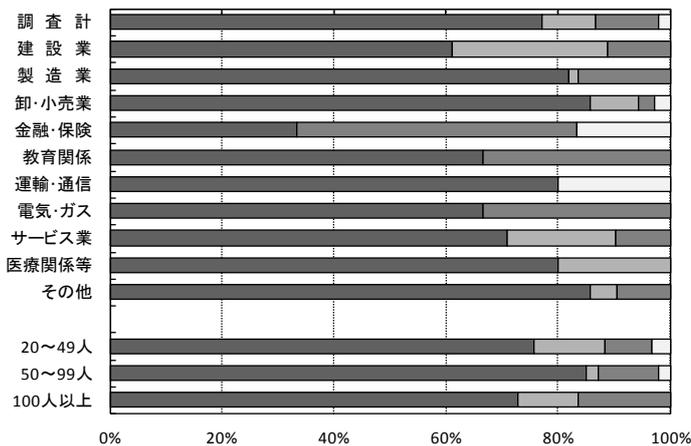
表28 介護休業制度の規定内容

下段：%

区分	介護休業制度を定めている事業所	期 間				賃 金			
		93日	6ヶ月未満	6ヶ月以上	無回答	全額支給	一部支給	無給	無回答
調査計	197	152	19	22	4	2	17	174	4
		77.2	9.6	11.2	2.0	1.0	8.6	88.3	2.0
建設業	18	11	5	2	-	-	2	16	-
		61.1	27.8	11.1	-	-	11.1	88.9	-
製造業	55	45	1	9	-	-	2	52	1
		81.8	1.8	16.4	-	-	3.6	94.5	1.8
卸・小売業	35	30	3	1	1	-	5	29	1
		85.7	8.6	2.9	2.9	-	14.3	82.9	2.9
金融・保険	6	2	-	3	1	-	-	6	-
		33.3	-	50.0	16.7	-	-	100.0	-
教育関係	3	2	-	1	-	-	1	2	-
		66.7	-	33.3	-	-	33.3	66.7	-
運輸・通信	10	8	-	-	2	-	1	7	2
		80.0	-	-	20.0	-	10.0	70.0	20.0
電気・ガス	3	2	-	1	-	-	-	3	-
		66.7	-	33.3	-	-	-	100.0	-
サービス業	31	22	6	3	-	1	5	25	-
		71.0	19.4	9.7	-	3.2	16.1	80.6	-
医療関係等	15	12	3	-	-	-	1	14	-
		80.0	20.0	-	-	-	6.7	93.3	-
その他	21	18	1	2	-	1	-	20	-
		85.7	4.8	9.5	-	4.8	-	95.2	-
20～49人	95	72	12	8	3	1	9	83	2
		75.8	12.6	8.4	3.2	1.1	9.5	87.4	2.1
50～99人	47	40	1	5	1	1	4	40	2
		85.1	2.1	10.6	2.1	2.1	8.5	85.1	4.3
100人以上	55	40	6	9	-	-	4	51	-
		72.7	10.9	16.4	-	-	7.3	92.7	-
23年調査計	235	169	29	29	8	5	16	211	3
		71.9	12.3	12.3	3.4	2.1	6.8	89.8	1.3
22年調査計	235	173	20	32	9	3	17	211	4
		73.6	8.5	13.6	3.8	1.3	7.2	89.8	1.7

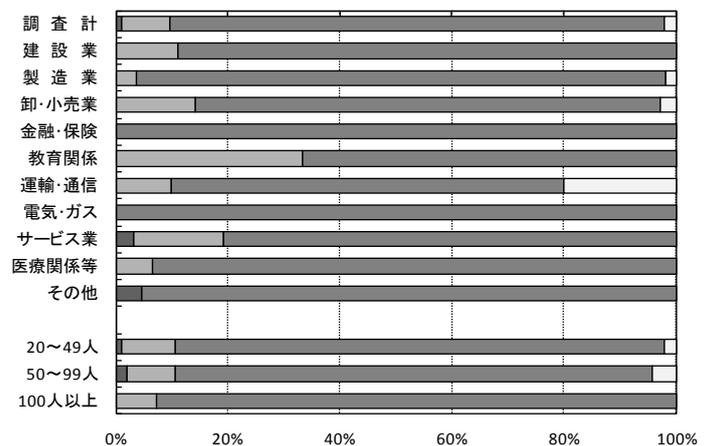
介護休業制度の規定内容(期間)

■5日未満 □5日 ■6日以上 □無回答



介護休業制度の規定内容(賃金)

■全額支給 □一部支給 ■無給 □無回答



3) 取得状況

介護休業制度の取得状況は総じて低い

介護休業制度を定めている197事業所における介護休業取得状況は次のとおりで、取得者のあった事業所は4.1%と少なく、従って、労働者規模別、産業別の傾向は読みとれない。

表29 介護休業取得状況 下段：%

区分	介護休業制度を定めている事業所	取得者のあった事業所	取得者の男女別人数と比率		
			計	男性	女性
調査計	197	8 4.1	11	1 9.1	10 90.9
建設業	18	- -	-	-	-
製造業	55	4 7.3	4	1 25.0	3 75.0
卸・小売業	35	1 2.9	3	-	3 100.0
金融・保険	6	- -	-	-	-
教育関係	3	- -	-	-	-
運輸・通信	10	- -	-	-	-
電気・ガス	3	- -	-	-	-
サービス業	31	1 3.2	1	-	1 100.0
医療関係等	15	2 13.3	3	-	3 100.0
その他	21	- -	-	-	-
20～49人	95	1 1.1	1	-	1 100.0
50～99人	47	1 2.1	4	1 25.0	3 75.0
100人以上	55	5 9.1	6	-	6 100.0
23年調査計	235	11 4.7	13	2 15.4	11 84.6
22年調査計	235	6 2.6	7	1 14.3	6 85.7

※取得者のあった事業所比率は、介護制度を定めている事業所に対する比率です。

V. 定年制

1. 定年制

1) 実施状況

定年制の実施率は96.6%、実施形態は「一律定年制」が94.8%

定年制があるのは96.6%となっている。また、定年制の形態は、定年制のある229事業所のうちの94.8%が「一律定年制」を実施している。「一律定年制」は規模別、産業別の両者とほぼ9割以上の実施率となっているが、なかでも建設業は81.8%で低くなっている。

表30 定年制

下段：%

区 分	事業所 総 数	定年制 あ り	形 態				定年制 な し	無回答
			一 律 定年制	職 種 別 定年制	そ の 他	無回答		
調 査 計	237	229 96.6	217 94.8	6 2.6	1 0.4	5 2.2	4 1.7	4 1.7
建 設 業	22	22 100.0	18 81.8	1 4.5	1 4.5	2 9.1	-	-
製 造 業	63	61 96.8	60 98.4	-	-	1 1.6	1 1.6	1 1.6
卸・小売業	41	40 97.6	39 97.5	1 2.5	-	-	1 2.4	-
金融・保険	7	7 100.0	6 85.7	-	-	1 14.3	-	-
教育関係	3	3 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-
運輸・通信	19	18 94.7	16 88.9	2 11.1	-	-	-	1 5.3
電気・ガス	3	3 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-
サービス業	38	35 92.1	34 97.1	-	-	1 2.9	2 5.3	1 2.6
医療関係等	16	16 100.0	15 93.8	1 6.3	-	-	-	-
その他	25	24 96.0	23 95.8	1 4.2	-	-	-	1 4.0
20～49人	129	123 95.3	114 92.7	4 3.3	-	5 4.1	3 2.3	3 2.3
50～99人	53	51 96.2	50 98.0	-	1 2.0	-	1 1.9	1 1.9
100人以上	55	55 100.0	53 96.4	2 3.6	-	-	-	-
23年調査計	268	261 97.4	240 92.0	14 5.4	2 0.8	5 1.9	6 2.2	1 0.4
22年調査計	274	265 96.7	253 95.5	8 3.0	2 0.8	2 0.8	7 2.6	2 0.7

定年制の形態比率



2) 定年年齢

一律定年制で最も多い定年年齢は「60歳」で83.4%

一律定年制を実施している217事業所において、定年年齢は「60歳」が83.4%と最も多いが、「65歳以上」も13.4%となっている。

これを労働者規模別にみると、定年年齢を「60歳」とする割合は規模が大きいほど高くなり、「65歳以上」とする割合は規模が小さいほど高くなる傾向を示す。

また、産業別にみると、定年年齢を「60歳」とする割合は、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと金融・保険、卸・小売業で特に高く、「65歳以上」の割合は、建設業とサービス業で高くなっている。

表31 一律定年制における定年年齢 下段：%

区分	一律定年制 を実施して いる事業所	定 年 年 齢				
		60歳未満	60歳	61～64歳	65歳以上	無回答
調 査 計	217	-	181	5	29	2
		-	83.4	2.3	13.4	0.9
建 設 業	18	-	11	1	6	-
		-	61.1	5.6	33.3	-
製 造 業	60	-	51	2	6	1
		-	85.0	3.3	10.0	1.7
卸・小売業	39	-	36	1	2	-
		-	92.3	2.6	5.1	-
金融・保険	6	-	6	-	-	-
		-	100.0	-	-	-
教育関係	3	-	2	-	1	-
		-	66.7	-	33.3	-
運輸・通信	16	-	12	1	3	-
		-	75.0	6.3	18.8	-
電気・ガス	3	-	3	-	-	-
		-	100.0	-	-	-
サービス業	34	-	26	-	7	1
		-	76.5	-	20.6	2.9
医療関係等	15	-	13	-	2	-
		-	86.7	-	13.3	-
その他	23	-	21	-	2	-
		-	91.3	-	8.7	-
20～49人	114	-	86	5	21	2
		-	75.4	4.4	18.4	1.8
50～99人	50	-	44	-	6	-
		-	88.0	-	12.0	-
100人以上	53	-	51	-	2	-
		-	96.2	-	3.8	-
23年調査計	240	-	203	8	26	3
		-	84.6	3.3	10.8	1.3
22年調査計	253	-	209	11	29	4
		-	82.6	4.3	11.5	1.6

3) 定年後の再雇用等

定年後の再雇用制度等を実施している事業者は88.2%

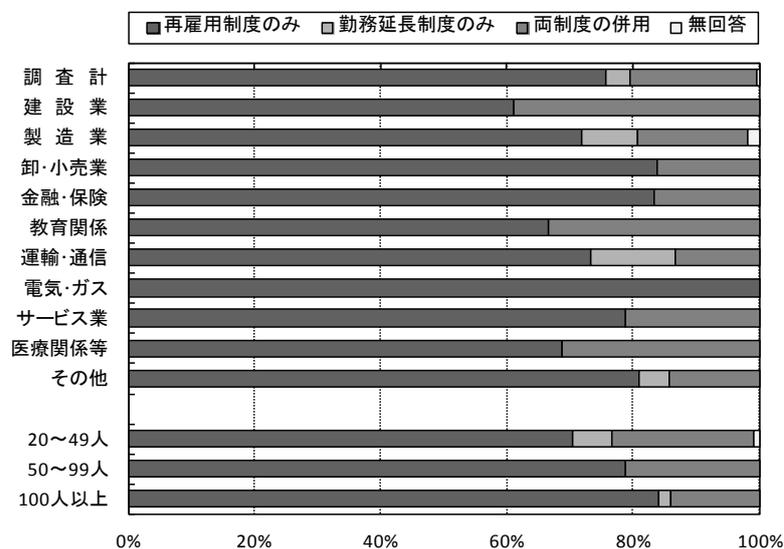
定年後に再雇用等（「再雇用制度」や「勤務延長制度」）を実施している事業所の割合は88.2%となっている。また、定年後の再雇用等を実施している事業所の中で、再雇用制度（「再雇用制度のみ」と「両制度の併用」を合わせたもの）を実施している事業所の割合は95.7%に達し、「勤務延長制度のみ」の実施は3.8%となっている。

表32 定年後の特別扱いの形態

下段：%

区 分	事業所 総 数	定年後の 再雇用制 度等あり	形 態				定年後の 特別扱い なし	無回答
			再雇用 制度のみ	勤務延長 制度のみ	両制度の 併用	無回答		
調 査 計	237	209 88.2	158 75.6	8 3.8	42 20.1	1 0.5	22 9.3	6 2.5
建 設 業	22	18 81.8	11 61.1	-	7 38.9	-	3 13.6	1 4.5
製 造 業	63	57 90.5	41 71.9	5 8.8	10 17.5	1 1.8	5 7.9	1 1.6
卸・小売業	41	37 90.2	31 83.8	-	6 16.2	-	4 9.8	-
金融・保険	7	6 85.7	5 83.3	-	1 16.7	-	-	1 14.3
教育関係	3	3 100.0	2 66.7	-	1 33.3	-	-	-
運輸・通信	19	15 78.9	11 73.3	2 13.3	2 13.3	-	3 15.8	1 5.3
電気・ガス	3	3 100.0	3 100.0	-	-	-	-	-
サービス業	38	33 86.8	26 78.8	-	7 21.2	-	4 10.5	1 2.6
医療関係等	16	16 100.0	11 68.8	-	5 31.3	-	-	-
その他	25	21 84.0	17 81.0	1 4.8	3 14.3	-	3 12.0	1 4.0
20～49人	129	112 86.8	79 70.5	7 6.3	25 22.3	1 0.9	12 9.3	5 3.9
50～99人	53	47 88.7	37 78.7	-	10 21.3	-	5 9.4	1 1.9
100人以上	55	50 90.9	42 84.0	1 2.0	7 14.0	-	5 9.1	-
23年調査計	268	236 88.1	192 81.4	12 5.1	30 12.7	2 0.8	19 7.1	13 4.9
22年調査計	274	249 90.9	196 78.7	12 4.8	38 15.3	-	23 8.4	2 0.7

定年後の特別扱いの形態比率



VI. 退職金制度

1. 常用労働者の退職金制度

1) 実施状況

「退職金制度のある事業所」は88.2%で、形態は「一時金制度のみ」56.0%が最多

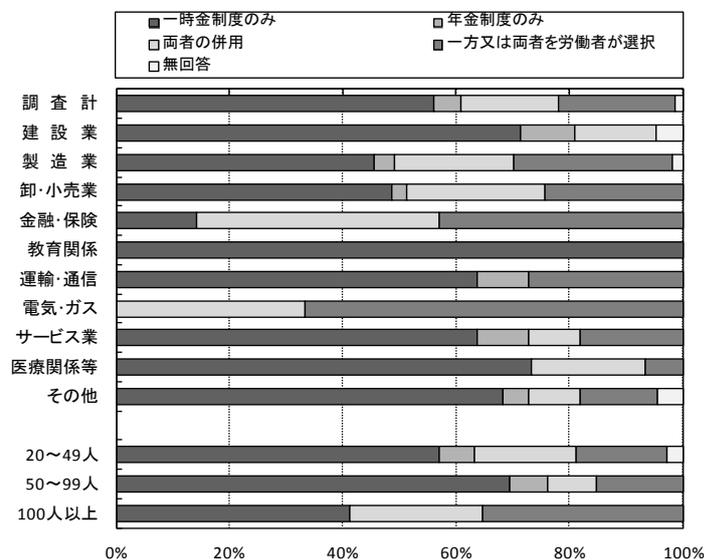
「退職金制度のある事業所」の割合は全体の88.2%となっている。また、退職金制度のある209事業所においてその形態をみると、「退職一時金制度のみ」が56.0%で最も多く、次いで「一方又は両者を労働者が選択」が20.6%となっている。労働者規模別にみると、「退職一時金制度のみ」の割合は50～99人で、「退職一時金制度と退職年金制度の併用」及び「一方又は両者を労働者が選択」の割合は100人以上で高くなっている。

表33 退職金制度の実施状況

下段：%

区分	事業所総数	退職金制度あり	形態					退職金制度なし	無回答
			一時金制度のみ	年金制度のみ	両者の併用	一方又は両者を労働者が選択	無回答		
調査計	237	209	117	10	36	43	3	24	4
		88.2	56.0	4.8	17.2	20.6	1.4	10.1	1.7
建設業	22	21	15	2	3	-	1	1	-
		95.5	71.4	9.5	14.3	-	4.8	4.5	-
製造業	63	57	26	2	12	16	1	4	2
		90.5	45.6	3.5	21.1	28.1	1.8	6.3	3.2
卸・小売業	41	37	18	1	9	9	-	4	-
		90.2	48.6	2.7	24.3	24.3	-	9.8	-
金融・保険	7	7	1	-	3	3	-	-	-
		100.0	14.3	-	42.9	42.9	-	-	-
教育関係	3	3	3	-	-	-	-	-	-
		100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	19	11	7	1	-	3	-	8	-
		57.9	63.6	9.1	-	27.3	-	42.1	-
電気・ガス	3	3	-	-	1	2	-	-	-
		100.0	-	-	33.3	66.7	-	-	-
サービス業	38	33	21	3	3	6	-	3	2
		86.8	63.6	9.7	9.7	18.2	-	7.9	5.3
医療関係等	16	15	11	-	3	1	-	1	-
		93.8	73.3	-	20.0	6.7	-	6.3	-
その他	25	22	15	1	2	3	1	3	-
		88.0	68.2	4.5	9.1	13.6	4.5	12.0	-
20～49人	129	112	64	7	20	18	3	15	2
		86.8	57.1	6.3	17.9	16.1	2.7	11.6	1.6
50～99人	53	46	32	3	4	7	-	5	2
		86.8	69.6	6.5	8.7	15.2	-	9.4	3.8
100人以上	55	51	21	-	12	18	-	4	-
		92.7	41.2	-	23.5	35.3	-	7.3	-
23年調査計	268	237	137	21	44	31	4	30	1
		88.4	57.8	8.9	18.6	13.1	1.7	11.2	0.4
22年調査計	274	247	140	17	54	33	3	24	3
		90.1	56.7	6.9	21.9	13.4	1.2	8.8	1.1

退職金制度の実施形態



2) 支払い準備形態

退職金の支払い準備形態で最も多いのは「社内準備」で40.7%

退職金制度がある209事業所の支払い準備形態で最も多いのが「社内準備」で40.7%、次いで「中小企業退職金共済制度」の39.7%となっている。

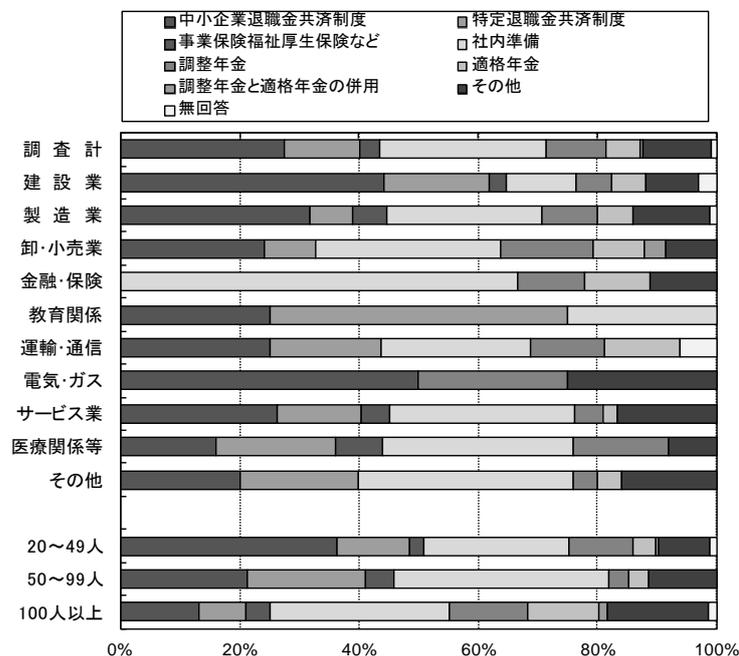
労働者規模別にみると、「中小企業退職金共済制度」は規模が小さいほど比率が高くなる傾向にある。また、産業別では、「中小企業退職金共済制度」は、建設業で高く、「社内準備」は金融・保険で特に高くなっている。

表34 退職金の支払い準備形態

下段：%

区分	退職金制度あり	支払い準備形態（複数回答）								
		中小企業退職金共済制度	特定退職金共済制度	事業保険福祉厚生保険など	社内準備	調整年金	適格年金	調整年金と適格年金の併用	その他	無回答
調査計	209	83 39.7	38 18.2	10 4.8	85 40.7	30 14.4	17 8.1	2 1.0	34 16.3	3 1.4
建設業	21	15 71.4	6 28.6	1 4.8	4 19.0	2 9.5	2 9.5	-	3 14.3	1 4.8
製造業	57	27 47.4	6 10.5	5 8.8	22 38.6	8 14.0	5 8.8	-	11 19.3	1 1.8
卸・小売業	37	14 37.8	5 13.5	-	18 48.6	9 24.3	5 13.5	2 5.4	5 13.5	-
金融・保険	7	-	-	-	6 85.7	1 14.3	1 14.3	-	1 14.3	-
教育関係	3	1 33.3	2 66.7	-	1 33.3	-	-	-	-	-
運輸・通信	11	4 36.4	3 27.3	-	4 36.4	2 18.2	2 18.2	-	-	1 9.1
電気・ガス	3	2 66.7	-	-	-	1 33.3	-	-	1 33.3	-
サービス業	33	11 33.3	6 18.2	2 6.1	13 39.4	2 6.1	1 3.0	-	7 21.2	-
医療関係等	15	4 26.7	5 33.3	2 13.3	8 53.3	4 26.7	-	-	2 13.3	-
その他	22	5 22.7	5 22.7	-	9 40.9	1 4.5	1 4.5	-	4 18.2	-
20～49人	112	60 53.6	20 17.9	4 3.6	40 35.7	18 16.1	6 5.4	1 0.9	14 12.5	2 1.8
50～99人	46	13 28.3	12 26.1	3 6.5	22 47.8	2 4.3	2 4.3	-	7 15.2	-
100人以上	51	10 19.6	6 11.8	3 5.9	23 45.1	10 19.6	9 17.6	1 2.0	13 25.5	1 2.0
23年調査計	237	92 38.8	40 16.9	9 3.8	82 34.6	39 16.5	22 9.3	4 1.7	31 13.1	8 3.4
22年調査計	247	94 38.1	35 14.2	11 4.5	96 38.9	35 14.2	28 11.3	5 2.0	30 12.1	1 0.4

退職金の支払い準備形態



3) 退職金制度は拠出制または無拠出制

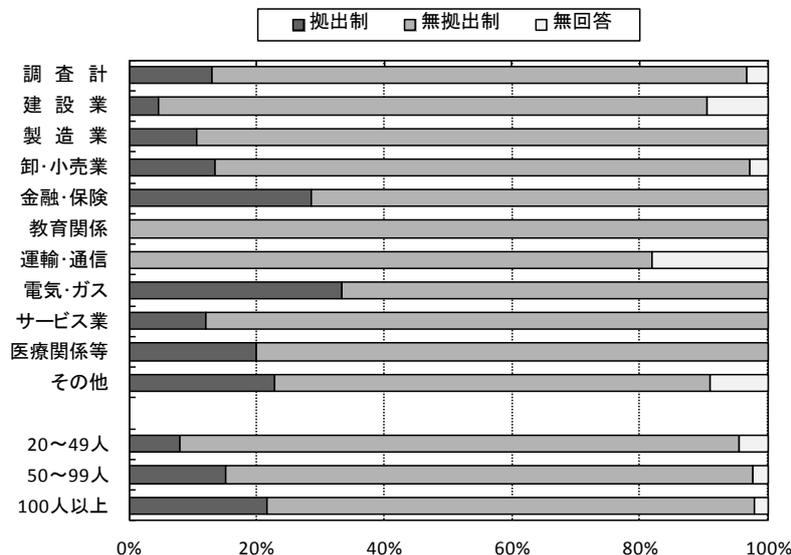
退職金の制度内容は「拠出制」が12.9%、「無拠出制」が83.7%

退職金制度がある209事業所の制度内容は、「拠出制」が12.9%、「無拠出制」の83.7%となっている。
労働者規模別にみると、「拠出制」は100人以上が比率が高く、「無拠出制」は20～49人の比率が高くなっている。また、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、「拠出制」は金融・保険、医療関係等で高く、「無拠出制」は、製造業、サービス業で多くなっている。

表35 退職金制度は拠出制または無拠出制 下段：%

区 分	退職金制度 あり 事業所数	制 度 内 容		
		拠出制	無拠出制	無回答
調 査 計	209	27 12.9	175 83.7	7 3.3
建 設 業	21	1 4.8	18 85.7	2 9.5
製 造 業	57	6 10.5	51 89.5	-
卸・小売業	37	5 13.5	31 83.8	1 2.7
金融・保険	7	2 28.6	5 71.4	-
教育関係	3	-	3 100.0	-
運輸・通信	11	-	9 81.8	2 18.2
電気・ガス	3	1 33.3	2 66.7	-
サービス業	33	4 12.1	29 87.9	-
医療関係等	15	3 20.0	12 80.0	-
その他	22	5 22.7	15 68.2	2 9.1
20～49人	112	9 8.0	98 87.5	5 4.5
50～99人	46	7 15.2	38 82.6	1 2.2
100人以上	51	11 21.6	39 76.5	1 2.0
23年調査計	237	50 21.1	185 78.1	2 0.8
22年調査計	247	44 17.8	196 79.4	7 2.8

退職金制度は拠出制または無拠出制



2. 非正規職員の退職金制度

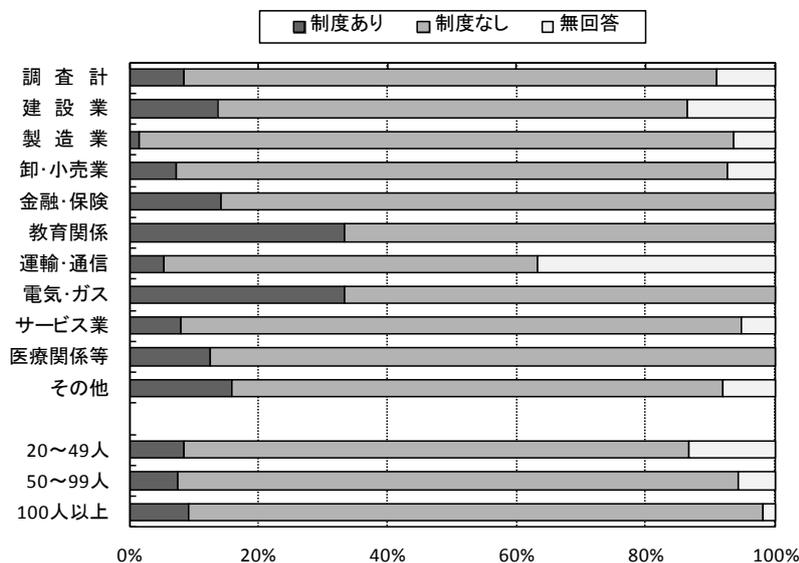
非正規職員の退職金制度がある事業所は8.4%

非正規職員の退職金制度について、「制度あり」の事業所は8.4%であるのに対して、「制度なし」は82.7%と大部分を占めている。また、「制度あり」の事業所の場合、労働者規模別では100人以上の割合が高く、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険で割合が高くなっている。

表36 非正規職員の退職金制度の有無 下段：%

区 分	事業所 総 数	制度あり	制度なし	無回答
調 査 計	237	20 8.4	196 82.7	21 8.9
建 設 業	22	3 13.6	16 72.7	3 13.6
製 造 業	63	1 1.6	58 92.1	4 6.3
卸・小売業	41	3 7.3	35 85.4	3 7.3
金融・保険	7	1 14.3	6 85.7	-
教育関係	3	1 33.3	2 66.7	-
運輸・通信	19	1 5.3	11 57.9	7 36.8
電気・ガス	3	1 33.3	2 66.7	-
サービス業	38	3 7.9	33 86.8	2 5.3
医療関係等	16	2 12.5	14 87.5	-
その他	25	4 16.0	19 76.0	2 8.0
20～49人	129	11 8.5	101 78.3	17 13.2
50～99人	53	4 7.5	46 86.8	3 5.7
100人以上	55	5 9.1	49 89.1	1 1.8
23年調査計	268	20 7.5	229 85.4	19 7.1
22年調査計	274	26 9.5	237 86.5	8 2.9

非正規職員の退職金制度の有無



VII. 賃金制度

1. 6月分賃金

賃金合計平均は、男性 33 万円 女性 23 万円
所定内賃金比率は、「50～99 人」「20～49 人」「100 人以上」の順に高い
所定外賃金比率は、「100 人以上」「20～49 人」「50～99 人」の順に高い
職種区分では、事務系の方が生産系より賃金合計が高い傾向にある

1) 賃金合計平均

常用労働者の平成 23 年 6 月分の賃金合計平均は、男性 33 万円、女性 23 万円となっている。これを労働者規模別にみると、20～49 人より 50～99 人の方がやや高めとなっているが、100 人以上の賃金合計が最も高くなっている。

2) 所定内賃金

賃金合計平均に占める所定内賃金平均の割合は、男性 85.0%、女性 92.0%で女性の方が 7.0 ポイント上回っている。労働者規模別にみると、100 人以上が平均比率より低くなっている。産業別では、運輸・通信、電気・ガス、製造業が平均比率より低くなっている。

3) 所定外賃金

賃金合計平均に対する所定外賃金平均は、男性 15.0%、女性 8.0%で男性の方が 7.0 ポイント上回っている。労働者規模別にみると、100 人以上が 14.9%で最も高く、産業別では、運輸・通信の 18.5%が最も高くなっている。

4) 職種区分

男性における職種区分での賃金合計では、事務系の方が生産系より 5 万 5 千円多くなっている。また、この傾向は労働者規模が 100 人以上の規模において 6 万 1 千円と最も多くなっている。

女性における職種区分での賃金合計では、事務系の方が生産系より 1 万 8 千円多くなっている。また、この傾向は労働者規模が 20～49 人の規模においては 4 万 3 千円と最も多くなっている。

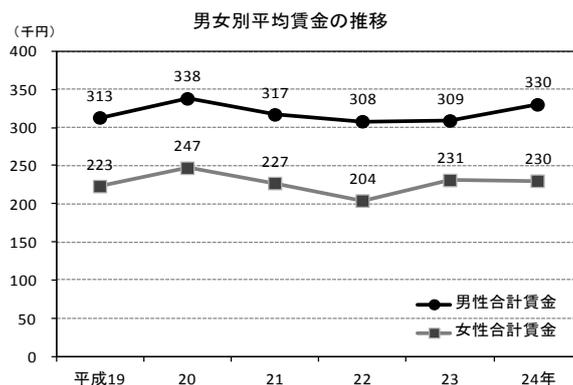
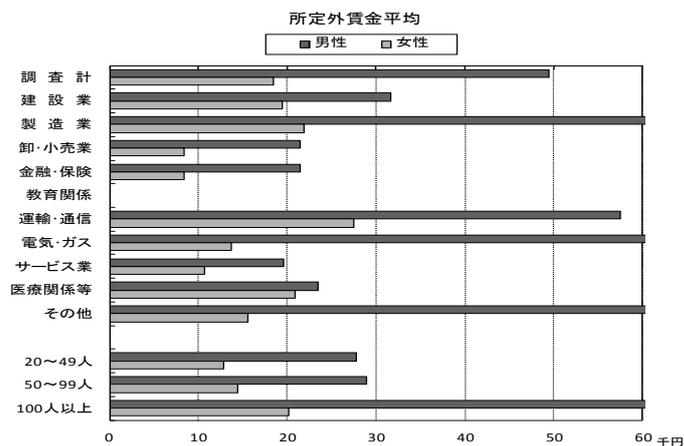
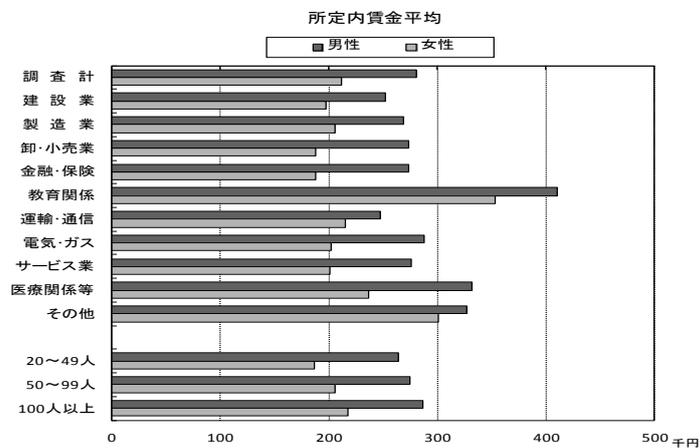
表37 平成23年6月分平均賃金（常用労働者）

単位：千円 斜体数値は比率：%

区 分	対象常用 労働者数	賃金支払いの状況			平 均 勤続年数	平 均 年 齢
		所定内賃金	所定外賃金	合計金額		
調 査 計	16,822	256 <i>86.9</i>	39 <i>13.1</i>	295 <i>100.0</i>	14	41
男性平均	10,933	281	49	330	15	42
事務	5,971	306	49	355	16	43
生産	4,962	250	50	300	13	40
女性平均	5,889	212	18	230	12	40
事務	3,871	219	17	236	10	39
生産	2,018	197	21	218	15	44
23年調査計	17,645	248 <i>88.9</i>	31 <i>11.1</i>	279 <i>100.0</i>	12	40
男性平均	10,886	273	36	309	13	41
事務	5,680	305	26	331	16	43
生産	5,206	237	47	284	11	39
女性平均	6,759	209	23	231	11	39
事務	4,255	212	18	230	10	39
生産	2,504	203	31	233	11	40
22年調査計	19,214	245 <i>90.4</i>	26 <i>9.6</i>	270 <i>100.0</i>	12	41
男性平均	12,277	277	31	308	13	41
事務	6,854	299	30	330	15	42
生産	5,423	249	31	280	11	40
女性平均	6,937	187	17	204	10	40
事務	3,910	211	19	229	11	38
生産	3,027	156	16	171	9	44

区 分	対象常用 労働者数	賃金支払いの状況			平 均 勤続年数	平 均 年 齢
		所定内賃金	所定外賃金	合計金額		
建設業	719	248 89.0	31 11.0	278 100.0	17	44
男性平均	653	253	32	284	17	45
事務	320	278	16	294	19	46
生産	333	229	46	275	14	44
女性平均	66	198	19	217	15	41
事務	59	193	14	208	15	40
生産	7	233	64	297	22	50
製造業	7,636	252 83.1	51 16.9	303 100.0	16	41
男性平均	5,583	269	62	331	16	40
事務	1,844	300	82	382	19	44
生産	3,739	253	52	305	14	39
女性平均	2,053	206	22	228	18	43
事務	440	218	19	237	18	40
生産	1,613	203	23	226	18	43
卸・小売業	2,126	247 93.4	17 6.6	264 100.0	12	40
男性平均	1,449	274	21	296	13	41
事務	1,323	276	21	297	14	41
生産	126	256	28	283	8	43
女性平均	677	188	8	196	10	38
事務	674	188	8	197	10	38
生産	3	152	1	153	6	32
金融・保険	417	353 87.3	51 12.7	404 100.0	16	44
男性平均	257	431	51	482	20	46
事務	257	431	51	482	20	46
生産	-	-	-	-	-	-
女性平均	160	226	51	278	10	40
事務	160	226	51	278	10	40
生産	-	-	-	-	-	-
教育関係	134	386 100.0	0 0.0	386 100.0	12	45
男性平均	76	411	-	411	12	46
事務	74	415	-	415	12	46
生産	2	271	-	271	7	64
女性平均	58	353	-	353	13	44
事務	58	353	-	353	13	44
生産	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	357	246 81.5	56 18.5	302 100.0	12	45
男性平均	337	248	58	306	12	45
事務	111	244	50	294	11	46
生産	226	250	61	311	13	45
女性平均	20	215	28	243	9	38
事務	14	218	23	241	9	40
生産	6	208	38	246	8	33
電気・ガス	130	278 81.9	61 18.1	340 100.0	20	42
男性平均	116	288	67	355	21	43
事務	116	288	67	355	21	43
生産	-	-	-	-	-	-
女性平均	14	202	14	215	12	35
事務	14	202	14	215	12	35
生産	-	-	-	-	-	-
サービス業	2,153	242 94.0	16 6.0	258 100.0	10	42
男性平均	1,185	276	20	296	12	44
事務	900	288	17	305	13	43
生産	285	238	29	267	11	46
女性平均	968	201	11	211	8	39
事務	825	206	10	216	8	38
生産	143	170	14	184	6	43
医療関係等	2,138	265 92.4	22 7.6	287 100.0	8	40
男性平均	642	332	24	356	9	41
事務	530	351	25	375	9	40
生産	112	245	18	263	8	46
女性平均	1,496	237	21	258	8	40
事務	1,312	242	22	264	8	39
生産	184	199	14	212	6	44
その他	1,012	274 80.0	69 20.0	342 100.0	12	42
男性平均	635	327	100	427	15	43
事務	496	347	112	459	16	43
生産	139	256	57	313	13	45
女性平均	377	301	16	317	6	39
事務	315	201	19	219	6	37
生産	62	100	0	100	8	51

区 分	対象常用 労働者数	賃金支払いの状況			平均 勤続年数	平均 年 齢
		所定内賃金	所定外賃金	合計金額		
20～49人	2,929	243 91.1	24 8.9	267 100.0	12	42
男性平均	2,134	265	28	292	13	43
事務	1,128	285	29	314	14	44
生産	1,006	242	26	268	12	42
女性平均	795	187	13	200		40
事務	517	202	13	215	9	39
生産	278	160	12	172	8	42
50～99人	2,584	252 91.3	24 8.7	276 100.0	12	41
男性平均	1,719	275	29	304	13	42
事務	1,073	303	20	323	14	42
生産	646	227	44	271	13	43
女性平均	865	206	14	220	8	39
事務	720	214	12	226	8	38
生産	145	162	29	191	9	46
100人以上	11,309	261 85.1	46 14.9	307 100.0	15	41
男性平均	7,080	287	61	348	16	41
事務	3,770	313	64	377	17	43
生産	3,310	257	58	315	14	39
女性平均	4,229	217	20	238	13	41
事務	2,634	224	19	243	10	39
生産	1,595	207	22	228	17	44



2. 賞与の支払い

「支払いがあった」事業所は 79.3%

賞与の「支払いがあった」とする事業所は 79.3%で、「支払いがなかった」が 11.8%、「無回答」が 8.9%となっている。

これを労働者規模別にみると、「支払いがあった」とする事業所の割合は、100人以上が 89.1%と高いのに対して 20~49人では全体平均を 3.3ポイント下回っている。

産業別では、「支払いがあった」とする事業所の割合は、回答数の少ない教育関係を除くと医療関係等が 93.8%で最も高く、逆に「支払いがなかった」は運輸・通信、サービス業、製造業で多くなっている。

支給月数については、男女とも労働者規模が 20~49人で全体平均を下回っている。産業別では、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、男女とも医療関係等の 3.2ヶ月が最も多く、運輸・通信の女の 1.1ヶ月が最も少なく、次いで、建設業の男女とも 1.2ヶ月が少ない。

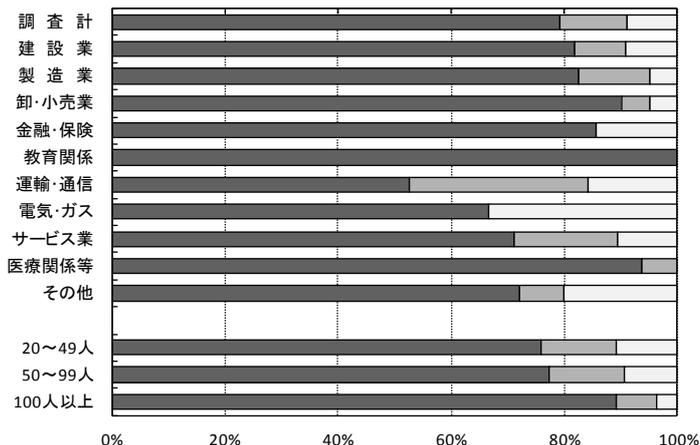
表38 賞与の支払い状況 回数・支給月数は年間合計数 下段：%

区分	事業所総数	支払いがあった	男性平均		女性平均		支払いがなかった	無回答
			回数	支給月数	回数	支給月数		
調査計	237	188 79.3	2.1	2.2	2.1	2.1	28 11.8	21 8.9
建設業	22	18 81.8	1.8	1.2	1.8	1.2	2 9.1	2 9.1
製造業	63	52 82.5	2.0	2.0	2.0	2.0	8 12.7	3 4.8
卸・小売業	41	37 90.2	2.4	2.7	2.4	2.6	2 4.9	2 4.9
金融・保険	7	6 85.7	2.0	2.7	2.0	2.7	-	1 14.3
教育関係	3	3 100.0	2.0	3.4	2.0	3.4	-	-
運輸・通信	19	10 52.6	2.2	1.3	2.3	1.1	6 31.6	3 15.8
電気・ガス	3	2 66.7	2.0	1.7	2.0	1.7	-	1 33.3
サービス業	38	27 71.1	2.2	2.3	2.2	2.2	7 18.4	4 10.5
医療関係等	16	15 93.8	2.0	3.2	2.0	3.2	1 6.3	-
その他	25	18 72.0	2.3	2.0	2.3	2.1	2 8.0	5 20.0
20~49人	129	98 76.0	2.1	1.9	2.1	1.9	17 13.2	14 10.9
50~99人	53	41 77.4	2.2	2.4	2.2	2.4	7 13.2	5 9.4
100人以上	55	49 89.1	2.1	2.6	2.1	2.6	4 7.3	2 3.6
23年調査計	268	224 83.6	2.0	2.3	2.0	2.2	23 8.6	21 7.8
22年調査計	274	216 78.8	2.0	2.5	2.0	2.5	39 14.2	19 6.9

※平成23年6月から平成24年5月までの状況です。

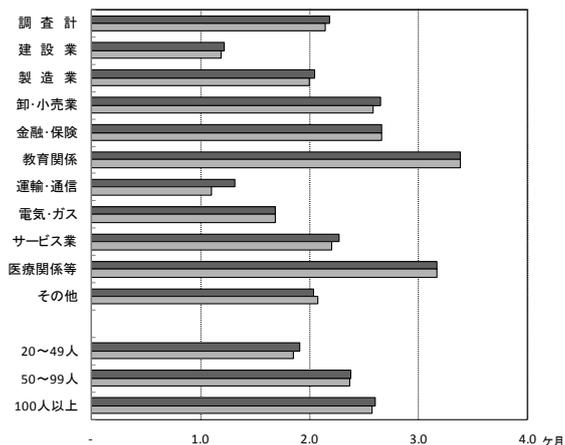
賞与の支払い状況

■支払いがあった □支払いがなかった □無回答



賞与の支給月数

■男性 □女性



Ⅷ. 男女共同参画

1. 女性の昇進・参画

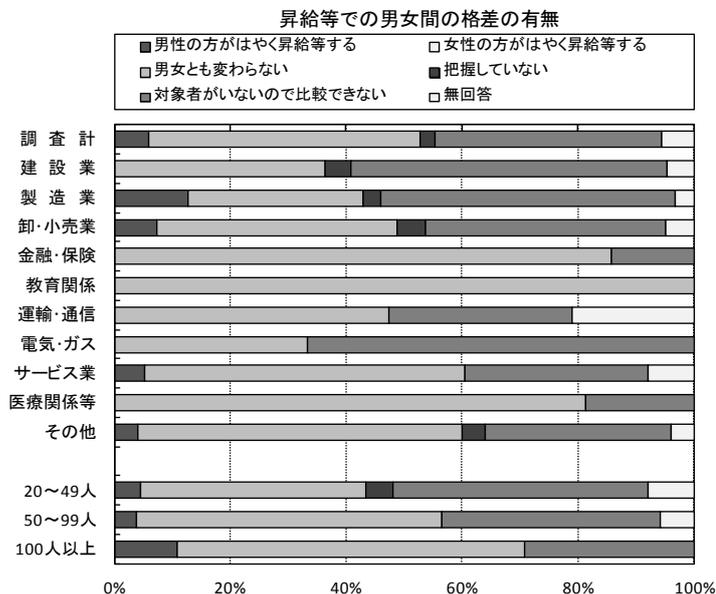
1) 昇給等の男女間格差

「男女とも変わらない」が46.8%、「男性の方が早く昇格」が5.9%

昇給等での男女間の格差については、「男女とも変わらない」が46.8%で、以下、「対象者がいないので比較できない」が39.2%、「男性の方がはやく昇給等する」が5.9%と続き、「女性の方がはやく昇給等する」は0%となっている。「男女とも変わらない」の割合は、労働者規模が大きくなれば高まる傾向にあり、産業別では回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、金融・保険、医療関係等で高くなっている。

表39 昇給等での男女間の格差の有無 下段：%

区分	事業所総数	男性の方がはやく昇給等する	女性の方がはやく昇給等する	男女とも変わらない	把握していない	対象者がいないので比較できない	無回答
調査計	237	14 5.9	-	111 46.8	6 2.5	93 39.2	13 5.5
建設業	22	-	-	8 36.4	1 4.5	12 54.5	1 4.5
製造業	63	8 12.7	-	19 30.2	2 3.2	32 50.8	2 3.2
卸・小売業	41	3 7.3	-	17 41.5	2 4.9	17 41.5	2 4.9
金融・保険	7	-	-	6 85.7	-	1 14.3	-
教育関係	3	-	-	3 100.0	-	-	-
運輸・通信	19	-	-	9 47.4	-	6 31.6	4 21.1
電気・ガス	3	-	-	1 33.3	-	2 66.7	-
サービス業	38	2 5.3	-	21 55.3	-	12 31.6	3 7.9
医療関係等	16	-	-	13 81.3	-	3 18.8	-
その他	25	1 4.0	-	14 56.0	1 4.0	8 32.0	1 4.0
20～49人	129	6 4.7	-	50 38.8	6 4.7	57 44.2	10 7.8
50～99人	53	2 3.8	-	28 52.8	-	20 37.7	3 5.7
100人以上	55	6 10.9	-	33 60.0	-	16 29.1	-
23年調査計	268	22 8.2	1 0.4	125 46.6	10 3.7	101 37.7	9 3.4
22年調査計	274	22 8.0	-	110 40.1	12 4.4	117 42.7	13 4.7



2) 格差が生じる時期

格差が生じる時期は「入社から6～10年目まで」が28.6%で最多

昇給等での男女間の格差が生じる時期は、格差のある14事業所のうち「入社から6～10年目まで」が28.6%、「入社から11～15年目まで」と「管理職に昇進するとき」が14.3%となっている。

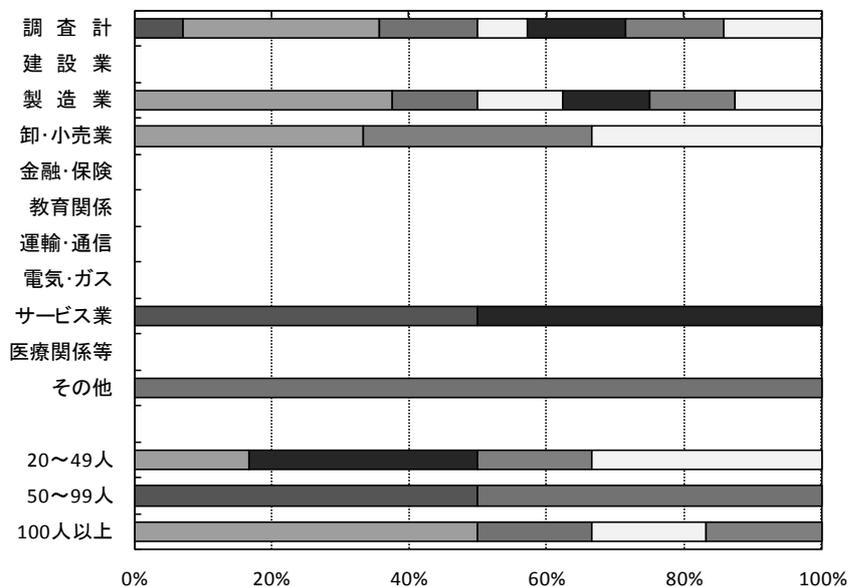
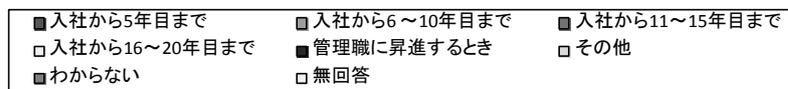
労働者規模別には傾向が読み取りにくいものの、規模が大きいほど早い時期に格差が生じる傾向にあり、規模が小さくなるとその逆の傾向がある様に見受けられる。

表40 昇給等での男女間の格差が生じる時期

下段：%

区分	格差のある事業所	入社後の男女間格差の生じる時期							
		入社から5年目まで	入社から6～10年目まで	入社から11～15年目まで	入社から16～20年目まで	管理職に昇進するとき	その他	わからない	無回答
調査計	14	1 7.1	4 28.6	2 14.3	1 7.1	2 14.3	-	2 14.3	2 14.3
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	8	-	3 37.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5	-	1 12.5	1 12.5
卸・小売業	3	-	1 33.3	-	-	-	-	1 33.3	1 33.3
金融・保険	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・通信	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気・ガス	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	2	1 50.0	-	-	-	1 50.0	-	-	-
医療関係等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1	-	-	1 100.0	-	-	-	-	-
20～49人	6	-	1 16.7	-	-	2 33.3	-	1 16.7	2 33.3
50～99人	2	1 50.0	-	1 50.0	-	-	-	-	-
100人以上	6	-	3 50.0	1 16.7	1 16.7	-	-	1 16.7	-
23年調査計	23	1 4.3	5 21.7	2 8.7	1 4.3	3 13.0	4 17.4	6 26.1	1 4.3
22年調査計	22	2 9.1	5 22.7	4 18.2	-	4 18.2	2 9.1	2 9.1	3 13.6

昇給等での男女間の格差が生じる時期



3) 管理職人数

全体的に男性の方が女性より早く昇進している

管理職人数を男女別にみた女性の場合は、全体では15.1%にとどまっている。これを年齢別にみてみると男女ともは「50～59歳」で、「課長」「部長」の割合が高く、「係長」は「40～49歳」が最も多くなっている。

また、同年代で男女別の管理職役員を比較してみると、女性は30歳未満で早めに管理職に就く傾向が表れ、男性は40歳代で管理職の比率が高まり、50歳代では「部長」の比率が高まる。

男女別に管理職となった性別人数に対する、年代別、職位別の関係を見てみると、女性は早い年代に係長又は課長に就く者が現れるものの、40代以降は課長以上に昇進するのは男性であり、女性は30代～40代で足踏み状況が続くこととなる。

表41 管理職人数

下段：%

区分	総数			30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上	
	合計	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
調査計	4,992	4,236	756	46	29	832	173	1,535	232	1,631	277	192	45
	100.0	84.9	15.1	61.3	38.7	82.8	17.2	86.9	13.1	85.5	14.5	81.0	19.0
	100.0	-	-	0.9	0.6	16.7	3.5	30.7	4.6	32.7	5.5	3.8	0.9
部長	937	838	99	1	-	28	4	195	33	486	41	128	21
	100.0	89.4	10.6	1.0	-	87.5	12.5	85.5	14.5	92.2	7.8	85.9	14.1
	100.0	-	-	0.1	-	3.0	0.4	20.8	3.5	51.9	4.4	13.7	2.2
課長	1,902	1,659	243	3	10	267	35	682	66	665	116	42	16
	100.0	87.2	12.8	23.1	76.9	88.4	11.6	91.2	8.8	85.1	14.9	72.4	27.6
	100.0	-	-	0.2	0.5	14.0	1.8	35.9	3.5	35.0	6.1	2.2	0.8
係長	2,153	1,739	414	42	19	537	134	658	133	480	120	22	8
	100.0	80.8	19.2	68.9	31.1	80.0	20.0	83.2	16.8	80.0	20.0	73.3	26.7
	100.0	-	-	2.0	0.9	24.9	6.2	30.6	6.2	22.3	5.6	1.0	0.4
建設業	355	324	31	3	-	60	6	81	9	145	12	35	4
	100.0	91.3	8.7	100.0	-	90.9	9.1	90.0	10.0	92.4	7.6	89.7	10.3
製造業	1,898	1,795	103	10	3	307	11	768	45	675	40	35	4
	100.0	94.6	5.4	76.9	23.1	96.5	3.5	94.5	5.5	94.4	5.6	89.7	10.3
卸・小売業	837	758	79	11	5	230	21	233	31	258	21	26	1
	100.0	90.6	9.4	68.8	31.3	91.6	8.4	88.3	11.7	92.5	7.5	96.3	3.7
金融・保険	189	171	18	-	-	16	5	46	7	106	6	3	-
	100.0	90.5	9.5	-	-	76.2	23.8	86.8	13.2	94.6	5.4	100.0	-
教育関係	36	20	16	-	-	2	1	8	4	8	7	2	4
	100.0	55.6	44.4	-	-	66.7	33.3	66.7	33.3	53.3	46.7	33.3	66.7
運輸・通信	104	87	17	-	-	16	4	39	7	25	6	7	-
	100.0	83.7	16.3	-	-	80.0	20.0	84.8	15.2	80.6	19.4	100.0	-
電気・ガス	130	130	-	2	-	4	-	63	-	58	-	3	-
	100.0	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	-
サービス業	503	392	111	11	6	77	30	122	24	160	38	22	13
	100.0	77.9	22.1	64.7	35.3	72.0	28.0	83.6	16.4	80.8	19.2	62.9	37.1
医療関係等	576	241	335	5	11	83	84	52	88	63	136	38	16
	100.0	41.8	58.2	31.3	68.8	49.7	50.3	37.1	62.9	31.7	68.3	70.4	29.6
その他	364	318	46	4	4	37	11	123	17	133	11	21	3
	100.0	87.4	12.6	50.0	50.0	77.1	22.9	87.9	12.1	92.4	7.6	87.5	12.5
20～49人	1,029	887	142	16	5	182	33	278	43	334	47	77	14
	100.0	86.2	13.8	76.2	23.8	84.7	15.3	86.6	13.4	87.7	12.3	84.6	15.4
50～99人	873	756	117	18	9	193	23	248	47	266	26	31	12
	100.0	86.6	13.4	66.7	33.3	89.4	10.6	84.1	15.9	91.1	8.9	72.1	27.9
100人以上	3,090	2,593	497	12	15	457	117	1,009	142	1,031	204	84	19
	100.0	83.9	16.1	44.4	55.6	79.6	20.4	87.7	12.3	83.5	16.5	81.6	18.4
23年調査計	5,026	4,204	822	75	48	807	160	1,495	249	1,597	307	230	58
	100.0	83.6	16.4	61.0	39.0	83.5	16.5	85.7	14.3	83.9	16.1	79.9	20.1
	100.0	-	-	1.5	1.0	16.1	3.2	29.7	5.0	31.8	6.1	4.6	1.2
22年調査計	5,592	4,801	791	53	25	903	169	1,784	252	1,822	309	239	36
	100.0	85.9	14.1	67.9	32.1	84.2	15.8	87.6	12.4	85.5	14.5	86.9	13.1
	100.0	-	-	0.9	0.4	16.1	3.0	31.9	4.5	32.6	5.5	4.3	0.6

4) 女性活用の問題点

「家庭責任を考慮する必要がある」が40.9%、「特になし」が33.3%

女性活用の問題点としては、「家庭責任を考慮する必要がある」が40.9%で最も多く、次いで「特になし」が33.3%、「時間外労働をさせにくい」が23.2%となっている。

これを労働者規模別にみると、「家庭責任を考慮する必要がある」と「時間外労働をさせにくい」の二者の割合に大きな差は無いが、産業別にみると、回答数の少ない教育関係と電気・ガスを除くと、建設業と製造業で比較的高くなっている。

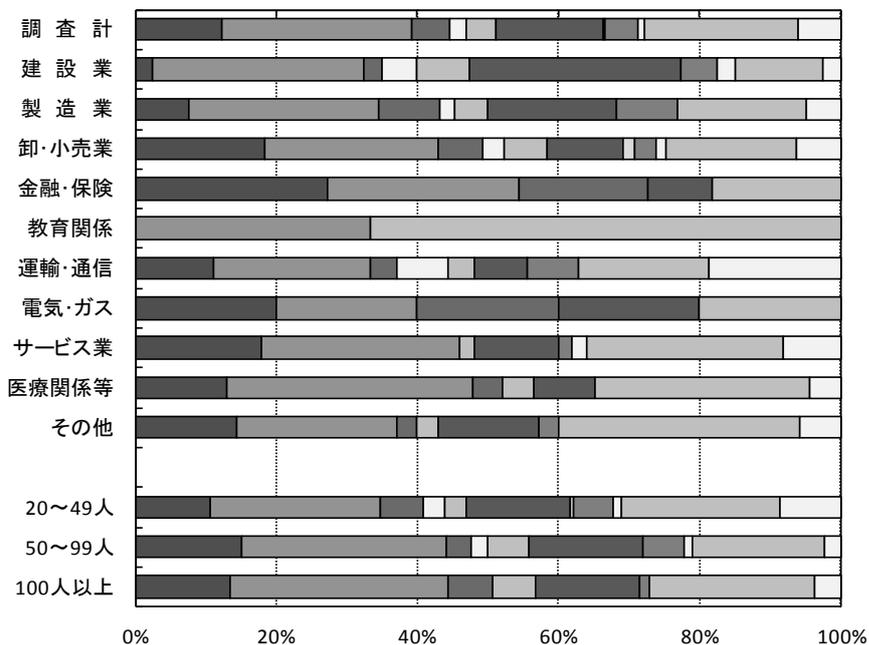
表42 女性活用の問題点

下段：%

区分	事業所総数	勤務年数が平均的に短い	家庭責任を考慮する必要がある	一般的に就業意識が低い	社会一般の理解が不十分	男性の認識、理解が不十分	時間外労働等をさせにくい	就業環境にコストがかかる	重量物取扱い等法制上の規制がかかる	活用方法がわからない	その他	特になし	無回答
調査計	237	45 19.0	97 40.9	20 8.4	8 3.4	16 6.8	55 23.2	1 0.4	17 7.2	3 1.3	-	79 33.3	22 9.3
建設業	22	1 4.5	12 54.5	1 4.5	2 9.1	3 13.6	12 54.5	-	2 9.1	1 4.5	-	5 22.7	1 4.5
製造業	63	8 12.7	28 44.4	9 14.3	2 3.2	5 7.9	19 30.2	-	9 14.3	-	-	19 30.2	5 7.9
卸・小売業	41	12 29.3	16 39.0	4 9.8	2 4.9	4 9.8	7 17.1	1 2.4	2 4.9	1 2.4	-	12 29.3	4 9.8
金融・保険	7	3 42.9	3 42.9	2 28.6	-	-	1 14.3	-	-	-	-	2 28.6	-
教育関係	3	-	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	2 66.7	-
運輸・通信	19	3 15.8	6 31.6	1 5.3	2 10.5	1 5.3	2 10.5	-	2 10.5	-	-	5 26.3	5 26.3
電気・ガス	3	1 33.3	1 33.3	1 33.3	-	-	1 33.3	-	-	-	-	1 33.3	-
サービス業	38	9 23.7	14 36.8	-	-	1 2.6	6 15.8	-	1 2.6	1 2.6	-	14 36.8	4 10.5
医療関係等	16	3 18.8	8 50.0	1 6.3	-	1 6.3	2 12.5	-	-	-	-	7 43.8	1 6.3
その他	25	5 20.0	8 32.0	1 4.0	-	1 4.0	5 20.0	-	1 4.0	-	-	12 48.0	2 8.0
20～49人	129	21 16.3	47 36.4	12 9.3	6 4.7	6 4.7	29 22.5	1 0.8	11 8.5	2 1.6	-	44 34.1	17 13.2
50～99人	53	13 24.5	25 47.2	3 5.7	2 3.8	5 9.4	14 26.4	-	5 9.4	1 1.9	-	16 30.2	2 3.8
100人以上	55	11 20.0	25 45.5	5 9.1	-	5 9.1	12 21.8	-	1 1.8	-	-	19 34.5	3 5.5
23年調査計	268	50 18.7	103 38.4	18 6.7	15 5.6	16 6.0	60 22.4	5 1.9	23 8.6	1 0.4	4 1.5	103 38.4	20 7.5
22年調査計	274	44 16.1	109 39.8	18 6.6	13 4.7	17 6.2	57 20.8	4 1.5	17 6.2	2 0.7	4 1.5	92 33.6	32 11.7

女性活用の問題点

- 勤務年数が平均的に短い
- 一般的に就業意識が低い
- 男性の認識、理解が不十分
- 就業環境にコストがかかる
- 活用方法がわからない
- 特になし
- 家庭責任を考慮する必要がある
- 社会一般の理解が不十分
- 時間外労働等をさせにくい
- 重量物取扱い等法制上の規制がかかる
- その他
- 無回答



5) 教育研修実施状況

「全体」の実施率は、男性 60.3%、女性 39.7%

「管理職」は男女合わせて 24.3%、「一般」は男女合わせて 75.7%

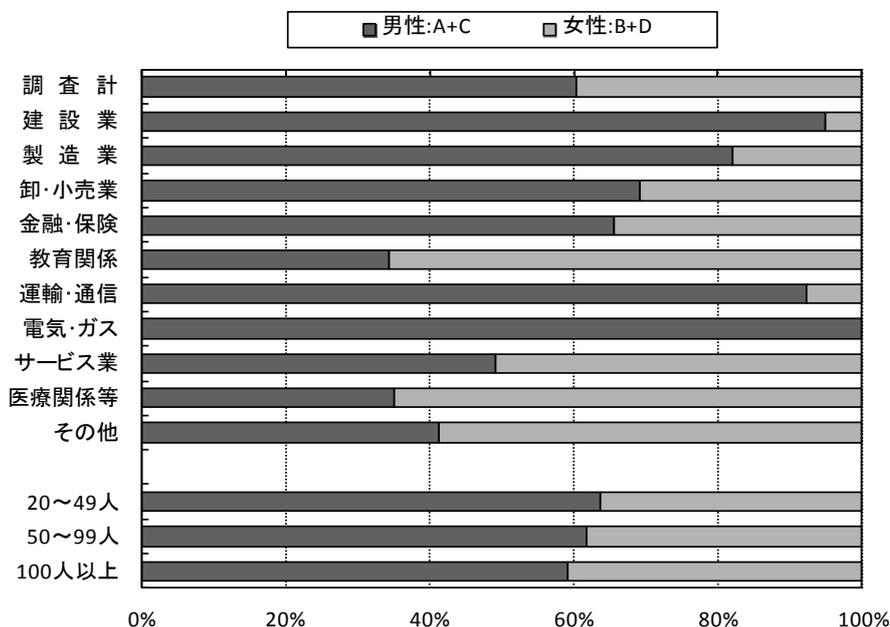
教育研修の実施率は、「全体」で男性 60.3%、女性 39.7%と男性の割合が高い。内訳としては、「管理職」が男女合わせて 24.3%、「一般」が男女合わせて 75.7%で、ともに男性の割合が女性を上回っている。また、「一般」における労働者規模別では 100 人以上で、産業別では製造業、運輸・通信の実施率が最も高くなっている。

表43 教育研修実施状況

下段：%

区分	総数			管理職			一般		
	合計:G (A+C)/G	男性:A+C (A+C)/G	女性:B+D (B+D)/G	計:E E/G	男性:A A/E	女性:B B/E	計:F F/G	男性:C C/F	女性:D D/F
調査計	7,667	4,623 60.3	3,044 39.7	1,866 24.3	1,479 79.3	387 20.7	5,801 75.7	3,144 54.2	2,657 45.8
建設業	80	76 95.0	4 5.0	37 46.3	36 97.3	1 2.7	43 53.8	40 93.0	3 7.0
製造業	2,632	2,157 82.0	475 18.0	635 24.1	608 95.7	27 4.3	1,997 75.9	1,549 77.6	448 22.4
卸・小売業	772	534 69.2	238 30.8	191 24.7	180 94.2	11 5.8	581 75.3	354 60.9	227 39.1
金融・保険	408	268 65.7	140 34.3	123 30.1	116 94.3	7 5.7	285 69.9	152 53.3	133 46.7
教育関係	64	22 34.4	42 65.6	19 29.7	10 52.6	9 47.4	45 70.3	12 26.7	33 73.3
運輸・通信	196	181 92.3	15 7.7	40 20.4	31 77.5	9 22.5	156 79.6	150 96.2	6 3.8
電気・ガス	52	52 100.0	- 0.0	25 48.1	25 100.0	- -	27 51.9	27 100.0	- -
サービス業	478	235 49.2	243 50.8	112 23.4	88 78.6	24 21.4	366 76.6	147 40.2	219 59.8
医療関係等	2,118	741 35.0	1,377 65.0	521 24.6	295 56.6	226 43.4	1,597 75.4	446 27.9	1,151 72.1
その他	867	357 41.2	510 58.8	163 18.8	90 55.2	73 44.8	704 81.2	267 37.9	437 62.1
20~49人	1,049	669 63.8	380 36.2	268 25.5	224 83.6	44 16.4	781 74.5	445 57.0	336 43.0
50~99人	1,597	986 61.7	611 38.3	406 25.4	314 77.3	92 22.7	1,191 74.6	672 56.4	519 43.6
100人以上	5,021	2,968 59.1	2,053 40.9	1,192 23.7	941 78.9	251 21.1	3,829 76.3	2,027 52.9	1,802 47.1
23年調査計	12,437	7,003 56.3	5,434 43.7	2,515 20.2	1,724 68.5	791 31.5	9,922 79.8	5,279 53.2	4,643 46.8
22年調査計	10,110	5,926 58.6	4,184 41.4	2,397 23.7	1,909 79.6	488 20.4	7,713 76.3	4,017 52.1	3,696 47.9

教育研修実施状況(総数:男女比率)



2. 育児等による退職者の再雇用制度

再雇用制度のある事業所の割合は24.1%、制度の利用人数は115人

再雇用制度がある事業所の割合は24.1%であり、制度の利用人数は115人で、その内訳は常用が大半を占め99人、パートタイマーが15人、臨時が1人となっている。

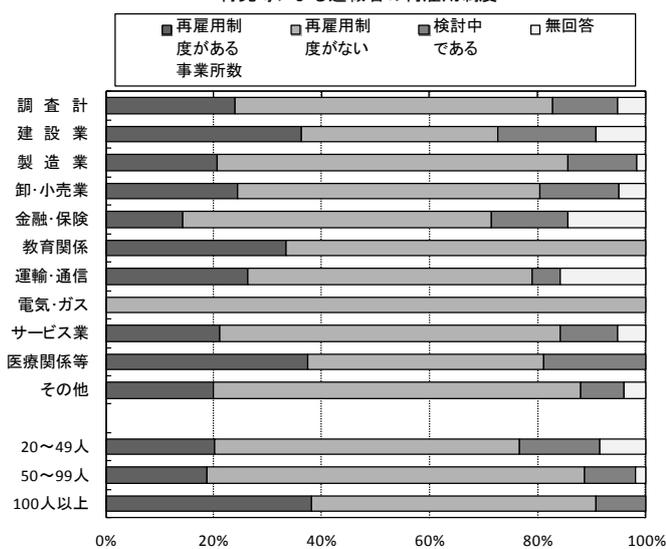
労働者規模別にみると、再雇用制度がある事業所の割合は100人以上が最も多く、50～99人で少ない。また、産業別では、医療関係等の割合が相対的に高くなっている。

表44 育児等による退職者の再雇用制度

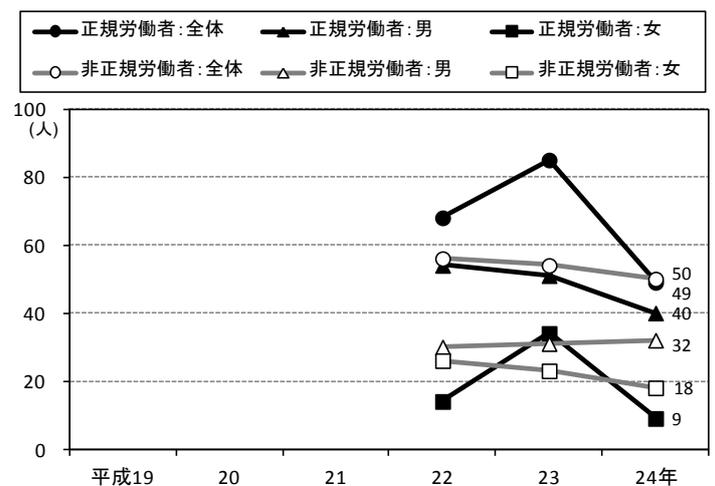
下段：% 斜体数値は常用労働者内の比率：%

区分	事業所総数	再雇用制度がある事業所数	総数	再雇用制度の利用人数										再雇用制度がない	検討中である	無回答
				常用		正規		非正規		臨時		パートタイマー				
				男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性			
調査計	237	57 24.1	115	72 62.6	27 23.5	40 40.4	9 9.1	32 32.3	18 18.2	-	1 0.9	5 4.3	10 8.7	139 58.6	29 12.2	12 5.1
建設業	22	8 36.4	6	4 66.7	2 33.3	4 66.7	2 33.3	-	-	-	-	-	-	8 36.4	4 18.2	2 9.1
製造業	63	13 20.6	19	10 52.6	7 36.8	4 23.5	2 11.8	6 35.3	5 29.4	-	-	-	2 10.5	41 65.1	8 12.7	1 1.6
卸・小売業	41	10 24.4	17	14 82.4	-	8 57.1	-	6 42.9	-	-	-	1 5.9	2 11.8	23 56.1	6 14.6	2 4.9
金融・保険	7	1 14.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4 57.1	1 14.3	1 14.3
教育関係	3	1 33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2 66.7	-	-
運輸・通信	19	5 26.3	25	25 100.0	-	13 52.0	-	12 48.0	-	-	-	-	-	10 52.6	1 5.3	3 15.8
電気・ガス	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 100.0	-	-
サービス業	38	8 21.1	13	11 84.6	2 15.4	10 76.9	2 15.4	1 7.7	-	-	-	-	-	24 63.2	4 10.5	2 5.3
医療関係等	16	6 37.5	28	6 21.4	15 53.6	1 4.8	3 14.3	5 23.8	12 57.1	-	1 3.6	2 7.1	4 14.3	7 43.8	3 18.8	-
その他	25	5 20.0	7	2 28.6	1 14.3	-	-	2 66.7	1 33.3	-	-	2 28.6	2 28.6	17 68.0	2 8.0	1 4.0
20～49人	129	26 20.2	28	19 67.9	2 7.1	16 76.2	1 4.8	3 14.3	1 4.8	-	-	3 10.7	4 14.3	73 56.6	19 14.7	11 8.5
50～99人	53	10 18.9	9	5 55.6	3 33.3	5 62.5	3 37.5	-	-	-	-	-	1 11.1	37 69.8	5 9.4	1 1.9
100人以上	55	21 38.2	78	48 61.5	22 28.2	19 27.1	5 7.1	29 41.4	17 24.3	-	1 1.3	2 2.6	5 6.4	29 52.7	5 9.1	-
23年調査計	268	66 24.6	174	85 48.9	58 33.3	51 35.7	34 23.8	31 21.7	23 16.1	1 0.6	-	10 5.7	20 11.5	155 57.8	38 14.2	9 3.4
22年調査計	274	75 27.4	167	112 67.1	40 24.0	54 35.5	14 9.2	30 19.7	26 17.1	-	1 0.6	3 1.8	11 6.6	144 52.6	41 15.0	14 5.1

育児等による退職者の再雇用制度



常用労働者における正規・非正規再雇用制度利用者数の推移



3. 職場環境

セクシャル・ハラスメント防止の周知有り	82.3%
セクシャル・ハラスメント相談員有り	47.3%

「セクシャル・ハラスメントの防止周知をしている事業所」の割合は82.3%となっている。労働者規模別にみると、事業規模が大きいほど割合は高くなり、100人以上が96.4%で最も高い。産業別では回答数の少ない電気・ガスを除くと、金融・保険、医療関係等の割合が高くなっている。

セクシャル・ハラスメント相談窓口の設置状況としては、「相談員を置いている事業所」の割合は47.3%で、その内訳は「男性相談員のみ」が20.3%、「女性相談員のみ」が11.0%、「男女とも相談員がいる」が16.0%となっている。

また、「男性相談員のみ」の割合が多いのが、労働者規模別では100人以上、産業別では回答数の少ない電気・ガスを除くと、金融・保険であり、同様に「女性相談員のみ」は医療関係等、「男女とも相談員がいる」は100人規模以上と卸・小売業が最も高くなっている。

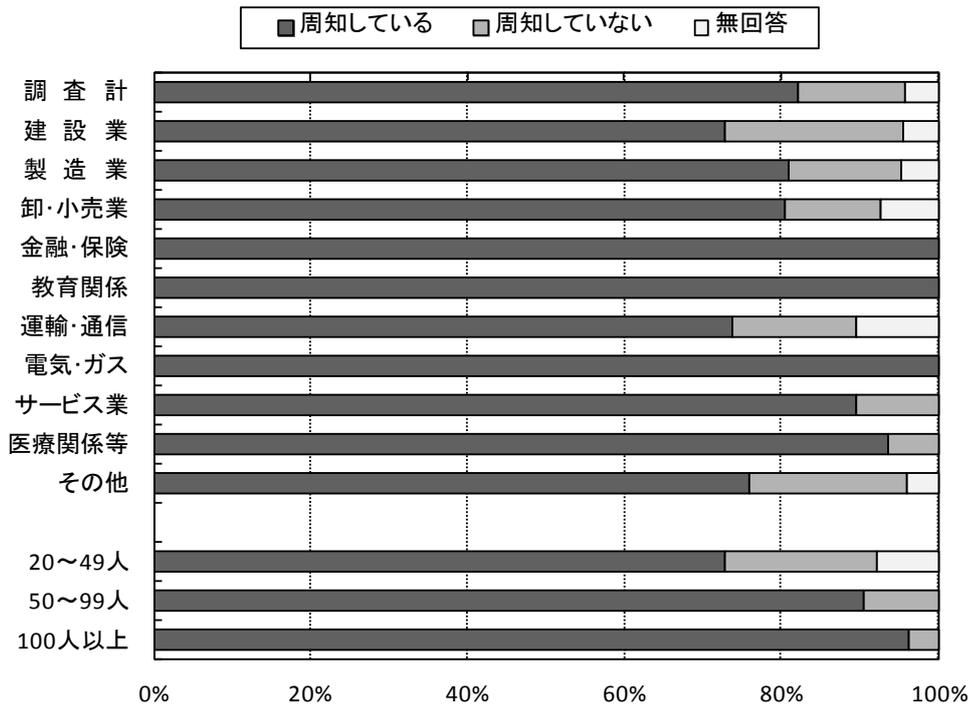
「相談員はいない」の割合が高いのは、労働規模別では20～49人、産業別では運輸・通信と建設業が高くなっている。

表45 セクシャル・ハラスメントの防止

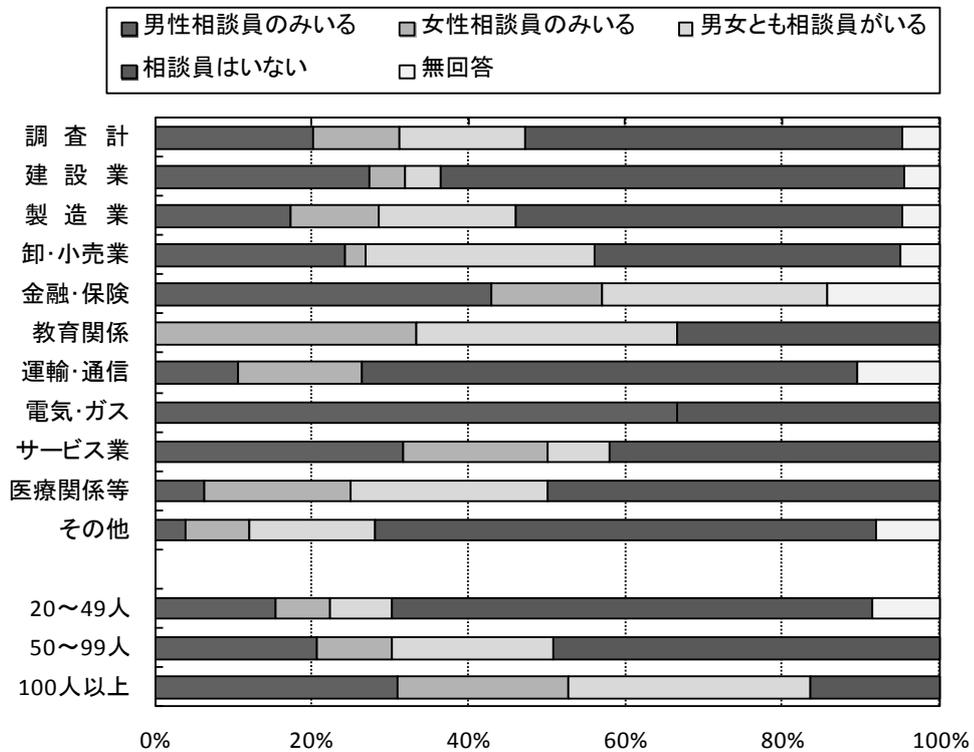
下段：%

区分	セクシャル・ハラスメントの防止周知の有無				セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況					
	事業所総数	周知している	周知していない	無回答	男性相談員のみいる	女性相談員のみいる	男女とも相談員がいる	相談件数	相談員はいない	無回答
調査計	237	195	32	10	48	26	38	7	114	11
		82.3	13.5	4.2	20.3	11.0	16.0		48.1	4.6
建設業	22	16	5	1	6	1	1	2	13	1
		72.7	22.7	4.5	27.3	4.5	4.5		59.1	4.5
製造業	63	51	9	3	11	7	11	-	31	3
		81.0	14.3	4.8	17.5	11.1	17.5		49.2	4.8
卸・小売業	41	33	5	3	10	1	12	-	16	2
		80.5	12.2	7.3	24.4	2.4	29.3		39.0	4.9
金融・保険	7	7	-	-	3	1	2	-	-	1
		100.0	-	-	42.9	14.3	28.6		-	14.3
教育関係	3	3	-	-	-	1	1	1	1	-
		100.0	-	-	-	33.3	33.3		33.3	-
運輸・通信	19	14	3	2	2	3	-	1	12	2
		73.7	15.8	10.5	10.5	15.8	-		63.2	10.5
電気・ガス	3	3	-	-	2	-	-	-	1	-
		100.0	-	-	66.7	-	-		33.3	-
サービス業	38	34	4	-	12	7	3	3	16	-
		89.5	10.5	-	31.6	18.4	7.9		42.1	-
医療関係等	16	15	1	-	1	3	4	-	8	-
		93.8	6.3	-	6.3	18.8	25.0		50.0	-
その他	25	19	5	1	1	2	4	-	16	2
		76.0	20.0	4.0	4.0	8.0	16.0		64.0	8.0
20～49人	129	94	25	10	20	9	10	2	79	11
		72.9	19.4	7.8	15.5	7.0	7.8		61.2	8.5
50～99人	53	48	5	-	11	5	11	3	26	-
		90.6	9.4	-	20.8	9.4	20.8		49.1	-
100人以上	55	53	2	-	17	12	17	2	9	-
		96.4	3.6	-	30.9	21.8	30.9		16.4	-
23年調査計	268	215	42	11	57	25	49	4	126	11
		80.2	15.7	4.1	21.3	9.3	18.3		47.0	4.1
22年調査計	274	224	40	10	64	33	33	6	133	11
		81.8	14.6	3.6	23.4	12.0	12.0		48.5	4.0

セクシャル・ハラスメントの防止周知



セクシャル・ハラスメント相談窓口設置状況



別 添 資 料

平成24年度 福島市労働条件等実態調査票

(平成24年5月31日現在)

福島市商工観光部 商業労政課 労政係
〒960-8601 福島市五老内町3番1号
電話番号 024-525-3720

この調査票は、福島市内の**常用労働者数（I-2-(1)-C）が20人以上の事業所**における労働時間、年次有給休暇、賃金、退職金等の実態に関する労働条件、更には事業所における育児休業取得、男女共同参画等の実態を把握するために実施するものです。

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使用したり、他に漏らしたりすることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。

記入上の注意

- 特に断らない限り、**平成24年5月31日現在**で、**常用労働者についてご記入ください**。
- 太線で囲んだ部分が回答欄**です。数字で表示されている箇所は、該当する数字を○で囲み空白の箇所は、該当する事項又は数字を記入してください。
- 数字は算用数字で右づめて記入願います**。
- この調査でいう「制度」とは、労使協定、労働協約、就業規定等で明示されているものばかりでなく、**現在、慣行として行われているものを含まます**。なお、現在の慣行が就業規則等に明示されているものと異なっている場合は、**現在の慣行を「制度」とします**。
- 調査票は**9月7日（金）までに返送**してください。
- 常用労働者数が19人以下の場合は2ページまで**ご記入の上、ご返送ください。

事業所の名称	No. _____		
所在地			
記入者の氏名	所属部課名	TEL	— —
		FAX	— —

I 労働形態

1. 業種はどれですか。番号に○を付けてください。

1 建設業	2 製造業	3 卸・小売業	4 金融・保険	5 教育関係
6 運輸・通信業	7 電気・ガス・水道業	8 サービス業	9 医療関係等	10 その他

2. 労働者数

(1) 貴事業所の労働者数について記入してください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

区 分	男 性	女 性	計	総 合 計
常 用 労 働 者	A =①+④ 人	B =②+⑤ 人	C =③+⑥ 人	C+F+I+L 人
正規の職員・従業員	① 人	② 人	③ =①+② 人	
上 記 以 外	④ 人	⑤ 人	⑥ =④+⑤ 人	
臨 時 労 働 者	D 人	E 人	F 人	
パ ー ト タ イ マ ー	G 人	H 人	I 人	
派 遣 労 働 者	J 人	K 人	L 人	

(注) 「**常用労働者**」とは、期間を決めず、又は1ヶ月を超える期間を決めて雇われる労働者。日々、又は1ヶ月以内の期間を限って雇われている労働者のうち、3・4月のそれぞれ18日以上雇われた労働者。
「**正規の職員・従業員**」とは、常用労働者のうち一般に「正社員・正職員」と呼ばれている労働者。
「**上記以外**」とは、常用労働者のうち正規の職員・従業員以外の労働者（「嘱託」、「契約社員」）。
「**臨時労働者**」とは、繁忙時に一時的に雇い入れられる労働者、あるいは季節的事業、その他短期の有期事業のために雇い入れられる労働者。
「**パートタイマー**」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い労働者、又は、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い労働者。
「**総合計**」の欄には、常用労働者(C)、臨時労働者(F)、パートタイマー(I)、派遣労働者(L)の合計数を記入してください。

※今年度より、IV 休業制度等において、「正規の職員・従業員」と「非正規労働者」について、設問を追加いたしました。大変お手数ですが下記の欄に再掲お願いいたします。

区 分	男 性	女 性	計
非正規労働者	M=(④+D+G+J) 人	N=(⑤+E+H+K) 人	O=M+N 人

(2) 常用労働者（A・B・C）に関する職種別の内訳を記入ください。

区 分	男 性	女 性	計
事 務	人	人	人
販 売 ・ サ ー ビ ス	人	人	人
専 門 ・ 技 術	人	人	人
技 能 ・ 労 務	人	人	人
そ の 他	人	人	人
計	A 人	B 人	C 人

常用労働者
A・B・Cと一
致します

(注) 「事 務」とは、事務に従事する労働者をいいます。

「販売・サービス」とは、商品・証券等の売買・保険外交等に従事する労働者及び個人に対するサービスの仕事に従事する労働者をいいます。

「専門・技術」とは、専門知識を応用し、技術的な業務・研究等に従事する労働者をいいます。

「技能・労務」とは、原材料の加工、各種機械機具の組み立て、修理、印刷、製本、建設作業等に従事する労働者。又は、鉄道・自動車・通信電話交換等で運転・操作に従事する労働者及び車掌・電話交換手等に従事する労働者をいいます。

I-2-(1)常用労働者数
各アルファベット欄の
人数と一致します

(3) 年齢別構成を記入してください。

<男 性>

区 分	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
常用労働者	人	人	人	人	人	A 人
正規の職員 ・従業員	人	人	人	人	人	① 人
上 記 以 外	人	人	人	人	人	④ 人
臨時労働者	人	人	人	人	人	D 人
パートタイマー	人	人	人	人	人	G 人
派遣労働者	人	人	人	人	人	J 人
合 計	人	人	人	人	人	人

<女 性>

区 分	15～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
常用労働者	人	人	人	人	人	B 人
正規の職員 ・従業員	人	人	人	人	人	② 人
上 記 以 外	人	人	人	人	人	⑤ 人
臨時労働者	人	人	人	人	人	E 人
パートタイマー	人	人	人	人	人	H 人
派遣労働者	人	人	人	人	人	K 人
合 計	人	人	人	人	人	人

(4) 派遣労働者を受け入れている場合、受け入れている全ての業務を選んでください。

1	事務	2	販売・サービス	3	専門・技術	4	技能・労務	5	その他
---	----	---	---------	---	-------	---	-------	---	-----

(5) 業務請負会社を利用していますか。

1	利用している	2	利用していない
---	--------	---	---------



業務請負会社を「1 利用している」場合、どんな業務を利用していますか。
利用している業務全てを選んで下さい。

1	事務	2	販売・サービス	3	専門・技術	4	技能・労務	5	その他
---	----	---	---------	---	-------	---	-------	---	-----

(6) 常用労働者のうち障がい者、外国人について記入ください。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

区 分	男 性	女 性	計
障 が い 者	人	人	人
外 国 人	人	人	人
計	人	人	人

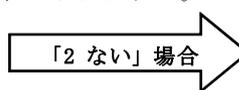
3. パートタイマーの状況

(1) 正規職員と同じ仕事を行わせているパートタイマーはいますか。

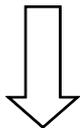
1	い る	2	い な い
---	-----	---	-------

(2) パートタイマーから正規の職員への転換制度等がありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----



1	検 討 し て い る
2	検 討 し て い な い



正規の職員への転換制度等が「1 ある」場合
制度の内容について記入してください。

4. 労働組合

労働組合はありますか。

1	あ る	2	な い
---	-----	---	-----

II 労働時間

※常用労働者数（I-2-(1)-C）を対象に記入してください。

1. 所定労働時間

通常の1日あたりの所定労働時間（休息、残業時間は含みません）は何時間ですか。
また、年間労働日数は何日ですか。

1日あたり 時間 分 年間労働日数 日

(注) 「**所定労働時間**」とは、労使協定、労働協約、就業規則等で定められた始業時刻から終業時間までの時間により、休憩時間を差し引いた労働時間（休息时间、残業時間は含みません）をいいます。

「**労働日数**」とは、労働すべきことになっている（年次有給休暇を含む）日数をいいます。

2. 所定外労働時間

(1) 平成23年6月から平成24年5月までの**1年間における一人平均**の所定外労働時間は何時間ですか。（30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて記入してください。）

区 分	年間の所定外労働時間
男性平均 = $\frac{\text{男性の所定外労働時間の合計 (X)}}{\text{常用労働者男性 (A) の人数}}$	時間
女性平均 = $\frac{\text{女性の所定外労働時間の合計 (Y)}}{\text{常用労働者女性 (B) の人数}}$	時間
全体平均 = $\frac{(X) + (Y)}{(A) + (B)}$	時間

(注) 「**所定外労働時間**」とは、早出、残業、臨時の呼び出し休日出勤などの労働時間をいいます。

(2) 長時間労働者への医師による面接指導制度がありますか。

<input type="text"/> 1	<input type="text"/> あ る	<input type="text"/> 2	<input type="text"/> な い
------------------------	--------------------------	------------------------	--------------------------

3. 変形労働時間制

変形労働時間制を採用していますか。

<input type="text"/> 1	<input type="text"/> 採 用 し て い る	<input type="text"/> 2	<input type="text"/> 採 用 し て い な い
------------------------	----------------------------------	------------------------	------------------------------------

4. みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用していますか。

<input type="text"/> 1	<input type="text"/> 採 用 し て い る	<input type="text"/> 2	<input type="text"/> 採 用 し て い な い
------------------------	----------------------------------	------------------------	------------------------------------

5. ワークシェアリング

正規職員について、短時間勤務を導入するなど勤務の仕方を多様化し、女性や高齢者を始めとして、より多くの労働者に雇用機会を創出するワークシェアリング（多様就業型）を導入していますか。

<input type="text"/> 1	<input type="text"/> 導 入 し て い る	<input type="text"/> 2	<input type="text"/> 導 入 し て い な い
------------------------	----------------------------------	------------------------	------------------------------------

(4) 常用労働者の育児休業制度利用者の状況について、記入してください。該当者がいる場合、「正規の職員・従業員」及び「非正規労働者」についても再掲をお願いいたします。

※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

		常用労働者	正規の職員・従業員	非正規労働者
①. 平成23年6月1日から平成24年5月31日までの出産者数（男性の場合は配偶者が出産した者の数）を記入してください。				
男性の該当者数	(I-2-(1)-A)	人	(I-2-(1)-①)	人
女性の該当者数	(I-2-(1)-B)	人	(I-2-(1)-②)	人
②. ①で該当した者のうち、平成24年5月31日までに育児休業を開始した者（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）を記入してください。				
男性の取得者数		人	人	人
女性の取得者数		人	人	人
③. ②の開始者（申出者含む）の一人あたり平均取得日数（少数未満切り上げ）を記入してください。				
男性の平均取得日数		日	日	日
女性の平均取得日数		日	日	日
④. ②の開始者(申出者含む)の取得日数の内訳を記入してください。				
3ヶ月未満	男性	人	人	人
	女性	人	人	人
3ヶ月～ 6ヶ月未満	男性	人	人	人
	女性	人	人	人
6ヶ月～ 9ヶ月未満	男性	人	人	人
	女性	人	人	人
9ヶ月～ 12ヶ月未満	男性	人	人	人
	女性	人	人	人
12ヶ月～ 24ヶ月未満	男性	人	人	人
	女性	人	人	人
24ヶ月以上	男性	人	人	人
	女性	人	人	人

(5) 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を作成し福島労働局に届けていますか。

1	届 け て い る	2	届 け て い な い
---	-----------	---	-------------

2. 育児短時間勤務制度等

(1) 育児短時間勤務制度等を、就業規則または労働協約上に定めていますか。定めている場合“アイウ”にも○をつけてください。また、定めている場合、「正規の職員・従業員」及び「非正規労働者」についても、再掲をお願いいたします。

(注)「**育児短時間勤務制度等**」とは、乳幼児を有する労働者が育児休業を取得することなく就業しながら子を養育することを容易にするための何らかの措置をいいます。

常用労働者		正規の職員・従業員		非正規労働者	
定めている (対象は)		定めている (対象は)		定めている (対象は)	
1	ア 3歳まで	1	ア 3歳まで	1	ア 3歳まで
	イ 小学生まで		イ 小学生まで		イ 小学生まで
	ウ その他 ()		ウ その他 ()		ウ その他 ()
2	定めていない	2	定めていない	2	定めていない

(2) 育児短時間勤務制度等を**定めている場合**、どのような制度がありますか。該当する番号全て○をつけてください。該当者がいる場合、「正規の職員・従業員」及び「非正規労働者」についても、再掲をお願いいたします。**該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。**また、平成23年6月1日から平成24年5月31日までに取得した人数を、男女別に記入してください。

(注)「**短時間勤務制度**」を利用した方については、平均短縮時間も記入してください。また、同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人と計上してください。ただし、同一労働者が期間を継続延長した場合は1回として計上してください。

定めている場合		常用労働者 (I-2-(1)-C)		正規の職員・従業員 (I-2-(1)-③)		非正規労働者 (I-2-(1)-O)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
1	短時間勤務制度	人	人	人	人	人	人
	(平均短縮時間)	分	分	分	分	分	分
2	フレックスタイム制度	人	人	人	人	人	人
3	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	人	人	人	人	人	人
4	所定外労働の免除	人	人	人	人	人	人
5	事業所内託児の使用	人	人	人	人	人	人
6	育児に要する経費の援助措置	人	人	人	人	人	人
7	その他 ()	人	人	人	人	人	人

3. 子の看護休暇制度

(1) 子の看護休暇制度を就業規則または労働協約上に定めていますか。

1	定めて	いる	2	定めて	いない
---	-----	----	---	-----	-----

(2) 子の看護休暇制度の期間はどのくらいですか。

1	5日未	満	2	5	日	3	6日	以上
---	-----	---	---	---	---	---	----	----

(3) 子の看護休暇中の賃金はどのように取り決められていますか。

1	全額	支給	2	一部	支給	3	無	給
---	----	----	---	----	----	---	---	---

4. 介護休業制度

(1) 介護休業制度を就業規則または労働協約上に定めていますか。

1	定めて	いる	2	定めて	いない
---	-----	----	---	-----	-----

(注)「**介護休業制度**」とは、従業員の家族、例えば高齢の父母等の介護のために、退職することなく連続休業が与えられる制度をいいます。

(2) 介護休業制度の期間はどのくらいですか。

1	9	3	日	2	6ヶ月未	満	3	6ヶ月	以上
---	---	---	---	---	------	---	---	-----	----

(3) 介護休業中の賃金はどのように取り決められていますか。

1	全額	支給	2	一部	支給	3	無	給
---	----	----	---	----	----	---	---	---

(注)社会保険料の本人負担分を会社が本人に代わって負担する場合は「一部支給」になります。

(4) 介護休業制度利用者の状況について記入してください。**該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。**

常用労働者（I-2-(1)-C）の介護休業制度利用者の状況

男性			人	女性			人
----	--	--	---	----	--	--	---

※平成23年6月1日から平成24年5月31日までに介護休業制度を利用した人数を記入してください。

V 定年制

※常用労働者数（I-2-(1)-C）を対象に記入してください。

1. 定年制

(1) 定年制はありますか。

1	あ	る	2	な	い
---	---	---	---	---	---

(2) **定年制がある場合**、その形態と年齢について記入してください。

1	一	律	定	年	制	2	職	種	別	定	年	制	3	そ	の	他	()
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

歳

※左記へ定年の際の年齢を記入してください。

(3) 定年制の特別扱いはありますか。

1	あ	る	2	な	い
---	---	---	---	---	---



定年後の特別扱いが「1 ある」場合、どんな制度を利用していますか。利用している制度を選んでください。

1	再	雇	用	制	度	の	み	2	勤	務	延	長	制	度	の	み	3	両	者	の	併	用
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

VI 退職金

※常用労働者数（I-2-(1)-C）を対象に記入してください。

1. 正規の職員・従業員

(1) 退職金制度はありますか。

1	あ	る	2	な	い
---	---	---	---	---	---

(2) 退職金制度がある場合、その形態について記入してください。

1	退職一時金制度のみ	2	退職年金制度のみ	3	両者の併用
4	両者のどちらか一方または両者を労働者が選択する				

(3) 退職金の支払い準備形態について、該当する番号全てに○をつけてください。

1	中小企業退職金共済制度	2	特定退職金共済制度	3	事業保険、福祉厚生保険など
4	社内準備	5	調整年金（厚生年金基金）	6	適格年金
7	調整年金と適格年金の併用	8	その他（ ）		

(注) 「特定退職金共済制度」とは、商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、退職金共済事業を主たる目的とする公益法人などが、税務署長の承諾を受けて退職金共済事業を行うものをいいます。

「事業保険」とは、法人あるいは企業者が契約者となる保険で、内容は普通の個人が契約者となる養老保険と変わりませんが、従業員が10名以上、つまり契約が10本以上になると、それをひとまとめにして「事業保険」といいます。

「調整年金」とは、厚生労働大臣の許可を受けて厚生年金基金を設立し、厚生年金保険法でいう老齢年金基金制及び通算老齢年金の報酬比例部分を企業年金で代行する年金制度のことで厚生年金基金制ともいいます。

「適格年金」とは、事業主と信託銀行又は生命保険会社が退職労働者に対する退職年金の支給を目的とした信託契約又は生命保険契約を結び、国税庁長官の承認を得て税法上事業主の掛金を損金として取扱うことが認められている、いわゆる社外積立ての制度をいいます。

「その他」には、退職一時金を会社が預かって本人の選択した支払い方法で年金払いをする社内預金型のもの等が含まれます。

(4) 退職金制度がある場合、記入してください。

1	拠	出	制	2	無	拠	出	制
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注) 「拠出制」とは、労働者が掛金の全部または一部を負担することをいいます。

2. 非正規の職員・従業員

(1) 退職金制度はありますか。

1	あ	る	2	な	い
---	---	---	---	---	---

VII 賃金制度

※常用労働者数（I-2-(1)-C）を対象に記入してください。

1. 常用労働者の賃金

(1) 平成23年6月分の賃金、年数、年齢の総合計数について記入してください。

※一人あたりの平均ではなく総合計数となりますのでご注意ください。

＜事務・販売技術労働者＞ ※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

6月分の賃金支給対象 となった常用労働者数	賃金支払いの状況			労働者の状況		
	所定内賃金	所定外賃金	現金給与総額	勤続年数	年齢	
男性	人	千円	千円	千円	年	歳
女性	人	千円	千円	千円	年	歳

＜生産・労務労働者＞ ※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

6月分の賃金支給対象 となった常用労働者数	賃金支払いの状況			労働者の状況		
	所定内賃金	所定外賃金	現金給与総額	勤続年数	年齢	
男性	人	千円	千円	千円	年	歳
女性	人	千円	千円	千円	年	歳

(注) 「所定内賃金」とは、就業規則や労使協定、労働協約等に定められた所定内の労働時間に対して支給される賃金（基本給、役付手当、家族手当、住宅手当、通勤手当等）をいいます。

「所定外賃金」とは、早出、残業、休日出勤など、所定外の労働時間に対して支給される賃金（時間外手当、休日勤務手当、超過勤務手当等）をいいます。

「現金給与総額」には、所定内賃金と所定外賃金の合計金額を記入してください。

「勤続年数」には、6月分の賃金支給対象となった常用労働者の合計勤続年数を記入してください。

「年齢」には、6月分の賃金支給対象となった常用労働者の合計年齢を記入してください。

(2) 平成23年6月から平成24年5月に常用労働者へ支払った賞与について記入してください。

※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

	回数	月数		回数	月数
男性	回	ヶ月分	女性	回	ヶ月分

(注) 「回数」には、賞与支給対象となった常用労働者への支払い合計回数を記入してください。

夏季賞与と年末賞与の場合は2回となり、その他特別賞与があった場合はその分についてもカウントしてください。

「月数」には、賞与支給対象となった常用労働者への支払い合計月数を記入してください。

夏季賞与1.5ヶ月分と年末賞与1.5ヶ月分の場合は3ヶ月分と記入してください。

VIII 男女共同参画の状況

1. 女性の昇進・参画

(1) 大卒標準労働者が入社から昇給・昇格していく際に、男女間で差がありますか。

1	男性の方が早く昇給・昇格する者が多い	2	女性の方が早く昇給・昇格する者が多い	3	男女とも変わらない
4	把握していない	5	対象となる女性または男性労働者がいないので比較できない		

(注) 「大卒標準労働者」とは、大学卒業後、直ちに企業へ入社し、同一企業に継続して勤務している労働者をいいます。

(2) 大卒標準労働者の男女間で差がある場合、入社何年目頃からですか。

1	入社してから5年目まで
2	入社してから6～10年目まで
3	入社してから11～15年目まで
4	入社してから16～20年目まで
5	管理職に昇進するとき
6	その他（右への記載願います）
7	わからない

「6 その他」の場合に具体的内容を記入してください。



(3) 平成24年5月末における常用労働者のうち、男女別、年齢別の管理職の人数について記入してください。 ※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

	係長相当職		課長相当職		部長相当職	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
30歳未満	人	人	人	人	人	人
30～39歳	人	人	人	人	人	人
40～49歳	人	人	人	人	人	人
50～59歳	人	人	人	人	人	人
60歳以上	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人

(注) 「管理職」とは、事業所の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮・監督する役職のほか専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。

部長・課長等の役職名を採用していない場合や、次長等役職欄にない職については、貴事業所の実態により、どの役職に該当するか適宜判断して下さい。

(4) 女性の活用にあたっての問題点と考えられるものをお選びください。

※該当する番号全てに○をつけてください。

1	女性の勤続年数が平均的に短い	2	家庭責任を考慮する必要がある
3	一般的に女性は就業意識が低い	4	顧客や取引先を含め会社の一般の理解が不十分である
5	中間管理職の男性や同僚の男性の認識、理解が不十分である	6	時間外労働、深夜業をさせにくい
7	女性のための就業環境の整備にコストがかかる	8	重量物の取り扱いや危険有害業務について、法制上の制約がある
9	女性の活用方法がわからない	10	その他 ()
11	特になし		

(5) 平成23年6月から平成24年5月における職務能力向上のための教育研修の参加延人数を、男女別及び職階別にご記入ください。 ※該当がない場合は、数字のゼロを記入してください。

	管理職	一般		管理職	一般
男性	人	人	女性	人	人

2. 仕事と育児の両立支援

(1) 結婚、出産、育児等による退職者に対して、再雇用制度がありますか。

1	あ	る	2	な	い	3	検	討	中	で	あ	る
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注)再雇用制度が「1 ある」場合、2-(2)を記入してください。

それ以外の場合、「3.職場環境」を記入してください。

(2) 再雇用制度が「ある」場合、平成23年6月から平成24年5月における利用人数を男女別・雇用形態別に記入してください。 ※該当者がいない場合は、数字のゼロを記入してください。

区 分	男 性	女 性	計	総 合 計
常 用 労 働 者	M =①+④ 人	N =②+⑤ 人	O =③+⑥ 人	O+R+U 人
正規の職員・従業員	① 人	② 人	③ =①+② 人	
上 記 以 外	④ 人	⑤ 人	⑥ =④+⑤ 人	
臨 時 労 働 者	P 人	Q 人	R 人	
パ ー ト タ イ マ ー	S 人	T 人	U 人	

3. 職場環境

(1) 従業員に、セクシュアル・ハラスメントの防止を周知していますか。

1	周	知	し	て	い	る	2	周	知	し	て	い	な	い
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(2) 職場内にセクシャル・ハラスメント相談窓口を設置していますか。(複数回答可)

1	い	る	(男	性	相	談	員)	2	い	る	(女	性	相	談	員)	3	い	な	い
---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---

(3) 設置している場合、平成23年6月から平成24年5月における相談件数を記入してください。

件

4. 職場の制度・慣行

女性のみにも適用される職場制度や慣行がある場合、記入してください。

--

5. 自由解答欄

貴社におかれまして、男女共同参画についての取り組みがある場合、記入してください。

--

以上で記入いただく事項は終了となります。ご協力いただきありがとうございました。

労働条件等実態調査報告書

平成 24 年 11 月

編集・発行：〒960-8601

福島市五老内町 3 番 1 号

福島市商工観光部商業労政課労政係

TEL：024-535-1111（代表）

024-525-3720（直通）